

第1回定例会

平成25年3月6日開会

平成25年3月22日閉会

# 三股町議会議録

三股町議会

# 目 次

## ◎第1回定例会

### ○3月6日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期決定の件について	4
日程第3	平成25年度施政方針表明	5
日程第4	議案第1号から議案第40号までの40議案、発議4件及び報告1件一括 上程	13

### ○3月8日(第2号)

日程第1	総括質疑	30
日程第2	常任委員会付託	37
日程第2	議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号 の質疑・討論・採決	37

### ○3月13日(第3号)

日程第1	議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号の取扱い について	43
日程第2	議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号一括上程	43
日程第3	質疑	46
日程第4	常任委員会付託	46
日程第5	質疑・討論・採決(意見書(案)第1号)	46

### ○3月19日(第4号)

日程第1	一般質問	50
	7番 上西 祐子君	50
	1番 池邊 美紀君	63
	4番 内村 立吉君	75
	12番 桑畑 浩三君	85

3番 堀内 義郎君 ..... 93

○3月21日（第5号）

日程第1 一般質問 ..... 108

    2番 佐澤 靖彦君 ..... 108

    5番 福永 廣文君 ..... 119

    6番 指宿 秋廣君 ..... 124

    10番 池田 克子君 ..... 140

○3月22日（第6号）

日程第1 常任委員長報告 ..... 156

日程第2 質疑 ..... 167

日程第3 討論・採決（議案第1号から第20号、第22号から第25号、第28号  
から第39号及び第41号から第45号までの41議案） ..... 167

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成25年 第1回定例会 (3月)	議案第1号	三股町新型インフルエンザ等対策本部 条例	可決	3月22日
〃	議案第2号	三股町債権管理条例	可決	3月22日
〃	議案第3号	三股町営住宅の整備基準に関する条例	可決	3月22日
〃	議案第4号	三股町営住宅設置条例の一部を改正す る条例	可決	3月22日
〃	議案第5号	三股町営住宅管理条例の一部を改正す る条例	可決	3月22日
〃	議案第6号	三股町町道の構造の技術的基準を定め る条例	可決	3月22日

平成25年 第1回定例会 (3月)	議案第7号	三股町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例	可決	3月22日
〃	議案第8号	三股町町道の道路標識の寸法を定める条例	可決	3月22日
〃	議案第9号	三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例	可決	3月22日
〃	議案第10号	三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第11号	三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	可決	3月22日
〃	議案第12号	三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	可決	3月22日
〃	議案第13号	三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例	可決	3月22日
〃	議案第14号	三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第15号	三股町公共下水道条例の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第16号	三股町墓地公園条例の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第17号	三股町まちづくり基本条例の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決	3月22日
〃	議案第19号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	可決	3月22日

平成25年 第1回定例会 (3月)	議案第20号	都城盆地土地改良事業基金条例を廃止する条例	可決	3月22日
〃	議案第21号	平成24年度三股町一般会計補正予算(第5号)	可決	3月8日
〃	議案第22号	平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	3月22日
〃	議案第23号	平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	可決	3月22日
〃	議案第24号	平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算	可決	3月22日
〃	議案第25号	平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第3号)	可決	3月22日
〃	議案第26号	平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	可決	3月8日
〃	議案第27号	平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決	3月8日
〃	議案第28号	平成25年度三股町一般会計予算	可決	3月22日
〃	議案第29号	平成25年度三股町国民健康保険特別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第30号	平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第31号	平成25年度三股町介護保険特別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第32号	平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第33号	平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算	可決	3月22日

平成25年 第1回定例会 (3月)	議案第34号	平成25年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第35号	平成25年度三股町公共下水道事業特 別会計予算	可決	3月22日
〃	議案第36号	平成25年度三股町水道事業会計予算	可決	3月22日
〃	議案第37号	町道路線の廃止について	可決	3月22日
〃	議案第38号	町道路線の認定について	可決	3月22日
〃	議案第39号	指定管理者の指定について	可決	3月22日
〃	議案第40号	町道路線の廃止について	可決	3月8日
〃	発議第1号	三股町議会基本条例の一部を改正する 条例	可決	3月8日
〃	発議第2号	三股町議会委員会条例の一部を改正す る条例	可決	3月8日
〃	発議第3号	三股町議会会議規則の一部を改正する 議会規則	可決	3月8日
〃	発議第4号	三股町議会傍聴人取締規則の一部を改 正する議会規則	可決	3月8日
〃	報告第1号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		
〃	議案第41号	平成24年度三股町一般会計補正予算 (第6号)	可決	3月22日
〃	議案第42号	平成24年度三股町梶山地区農業集落 排水事業特別会計補正予算(第4号)	可決	3月22日

平成25年 第1回定例会 (3月)	議案第43号	平成24年度三股町宮村南部地区農業 集落排水事業特別会計補正予算(第 3号)	可 決	3月22日
〃	議案第44号	平成24年度三股町公共下水道事業特 別会計補正予算(第4号)	可 決	3月22日
〃	議案第45号	財産の処分について	可 決	3月22日
〃	意見書案 第1号	環太平洋戦略的経済連携協定(TP P)交渉への参加に反対する意見書 (案)	可 決	3月13日

## 一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 生活保護基準の見直 して影響が及ぶ他の制 度はどのようなものか あるか。	① 本町での保護世帯の数 ② 準要保護者数(就学援助児童 数) ③ 保育料、国保税、住民税など 影響を受けると思うがその数と 金額 ④ 本町の対応策はあるのか。	町 長
		2 地方公務員給与の削 減について	① 本町の削減額、人数。 ② 役場職員以外の影響は。 ③ 住民税の減少もあると思うが、 その額はいくら位を予想してい るのか。 ④ 国が地方公務員の給与削減を 強制することに町長はどう考 えるか。	町 長
		3 町長の政治姿勢につ いて	① いじめ、体罰、パワハラに対 しての認識を聞く。 ② 教育長の選任、辞任について の対応の仕方に問題はなかった のか。	町 長

2	池邊 美紀	1 アスリートタウンを標榜している三股町。今後の方針は、どのようなものか。	① 年次的計画はどのようなものか。 ② 目的別基金の設定はどうなっているのか。 ③ 総合体育館の可能性はあるのか。 ④ 植木地区体育館の進捗状況はどうか。 ⑤ 特別強化種目を定めてバックアップしてはどうか。	町 長
		2 老朽化が著しい五本松住宅、その土地を将来に向けて有効活用すべきではないか。	① 長期的見通し(計画)はどのようなものか。	町 長
		3 害獣(イノシシ)の被害が数多く報告されているが、実態と対策はどのようなものか。	① 現在の対策と今後の予定はどのようなものですか。	町 長
		4 自立の道を進む三股町、今後の見通しはどのようなものか。	① 人口動態、財政シミュレーション、行政サービスの懸念事項。	町 長
3	内村 立吉	1 町政について	① 本町は、自主、自立を選択して、今日までの経過をどのように受けとめているか。今後どのように考えているか伺う。 ② 税金の滞納問題について、収納対策本部が設置されているが、効果があるか伺う。 ③ 自治公民館加入について伺う。 ④ 地方公務員の人件費を削減するとして、地方交付税の削減を打ち出してきたのですが、このことについて伺う。 ⑤ 今後のパークゴルフ場の対応について伺う。 (平成23年9月の陳情をふまえて)	町 長
		2 教育について	① 部活動と体罰について。(平成24年9月の一般質問もふまえて)	町 長



4	桑畑 浩三	1 公共下水道の見直しは	① 昨年見直しをするということであったがどうなったか。 ② 加入率はどうか。	町 長
		2 五本松住宅の現状と今後の計画は	① 建て替えを検討するということだが。	
		3 よかもん屋の現状は	① よかもん屋の経営状況はどうか。	
		4 三股駅は改良の必要があると思うが	① 踏切はつukれないか。	
		5 ごみ減量化と有機農法を図れ	① 堆肥工場はつukれないか。	
5	堀内 義郎	1 元気の杜の会議室の利用開放について	① 町内の各団体が、元気の杜の会議室を利用できないか問う。	町 長
		2 いじめ(体罰)問題の現状と対策について	① いじめ(体罰)問題の現状と、防止対策等の相談窓口の利用促進は積極的に行われているか問う。 ② 地域社会が一体となり組織的に取り組む事が大切かと思うが、「いじめ等防止条例」の制定はできないか問う。	
		3 農業問題と活力ある農業の創設について	① T P P交渉参加によって本町の農業に与える影響と対策について問う。 ② 耕作放棄地と農業用排水の管理について問う。 ③ 施政方針での特産品の開発や6次産業化の推進について問う。	
6	佐澤 靖彦	1 商工業、観光振興に関すること	① 空き店舗の活用について問う。 ② 地産地消事業や特産品の開発をし、その後の展開について問う。 ③ ものづくりフェアの事業について問う。	町 長

7	福永 廣文	1 公共事業入札について	① 議会の議決を要しない予定価格5000万円以下の工事の入札について、平成24年度の予定価格に対する落札率を問う。	町 長
		2 スポーツ振興の為の助成について	① 県代表として全国大会出場するも、今の助成措置では該当しない競技があります。三股町ではマイナーな競技であっても、ぜひ助成し応援すべきではないでしょうか。規約の改正をお願いしたい。	
		3 蓼池集落の排水路の汚染について	① 蓼池集落の中心部を流れる排水路は、集落住民の家庭排水と工場関係の排水とが混ざり合っ て異常な水質になっております。ぜひこの汚染源をつきとめて、改善をお願いしたい。	
8	指宿 秋廣	1 予算の解り易い資料の提出をすることはできないか	① 町民の理解や議会の審議のための改善をするべきではないか。	町 長
		2 産業の実態把握について	① 今後の町の産業の方向性を導くために、産業別の総収入を調査することはできないか。	
		3 外部評価制度やパブリックコメントについて	① 自治公民館組織や議会との位置づけをどのように考えているか。	
		4 PM2.5の対応について	① 国・県や都城市との連絡体制はどうなっているか。 ② 町内の対応はどうなっているか。	
		5 国の新年度予算の地方交付税削減についての見解を伺う		

9	池田 克子	1 障がい者の福祉施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 物品の調達目標を定めた調達方針の策定を予定しているか。</li> <li>② その方針に即して調達を実施できるか。</li> <li>③ 社協や関係事業所団体との連携も必要ではないか。</li> <li>④ 障害者就労支援施設や小規模作業所、在宅就業の障害者等への周知の手段は。</li> </ul>	町 長
		2 地域防災計画について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民が防災知識を得る手段として、どのような対策をとっているか。</li> <li>② 学校教育の中で、防災講習や防災訓練を実施しているか。</li> <li>③ 職員への防災研修等を実施しているのか。また、その内容は。</li> <li>④ 県が実施している防災士養成研修への参加を職員を含めた多くの関係各位に啓発してはどうか。</li> </ul>	

三股町告示第3号

平成25年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月1日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成25年3月6日

2 場 所 三股町議会議場

---

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月13日に応招した議員

---

○3月19日に応招した議員

---

○3月21日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成25年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成25年度施政方針表明  
日程第4 議案第1号から議案第40号までの40議案、発議4件及び報告1件一括上程
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件について  
日程第3 平成25年度施政方針表明  
日程第4 議案第1号から議案第40号までの40議案、発議4件及び報告1件一括上程
- 

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	木佐貫辰生君	副町長	.....	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長	.....	大脇 哲朗君	地域政策室長	.....	西村 尚彦君
税務財政課長	.....	渡邊 知昌君	町民保健課長	.....	山元 宏一君
福祉課長	.....	岩松 健一君	産業振興課長	.....	丸山浩一郎君
都市整備課長	.....	下沖 常美君	環境水道課長	.....	鍋倉 祐三君
教育課長	.....	重信 和人君	会計課長	.....	財部 一美君

---

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから平成25年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、池邊君、8番、大久保君の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

まず、今定例会の会期日程にかかわる議会運営委員長の審査結果の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） おはようございます。それでは議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る3月1日と5日に議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年第1回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます町長提出議案は、合計40件。その内訳は、補正当初予算案16件、条例20件、予算条例以外4件であります。また、議会の発議が4件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本日から22日までの17日間とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち追加補正のある議案第21号、第26号、第27号補

正予算、第40号の町道路線の廃止及び議会の発議第1号から第4号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目に全体審議で措置することと決定しました。

なお、国の経済対策2012年補正予算の成立に伴う町補正予算が今会期中に追加上程される予定であります。

日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりであります。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月22日までの17日間とすることにし、議案第21号、第26号、第27号の補正予算、第40号の町道路線の廃止及び議会の発議第1号から第4号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目に全体審議で措置することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間とすることに決しました。また、議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目に全体審議で措置することに決しました。

---

### 日程第3. 平成25年度施政方針表明

○議長（山中 則夫君） 日程第3、平成25年度施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、ここに平成25年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、平成25年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

まずは、町政運営に関しまして、議員の皆さんを初め、町民の皆様からいただいているご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

私は、町長に就任いたしまして2年5カ月を迎えたところです。この間、大変多くの方々との出会いがあり、たくさんの応援やご助言、ご意見等をいただいておりますが、そのいずれにも、根底に三股町を愛する真剣な思いが込められていたということを実感しております。

そして、私はこうした皆様方からのご助言等を糧に、常に「自立と協働で創る元気なまち、みまた」をスローガンにさまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後とも議会からのご意見や町民の皆様からの声をいただきながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでまいる所存でございます。

さて、去年は、我が国では、東日本大震災からの復興、円高、株安、欧州債務危機、中国の経済成長の鈍化、領土問題による日中、日韓関係の悪化など混迷と不安に満ちた1年でしたが、昨



年末に政権交代した国政では、日本経済再生に向けた緊急経済対策を発表し、金融緩和、財政出動、成長戦略の「三本の矢」で取り組む方針を明確にいたしました。

また、平成24年度補正予算におきましても、緊急経済対策を盛り込んだ13兆円を超える大型の予算が可決され、こうした政府の姿勢に対し、円安、株高など、市場も前向きな反応を示しております。

三股町としましても、機会を逃さず、地域経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

そのほかに、消費税増税を含む「社会保障と税の一体改革」につきましては、社会保障分野での明確なグランドデザインが示されていない中で、税制改正が先行して議論されており、新政権がどのような方向を目指していくのか、引き続き注視する必要があると認識しております。

本町を取り巻く環境につきましても、少子高齢化に伴う医療、福祉、介護への対応や大型店の立地、六次産業化、TPP問題、雇用不安、そして景気低迷による税収減、さらにクリーンセンターや医師会病院建設に伴う多大な財政負担など多くの課題があります。

私は、これまで、町長の任期の前半、約2年余り、マニフェストや総合計画に基づきさまざまな施策を進めてまいりましたが、後半の任期につきましては、これまでの施策を継続しながら、今後の2年間、または中長期を見込んだ新たな町の目標を掲げ、計画的な施策の実現に取り組んでいきたいと考えています。

一つは「明るく安全、安心のまちづくり」であります。

3. 11の東日本大震災や昨年の九州北部豪雨に見られますように、災害はいつどこで発生するか予断を許さないのが現状です。想定される南海トラフ地震やゲリラ豪雨など、町民の安全安心への備えは喫緊の課題であります。このようなことから、まずは2カ年にわたり防災行政無線の整備に取り組みます。また、夜間の安全・安心及び省エネのため、町内全域にわたり、防犯灯のLED化を目指します。

一つは「アスリートタウンの充実」であります。

ご承知のように、本町は、縣市町村対抗駅伝競走大会の「町村の部」での3連覇や中学校部活での駅伝部、剣道部、弓道部の活躍など「アスリートのまちづくり」を県内に発信しています。

まず、今年度は、さらなる「アスリートタウンみまたの創造」を目指し、ハード面、ソフト面にわたり具体的な計画、「アグレッシブタウン構想」の策定に取り組み、そして財政状況に配慮しながら計画的な整備を行っていききたいと考えています。

一つは「教育の充実」であります。

これまでも「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」を目標に、「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してきたところですが、昨今のいじめ問題や体罰等、全国的に大きな問題となっております。

これらの直面する問題解決に取り組むとともに、組織の強化等を含め、教育行政の充実、推進に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの施策を推進するに当たっては、昨年12月に可決いただいた「まちづくり基本条例」（今回一部修正もありますが）を基本にしながら「自立と協働で創る元気なまち、みまた」の実現に向け、真に町民が満足するまちづくりを推進し、町民の負託にこたえてまいりたいと思っております。

以上、私の町政運営に当たっての率直な思いを申し上げましたが、これに基づき、平成25年度の町政運営の柱となる施策について第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は水と緑の豊かな自然環境に恵まれておりますが、資源やエネルギーを大量に消費する現在の社会経済活動は、豊かな生活をもたらす一方で、環境への負荷も増大させており、本町の豊かな自然への影響も懸念されるところです。

そのため、昨年6月に環境保全に関する施策の基本となる「環境基本条例」を制定したところであり、さらに「環境基本計画」の策定に向けて取り組んでいるところであります。

事業としましては、自然と人との共生を確保し、環境への負荷軽減を図る循環型社会形成を推進するため、ごみの減量化・剪定くず、草堆肥化事業や住宅用太陽光発電システム設置事業、水力発電の可能性調査事業等に取り組んでまいります。

なお、平成26年度に新清掃工場が都城市山田町において供用開始の予定となっており、その後のごみの収集及び運搬費用の増加が見込まれますので、町民総参加によるごみの減量化に向けて一層力を注いでまいり所存でございます。

公営住宅については、入居者の健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう住宅の維持補修に努めてまいります。建設につきましては、長田地区過疎対策事業として、長田地区に住宅の建設工事を予定するとともに、五本松団地建て替えを検討してまいりたいと考えております。

民間の借家や持ち家についても公営住宅同様、快適で、安心して住み続けられる住環境は誰もが必要としていると考えます。耐震性の向上やバリアフリー化等の住宅リフォームに対する補助を行い、既存住宅の改善を促進してまいります。

また、平成24年度に町内全域の空き家調査を行い、365件の空き家を確認しております。老朽空き家の防災・防犯及び生活環境保全に対応するとともに、空き家の有効活用による居住の安定確保に努めてまいりたいと考えています。

町道の整備については、町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を年次的に図ると

ともに、高速道路・高規格道路へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園線・切寄線及び蓼池南・三原3号線の整備を計画的に推進します。

「コミュニティバス・くいまーる」の運行については、既存路線の延長及びバス停の新設及び移動を行い、また、時刻表を見直すことで利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道については、町内ほぼ100%普及しており、今後も整備された水道施設や設備を維持していくことが重要となっております。

また、現在、さらに安定した供給を行うため、23年度より取り組んでいる「新配水池施設整備関連事業」では、新しく築造した第9水源が本年度より稼働し、25、26年度で1,000トンの配水池2基を整備していきます。これらの事業と継続して整備しております老朽管の更新や施設の耐震化を実施し、上水道の「安全で良質な水の確保」と「安定的な供給」に努めてまいります。

公共下水道については、生活環境の水質保全を図るため事業を進めておりますが、供用開始地域での接続率向上に重点的に取り組むとともに、し尿処理関連事業との連携の可能性などを考慮し、町民のご意見を伺いつつ、整備地域の見直しを行うこととしております。

農業集落におきましても、水質保全のため、農業集落排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。

また、公共下水道や農業集落排水によって、汚水等を集合的に処理することが効率的でない地域においては、合併処理浄化槽の設置に対し補助することにより、水質保全に努めてまいります。

防災体制については、平成23年度から防災行政無線のデジタル化を実施しておりますが、25年度から2カ年にかけて同報系を整備するとともに、この防災行政無線のシステムに全国瞬時警報システムのほか、多様な情報対策を効果的に連携させ、福祉などにも利活用可能なシステムをあわせて整備する計画にしております。

また、大災害が発生した際は、子供から高齢者まで、さらには障害ある人など、さまざまな方が避難所等で長期間にわたり避難生活を強いられることから、災害備蓄品の充実と支援物資の調達についても万全を期してまいります。

防犯対策についても、25年度から2カ年で町が設置した町内全ての防犯灯をLED化し、安全安心なまちづくりに努めるとともに、省エネルギー対策としての消費電力の節減などにも努めたいと考えております。

ふれあい中央広場においては、災害時の避難場所のほか、さまざまな行事やイベントなどで利用でき、広く町民の交流を図る場として、多目的広場を整備する予定にしております。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む「文教の町

みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいる所存であります。

まず、生涯学習環境について、多様化した町民のニーズに対応できる学習の場の整備を図るため、各地区での活動の拠点となる地区分館の補修を年次的に行ってまいります。また、町民の意識や要望を把握し、各種団体や自治公民館活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

国際理解教育については、小学校での英語教育必須化を踏まえ、今後も外国語指導助手等を活用し、外国の言語や文化について理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育については、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にして連携しながら、地域ぐるみで守り、育てられる体制づくりに努めてまいります。

学校教育については、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、特色ある教育、学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習等の手法を取り入れ、児童生徒が意欲的・主体的に取り組む、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。

また、教育課程や学習指導などの専門的指導を行う指導主事の配置や、特別支援学級への支援も充実させてまいります。

学校施設については、小学校のトイレの洋式化、落下防止の手すりの設置、中学校の防球ネットを整備し、通学路点検により安全対策が必要な長田小学校区の橋からの落下防止対策や西小学校区の信号機待機場所の確保に着手する予定としております。

情報教育についても、全教職員がその必要性・重要性を十分認識し、創意工夫を生かした特色ある情報教育が展開できるよう研究してまいります。

また、町内6小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小学校が連携して、挨拶活動や無言清掃活動、文教みまたの歴史に関する郷土学習など、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

芸能・文化活動の振興については、平成24年度の地域創造大賞・総務大臣賞を受賞しました文化会館と図書館について町民が芸術・文化・情報に触れる機会を広げるため、まちドラを初めとする自主文化事業の充実、読み聞かせによる読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれ、かつ両施設の効率的な利活用を図ってまいります。

文化財の保護については、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡案内板を設置してまいります。

スポーツの振興については、平成22年度に策定しましたスポーツ振興計画のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現のため、より具体的な計画づくりに取り組みたいと考えております。

体育施設については、武道体育館の耐震補強・改修設計及び勤労者体育センターの耐震診断を行ってまいります。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子供から高齢者まで、全ての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供及び25年度を含め今後策定予定の子ども子育て支援計画、地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援策として、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進し、この事業を初め子育てサークルや各種団体などといった地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。また、乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援などを継続してまいります。

また、老朽化に伴います、みどり保育園園舎の改築に対し補助し、安全な保育環境を推進してまいります。

次に、高齢者及び障害者福祉については、認知症医療疾患医療センター等の連携を通して、地域における認知症の人を支援するネットワークを構築するため認知症施策総合推進事業を推進し、また、要介護高齢者や生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある特定高齢者、障害者の住宅改修などに引き続き取り組んでまいります。

養護老人ホーム清流園については、ナースコールを整備し、入所者の安心できる環境をつくってまいります。

ひとり親家庭等福祉については、医療費の助成など継続してまいります。

健康づくり推進については、近年増加するがんや循環器病等の生活習慣病は、個人が継続的に生活習慣を改善し病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが重要な課題となっております。このため、生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、がん検診の充実、健康教育や健康相談の充実を図ってまいります。

なお、健康管理センターについては、屋根の防水工事を予定しております。

地域医療の充実については、現在、平成26年度の開業に向けて都城地域健康医療ゾーン整備事業により都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターの一体的な新築移転への補助及び負担し、安心して診療が受けられる医療体制の充実に努めてまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

本町の基幹産業であります農畜産業は、本町の経済にとって重要な位置を占めています。口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生は、本県の農畜産業のみならず、社会経済に大きな打撃となりました。アジアの近隣諸国では、現在でも散発的に発生しており、このような悪性伝染病が

いつ発生してもおかしくない状況となっています。そのため、伝染病の進入を未然に防止すること、初動の防疫体制を確立すること、畜産農家の防疫知識、認識を深める啓発活動など、関係機関と連携・強化を図ってまいります。特に、畜産業は、本町の農業粗生産額の主軸であることから、優良家畜の導入と受精卵移植技術を推進することにより、効率のよい家畜改良を実現し、能力の高い家畜を生産することを支援してまいりました。一方、肥育牛部門においては、昨年開催された第10回全国和牛能力共進会で、本町から日本一の肉牛を連続して輩出することができたことは、町の誇りであります。

今後も当地域の畜産物の銘柄確立を図り、5年後の全国和牛能力共進会を目標に、質・量ともにさらなる能力の向上を行い、優秀な家畜の生産に取り組んでまいります。

水田農業においては、国は平成25年度より、「農業者戸別所得補償制度」から「経営所得安定対策」に制度を変更することとしており、それに伴い、三股町農業再生協議会を役場内に設け、地域農家と十分に意思疎通できる体制づくりを行っていきます。また、本町の特徴でありますブロックローテーションを推進しながら、新規制度を活用し、需要に即した「商品価値の高い売れる米づくり」を推進します。また、国の「人・農地プラン」に即した「地域農業マスタープラン」を各地区ごとに策定し、農地流動化や集積を通じて、新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図りながら、地域の特色を生かした作物の生産振興を推進し、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

さらに、農道・用排水路等土地基盤の整備、畑地かんがい事業などとともに、地場農畜産物利用地域活性化推進協議会による地産地消事業の推進や特産品の開発など、県のフードビジネス展開プログラムに沿った民間企業との連携等によるフードビジネスの創出を推進し、多様な担い手・経営体の育成や農業の持続的な発展を支える生産基盤の整備に努めるとともに、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

T P P（環太平洋パートナーシップ協定）については、国内の農畜産物はもとより地域経済に与える影響が大きいことから、今後の動向を注視してまいります。

商工業の振興についてであります。近年の厳しい経済・雇用環境は本町の地域経済の活性化にも影を落としております。大型小売店舗の町内出店に対しましては、商工団体との定期的な意見交換会を設け、連携を重視した施策を展開するとともに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大を推進するため、商業支援抽選券つき大売出し事業に取り組んでまいります。

また、物産館を含めた産業会館については、本町の基幹産業である農業と連携した特産品の開発を進めることで農業の六次産業化を進めるとともに、農商工連携及び観光情報発信拠点施設としての活用を推進してまいります。

さらに、既存の地場産業の振興を初めとした雇用の場の確保に努め、企業立地奨励制度の充実、

産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

観光の振興についてであります。本町は陶芸に代表されるアトリエロードを設けるなど、ものづくりに携わる工芸家の多い町でもあります。そこで新規事業の一つとして、九州初となる陶芸だけではなく工芸全般の作家を集めた「ものづくりフェア」を開催し、町内飲食店や小売店など商工業や農業を連携させることで、県内はもとより九州一円からの集客が見込まれ、町内の活力再生及び三股町の観光PRを図ってまいります。

また、本町に位置する九州100名山の一つ牛の峠と、本町のシンボルとなっている柳岳につきましても、現在、登山道調査を終えており、今後はルート案内看板の設置など登山道の整備を進めてまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化等の取り組みが必要です。

そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、あすの三股を築くまちづくりを進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、町民との「協働」を方針とし、自主公民館組織や各種団体の参画を促し、各団体が「協働」による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、6月から施行されます「まちづくり基本条例」を十分に尊重しながら取り組んでまいります。

また、町民の審議会等への登用のほか、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めてまいります。

なお、審議会などの委員へは女性の登用を進め、地域・社会活動団体における意思決定の場合への女性の参画促進を図ってまいります。

行政改革の推進については、昨年9月に町が行う8つの事務事業について外部評価を実施したところですが、よりの確な事業の選択を行い、一層の改革改善及び職員の意識改革と町民の協働の推進を図るため今後も外部評価を行ってまいります。

広域行政については、都城市、曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、これまで救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成についてお互い連携協力して圏域の活性化を図ってきたところですが、今年度よりさらに教育及び文化に関する分野においても連携を行いながら、住みよい三股町の実現を目指します。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいります。

議会議員の皆様初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政

方針といたします。

---

#### **日程第4. 議案第1号から議案第40号までの40議案、発議4件及び報告1件一括上程**

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第1号から議案第40号までの40議案、発議4件及び報告1件、一括して上程いたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成25年第1回三股町議会定例会に上程しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「三股町インフルエンザ等対策本部条例」についてご説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等が発生し急速に蔓延した場合、国民生活、国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、本町に対策本部を設置するために条例を制定するものであります。新型インフルエンザ等が発生した場合、住民の生命・健康を保護し、並びに住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としております。

次に、議案第2号「三股町債権管理条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町が有する債権について、債権の分類、債権の統一的な処理基準等を定めることにより、公正かつ公平な町民負担の確保及び債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号「三股町営住宅の整備に関する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、「第二次地域主権改革一括法」による公営住宅法の改正により条例で定めることとなったために制定するものであります。

次に、議案第4号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、塚原団地B棟の完成に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「三股町債権管理条例」の制定により、町が有する債権の統一的な処理基準を定めるのにあわせて、三股町営住宅管理条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第6号「三股町町道の構造の技術的基準を定める条例」、議案第7号「三股町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」及び議案第8号「三股町町道の道路標識の寸法を定める条例」の3議案については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。



げます。

これらの3議案は、「第1次地域主権改革一括法及び第二次一括法」により、各自治体において道路構造令等を参酌し、条例で定めることとなったために制定するものであります。

次に、議案第9号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、「第二次地域主権改革一括法」による都市公園法等の改正により各自治体において公園の整備等に関する条例を定めることになったために制定するものであります。

次に、議案第10号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第11号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び議案第12号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の2議案については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、「第一次地域主権改革一括法」により老人福祉法及び介護保険法が改正され、従来、国で定めることとされておりました指定地域密着型サービスの基準や指定地域密着型介護予防サービスの基準を市町村の判断と責任において条例で定めることとなったために制定するものであります。

次に、議案第13号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、現在、午前9時から無料で実施しております放課後児童クラブ利用の開館時間を平成25年度からは1時間早くして午前8時から開館することに伴い、利用者から月額2,000円を徴収するための条例を制定するものであります。

次に、議案第14号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、「障害者自立支援法」が25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改正・施行されることに伴い、三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号「三股町下水道条例の一部を改正する条例」及び議案第16号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」の2議案については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、「三股町債権管理条例」の制定により、町が有する債権の統一的な処理基準を定めるのにあわせて、関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

次に、議案第17号「三股町まちづくり基本条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、昨年12月定例会において議決いただいた条例につきまして、「議会の条文」を加えられた付帯意見に伴い、改正するものであります。

次に、議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第19号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する条例」については、住居手当の見直しに伴い改正しようとするものであり、また、「町長等の給与に関する条例」、「教育長の給与及び旅費等に関する条例」及び議案第19号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」については、それぞれ期末手当の支給方法について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「都城盆地土地改良事業基金条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、都城盆地畑地かんがい事業の国営事業地元負担金の償還に備えて基金を積み立て、都城盆地土地改良事業の円滑な推進を図るため平成5年度に基金条例を制定したところであります。国営都城盆地土地改良事業が平成23年3月31日に完了し、同日及び同年9月30日に三股町負担分を一括して償還し、残金については、県営畑地かんがい事業の地元負担金に充てることで、平成24年度をもって基金の残高がなくなり、当初の目的を達成したことから当該基金条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第21号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、平成24年度の会計年度末を控えて、その決算に備え各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額89億1,484万9,000円に、歳入歳出それぞれ296万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,781万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、各税目の現年課税分、滞納繰越分について実績見込みにより、それぞれ増減補正するものであります。

地方特例交付金は、交付決定により増額補正するものであり、国庫支出金は、児童手当負担金

を交付見込みにより、社会資本整備総合交付金は決定により、それぞれ減額補正し、県支出金は、国保基盤安定負担金を交付見込みにより、障害者自立支援対策臨時交付金等を内示により、増額補正するものです。

財産収入は、自動販売機設置貸付料及び町有地売り払い収入を実績により増額補正し、諸収入は、指定ごみ袋代金等の雑入金を実績見込みにより、また、オータムジャンボ宝くじ交付金を交付決定により増額補正するものであります。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

各費目において、事業費の実績見込み、決定、執行残等による減額補正が主なもので、また、共済費については、基礎年金拠出金の公的負担率の改定により、それぞれの費目で増額補正するものです。

総務費は、庁舎内PCB処理委託料、太陽光発電空調設備設計委託料を未執行により減額するものです。

民生費は、平成23年度障害者自立支援給付費国庫及び県費負担金の償還金、介護保険会計の繰出金、乳幼児医療費をそれぞれ増額補正し、児童手当費を減額補正するものです。

衛生費は、都城地域医療ゾーン整備事業負担金、クリーンセンター建設事業委託料を減額補正し、土木費は、島津紅茶園切寄線整備事業に係る工事費、調査設計委託料、用地費、補償費を、また塚原団地建設事業の工事費及び管理業務委託料をそれぞれ減額補正するものです。

諸支出金は、公共施設等整備基金に町有地売り払い収入分を積み立てるため増額補正し、予備費は、収支調整額として増額補正するものです。

次に、議案第22号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億8,596万5,000円から歳入歳出それぞれ1億2,797万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,798万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫負担金、県支出金及び共同事業交付金をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金及び予備費をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、議案第23号「平成24年度後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億1,503万8,000円に歳入歳出それぞれ250万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,754万3,000円と

するものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を増額し、受託事業収入を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、広域連合納付金を増額し、健康保持増進事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第24号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額19億6,213万4,000円から歳入歳出それぞれ950万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,262万7,000円とするものであります。

歳入については、国庫支出金、支払い基金交付金及び県支出金をそれぞれ減額し、保険料及び繰入金をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、決算を見込み、保険給付費を減額し、共済費の率の会計により職員の共済費を増額補正するものであります。

次に、議案第25号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,237万6,000円に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239万1,000円とするものであります。

歳入については繰入金を増額し、歳出については、備品購入費を増額補正するものであります。

次に、議案第26号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,572万7,000円から歳入歳出それぞれ96万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,476万円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、公課費を減額補正するものであります。

次に、議案第27号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億7,979万8,000円に歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,993万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、受益者負担金及び使用料をそれぞれ増額し、事業費補助金及び消費税還付金をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出については、一般職共済費を増額補正するものであります。

○議長（山中 則夫君） ここで休憩のために11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 次に、議案第28号「平成25年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成25年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て、予算編成を行ったものであります。

我が国の景気は、弱い動きを続けており、平成25年度にかけては、海外の経済状況が改善するとともに、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外景気下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

こうした中で、さきの衆議院議員選挙の結果、政権交代による新たな政府は、政策の基本を「成長と富の創出の好循環」へと転換させ、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体として進めていくこととしています。

平成25年度の予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15カ月予算」として編成し、切れ目のない経済対策を実行し、長引く円高、デフレ不況からの脱却、イノベーションや新たな事業の創出による成長力の強化と雇用と所得の拡大を図る強い経済を目指しております。

一方、地方財政においては、歳入歳出総額を対前年度比0.1%増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は前年度当初予算に比べ、2.2%の減額となっています。景気低迷による地方税収の財源不足とその補填措置としての臨時財政対策債においては、1.3%増となっています。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源の割合は減少し、町税ほかの収入においても増収は見込めず、歳出において義務的経費や経常的経費はますます増加しており、また本年度の投資的経費の財源としての町債が大幅に伸びることにより、今後、公債費残高の増加が見込まれ、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

平成25年度の年間を通した予算では、行財政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど財政健全化に向けて取り組む必要があります。

まず、「第1表、歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成25年度の歳入歳出予算は92億円で、対前年度比7.2%、6億2,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源の割合は、対前年度比1.2ポイント減、依存財源は1.2ポイント増となり、前年度より厳しい財政状況であると言えます。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費の割合が対前年度比1.9ポイント減、経常的経費の割合が対前年度比1.8ポイント減、投資的経費の割合が対前年度比3.7ポイント増となっており、投資的経費が大きく伸びたのが特徴的なものとなっています。

次に「第2表、継続費」については、防災行政無線（同報系）整備事業平成25年度から2カ年にわたり継続して実施するものであり、総額5億800万円を予定しております。

次に「第3表、債務負担行為」については、教育用パソコン導入事業（中学校用）ほか2件については、数年にわたり債務が発生することから債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。

次に、「第4表、地方債」については、一般廃棄物処理事業債のほか、総額で、13億1,227万3,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的な事業の主なものについてご説明申し上げます。

昨年度に引き続き都城地域健康医療ゾーン整備事業として1億6,952万9,000円、クリーンセンター整備事業、4億1,538万4,000円、島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備として1億1,529万2,000円、新規事業としてふれあい中央広場整備事業2億938万5,000円、防災行政無線（同報系）整備事業2億6,215万2,000円、保育園施設整備事業8,716万5,000円、防犯灯LED化事業3,096万3,000円など総額で16億2,799万8,000円の投資的事業の予算となっています。

また、投資的事業以外の新規事業の主なものについてご説明申し上げます。

総務費においては、滞納管理システム更新・拡充データ連携作業業務委託料、アグレッシブタウン基本構想策定業務委託料、参議院議員選挙費が主なものであります。

民生費においては、地域福祉計画策定事業などの福祉関連計画策定事業費のほか障害児居宅介護等事業、自立支援（育成）医療費給付事業、障害者相談支援事業、認知症施策総合推進事業など、新たな福祉施策の事業費を計上しています。

衛生費においては、胃がん集団検診の復活や養育医療給付費、有機微生物群を活用した循環型

社会形成推進事業費などであります。

農林水産業費においては、地域・人・農地プラン推進にかかわる事業費及びものづくりフェア補助事業費などであります。

消防費においては、備蓄物資購入事業費を計上し、教育費においては、中学校教育用パソコン導入事業費が主なものであります。

次に、議案第29号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,528万4,000円と定めるもので、対前年度比4.1%の増となっております。

歳入の主なものは、対前年比で保険税が0.5%、療養給付費等交付金が54.6%、前期高齢者交付金が22.7%の増、国庫支出金が4.3%、県支出金が12.1%の減、共同事業交付金が前年とほぼ同額となっております。

歳出の主なものは、対前年比で保険給付費が4.5%、後期高齢者支援金等が4.1%、介護給付費が8.4%の増となっております。

次に、議案第30号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,672万6,000円と定めるもので、対前年比3.2%の減となっております。

歳入については、保険料及び一般会計繰入金を、歳出については、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第31号「平成25年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,362万4,000円と定めるもので、対前年度比4.2%、7,985万4,000円の増となっております。

歳入については、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金の増が主なものであります。

歳出については、対前年度比で保険給付費が4.4%、7,738万2,000円の増となっております。

次に、議案第32号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241万2,000円と定めるもので、対前年度比1%の11万9,000円の増となっております。

次に、議案第33号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について

ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,290万3,000円と定めるもので、対前年度比0.014%、6,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第34号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,739万6,000円と定めるもので、対前年度比7.7%の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、処理施設維持管理委託料、非常用発電機の購入及び公債費であります。

次に、議案第35号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため本事業を推進をしているところであります。

現在事業を進めている中央処理区の計画区域は564ヘクタールで、うち290ヘクタールが事業認可を受けており、計画的な面整備を進めてまいります。

また、24年度より全体計画の見直し作業に着手しており、あわせて農業集落排水事業、衛生センターとの連携ができないかなどの調査研究も実施していく所存であります。

したがいまして、平成25年度公共下水道事業特別会計予算における、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,158万円と定めるもので、対前年度比18.1%の減となっております。これは国の24年度大型補正により25年度事業の一部を早着（前倒し）するためのものです。

歳入の主なものは、国庫支出金6,000万円、繰入金1億2,090万9,000円、町債7,815万円であり、歳出の主なものは、調査研究及び実施設計委託料1,111万3,000円、下水道管渠工事費1億3,700万円、公債費1億741万9,000円であります。

次に、議案第36号「平成25年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、23年度より新配水池施設整備関連事業を継続事業で取り組んでいるところであります。

平成25年度の業務の予定量は、給水戸数1万783戸、年間総給水量263万8,817立方メートル、1日平均給水量7,230立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は、3億8,626万1,000円を予定



し、このうち主な収益は水道料金の3億5,610万円であり、収入全体に占める割合は92.2%となります。また、水道事業費用は、3億5,455万2,000円を予定し、このうち主な費用は職員給与費、減価償却費・施設の維持管理費等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は、1億5,947万9,000円を予定し、このうち主なものは企業債であります。

一方、支出の総額は3億9,293万3,000円を予定しております。主なものとしては、施設整備更新事業費・施設費・企業債元金の償還であります。

施設整備更新事業費においては、水源施設の電気室改修工事、浄水場施設の計装設備工事、配水池の築造工事及び場外配管工事であり、施設費においては老朽管の布設替えが主なものであります。

なお、第4条予算の収支不足額2億3,345万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

次に、議案第37号及び議案第40号の2議案については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、「町道路線の廃止について」であり、県営畑地帯総合整備事業に伴う、町道から農道への廃止が主なものであります。

次に、議案第38号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、畑地帯総合整備事業完了に伴う農道から町道へ、また、開発行為に伴う新規認定等によるものであります。

次に、議案第39号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅デイ・サービスセンターの指定管理者の指定期間が今年度をもって満了することに伴い、公募しないで現在の指定管理者であります社会福祉協議会を1年間指定しようとするものであります。

以上、40議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出しております。

報告第1号「専決処分の報告」（損害賠償額の決定及び和解について）は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで補足説明があれば、許します。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 全体審議になっております4議案ですね、これについての説明

ということで、補足説明を申し上げたいと思います。

私のほうからは、議案第21号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について補足説明を申し上げたいと思います。

町長の提案理由で総括的な説明は申し上げましたが、その詳細について、歳入歳出補正予算の事項別明細書のところから説明をさせていただきたいと思います。

8ページをあけていただきたいと思います。

歳入のほうですが、歳入の中で、町税、町税は実績見込みにより、それぞれ増減補正するもので、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税は増額補正でございます。法人町民税は減額になっております。これは東日本震災の影響により、平成23年度が一時的に法人割税が伸びたということで、これは食料品の製造関連事業ですね、ここが伸びたものでございますが、次の平成24年度については、通常の法人割税に戻ったということで、減額補正するものでございます。

10ページをあけていただきたいと思います。地方特例交付金、これは交付決定により増額補正するものでございます。

11ページの国庫支出金ですが、国庫負担金、民生費国庫負担金は、児童手当負担金を見込みにより減額するものでございます。国庫補助金については、主なものとして、土木費国庫補助金。これは島津紅茶園線改良事業にかかわる社会資本整備総合交付金が減額になったものでございます。

次に、12ページの県支出金、県負担金でございますが、民生費県負担金では、主なものとして、国民健康保険基盤安定負担金の増額でございます。

県補助金においては、民生費県補助金で障害者自立支援対策臨時交付金。これは新体系定着支援事業への移行に伴うシステム改修費の補助金でございます。これが増額となっております。

また、乳幼児医療費公費負担事業補助金が見込みによる増額でございます。

13ページの財産収入でございますが、財産運用収入においては、自動販売機設置使用料、これは庁舎、文化会館、体育施設等の自動販売機設置の貸付料を入札の結果、増額になったものでございます。

それから財産売り払い収入でございますが、これについては町有地の売り払い収入で、主なものとして、広済寺東側町有地、それから榎堀児童遊園等が売り払いできたもので、増額となったものでございます。

15ページをあけていただきたいと思います。

諸収入の雑入ですが、指定ごみ袋代金の見込みによる増、オータムジャンボ宝くじ交付金の交付決定による増でございます。

町債については、衛生債が事業の執行残により、クリーンセンター建設事業の減額、それから島津紅茶園線道路整備事業による土木債の町債の減額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきたいと思っております。歳出については、各費目において、実績見込み、執行残による減額補正が主なものでございます。

また、共済費については、基礎年金拠出金の公費負担率が改定となり、それぞれの費目で増額補正するもので、全体では、823万3,000円を増額補正するものでございます。

33ページ、34ページに、給与費明細書に計上してございます。

17ページの総務費ですが、庁舎管理費、11庁舎管理費は、庁舎内PCB処理委託料、太陽光発電空調設備設計委託料の未執行による減でございます。

あけていただきまして20ページですが、民生費、社会福祉総務費の23償還金利子及び割引料、これは平成23年度障害者自立支援給付費国庫及び県費の負担金の返還金でございます。

それから21ページですが、老人福祉費の28繰出金については、介護保険会計繰出金、給付費等が主な増額補正でございます。

22ページ、民生費、児童福祉総務費でございますが、乳幼児医療費の扶助費の増ということでございます。児童措置費の児童手当については減額補正ということでございます。

衛生費の保健衛生総務費で、都城地域医療ゾーン整備事業の執行残を見込んで減額、そして予防費の健康増進事業、結核検診事業委託料、集団検診等について実績見込みにより減額ということでございます。

衛生費、衛生総務費のクリーンセンター建設事業委託料執行残を見込んで減額補正するものでございます。塵芥処理費については、実績見込みにより可燃残渣処理委託料を増額補正するものでございます。

24ページの農林水産業費については、農業総務費において、梶山地区農業集落排水事業繰出金を減額するほか、共済費の増額が主なものでございます。

土木費、26ページの土木費ですが、道路維持費については、それぞれの費目において執行残を減額したものでございます。道路新設改良費については、島津紅茶園切寄線整備事業に係る執行残を減額補正したものでございます。

28ページにいきます。28ページの住宅費、住宅建設費ですが、塚原団地の建設事業にかかわる委託料工事請負費を減額補正するものでございます。

消防費においては、防災対策費で、防災行政無線同報系デジタル設計業務委託料の執行残を減額補正するものでございます。

教育費については、主に共済費の増額でございます。

32ページの諸支出金、基金費、公共施設整備基金費については、13ページにあります町有

地売り払い収入金を公共施設等整備基金に積み立てるものと、指定寄附金をふるさと未来基金に積み立てるものでございます。

予備費については、収支を調整して増額補正したものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 先議をお願いしております議案第26号及び議案第27号についてご説明を申し上げます。

この2議案につきましては、一般会計と同じく国の大型補正予算に関連して先議していただくものであります。本来なら大型補正予算のほうを先に先議していただくか、もしくはあわせた形でご提案すべきところですが、現段階においては名称や金額など不確定なところがあります。今後、大型補正予算に係る内容等詰めていき、予算書を作成していくためには、本日上程しました2つの特別会計の予算額を確定させる必要があるために先議していただくものでございます。ご理解をお願いいたします。

まず、議案第26号「平成24年度梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

予算書の2ページ、3ページ目をごらんください。

本案は、歳入歳出それぞれ96万7,000円を減額補正するものでございます。

予算書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、施設使用料の過年度分を確定した調定額に合わせまして、10万6,000円を減額します。

一般会計繰入金につきましては、歳出の減額及び歳入の増減に伴い差額分の112万2,000円を減額します。雑入につきましては、消費税及び地方消費税の還付確定額26万1,000円を増額します。

また、歳出につきましては、共済費の不足分3万3,000円を増額し、消費税の納付が不用となったため、公課費100万円を減額するものであります。

次に、議案第27号「平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

予算書の2ページ、3ページをごらんください。

本案は、歳入歳出それぞれ13万6,000円を増額補正するものでございます。

予算書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、受益者負担金を新築住宅等の増加により、281万7,000円を増額します。

施設使用料につきましては、平成24年1月から12月までの1年間に194件の新規接続がありまして、400万円を増額します。

国庫支出金につきましては、2月末現在での決定額に合わせまして、500万円を減額します。7ページをごらんください。

一般会計繰入金につきましては、公債費分を減額し早期接続等に必要な建設改良費分を増額するもので、差し引き4万8,000円を減額します。

雑入につきましては、消費税及び地方消費税を還付確定額に合わせて、163万3,000円を減額するものであります。

8ページをごらんください。

歳出につきましては、共済費の不足額13万6,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 町道路線の廃止についてということで、議案の37号と40号の2つの議案をお願いしてるんですけども、先ほどから出てますように、先議をお願いする議案第40号について補足説明をいたします。

議案にあります、この町道の勝岡14号線につきましては、勝岡教職員住宅跡地内に位置しているところでありますが、今回、この住宅跡地を町有地の有効活用の観点から、住宅用地の条件をつけて入札を実施したところでございます。その結果、予定価格を超える入札があったことから、町道を廃止いたしまして、売却しようとするものでございます。

なお、議会の議決に付すべき財産の処分にあたるということから、議案のこの第40号を先議していただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、発議第1号から第4号までの趣旨説明を求めます。桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 発議第1号「三股町議会基本条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を行います。

昨年の地方自治法の一部改正に伴い議会図書室設置規定の改正を図ろうとするものでございます。

発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明をいたします。

この一部改正についても、発議第1号同様地方自治法の一部改正に伴い、議会委員会条例の改正を図ろうとするものでございます。

委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、少なくとも1の常任委員となるも

のとするなど、規定で明文化したものであります。

発議第3号「三股町議会規則の一部を改正する議会規則」について提案理由の説明をいたします。

この規則改正についても、地方自治法の一部改正に伴い、改正を図ろうとするものであります。内容については、改正法では本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、本町議会規則においても、本会議における公聴会、参考人制度の導入を図ろうとするものでございます。ご賛同くださいますようお願いいたします。

発議第4号「三股町議会傍聴人取締規則の一部を改正する議会規則」について提案理由の説明をいたします。

この一部改正は、規則の目的から傍聴人取り締まりの字句を削除することであります。

以上、4つの発議にかかわる規則条例の一部改正の提案理由の説明を申し上げましたが、議会運営委員会審査の結果でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時50分休憩

-----  
〔全員協議会〕  
-----

午前11時54分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これで本会議を散会いたします。

午前11時55分散会  
-----

議事日程(第2号)

平成25年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号の質疑・  
討論・採決

---

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号の質疑・  
討論・採決

---

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長	-----	大脇 哲朗君	地域政策室長	-----	西村 尚彦君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	山元 宏一君
福祉課長	-----	岩松 健一君	産業振興課長	-----	丸山浩一郎君
都市整備課長	-----	下沖 常美君	環境水道課長	-----	鍋倉 祐三君
教育課長	-----	重信 和人君	会計課長	-----	財部 一美君

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 総括質疑**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案された全ての議案に対する質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に4つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の方で行ってください。

それでは、まず、議案第1号から第20号までの条例制定等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 6番、指宿です。議案第2号に絡んで、聞きたいのはそうじゃないんですが、議案第15号、16号の提案理由の説明において町長の説明では、2議案については関連があるので一括してご説明申し上げます。この2議案は、三股町債権管理条例の規定というふうに載っております。そこでお伺いをいたします。15号と16号についてですが、15号の、もちろん、この管理条例については督促手数料の話が出てくるわけですが、15号については、管理手数料が「徴収する」から「徴収することができる」へなっています。16号については、「削除」になっています。同じ条例に関するものについて、どういうふうで違うことになったのか、お聞きをいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。



○環境水道課長（鍋倉 祐三君） お答えします。公共下水道について、債権管理条例の中で、公債権と私債権という形で分けてるんですが、公共下水道については公債権でありますので、督促料は取れるわけですね。墓地については私債権でありますので、督促手数料は取れないと。公債権と私債権の違いであります。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 少しわかったような、わからんような感じなんですけど、公債権と私債権という話ですが、ということになると、ほかの督促手数料がいっぱい出てきますよね。これに限らず。それも、そういうことから抜いたということでもよろしいですかね。そういう説明がどこもなかったの、このことができる、うんと思ったので、再度、ほかの条例もひっくるめて答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） これは債権管理条例の中で出てくる話なんですけれども、町が有する債権は3つに分類されます。1つは、強制徴収公債権、公債権ですね。これについては、例えば、町税であるとか、あるいは保育料、後期高齢者保険料、それから介護者保険料などがこれに分類するわけです。もう1つが非強制徴収公債権。これはどういうものかと言いますと、施設の使用料、それから農業集落排水事業の使用料、こういったものになります。それから私債権というものは、町営住宅の使用料、それから上水道の使用料、奨学金、こういったものは私債権に分類されるわけで、自治法上、公債権については督促手数料が取れるんですが、私債権については、督促手数料は示されておきませんので、その私債権の分については、督促手数料は取らないということで削除をしているということでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 取らないっていうことになってくると、私債権。例えば、督促してますよね。通知を出しますよね。お金が要りますよね。というときも取れないということに、要するに、これでいくと落ち着く。例えば、公園管理だけで言うと、公園管理の使用料、何千円ですかね、3,000円か、2,000円かだったと思いますが、それについては、納めてない人について通知を出しても督促債権は取れないという今の答えでよろしいですか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今言われたとおりでございますが、ただ、それぞれの債権の規定の中で、損害金であるとか、遅延金であるとか、そういった規定ができれば、その分は取れるということでございますので、督促料としては取れないということでございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） もう、この件はこれでいいんですが、議案第1号の関係でお伺い

をいたします。議案第1号の中に「対策本部」という形が出てきています。その中で、インフルエンザ等対策特別措置法の中にそういうのがうたってあるということでありましたので、確かに「市町村対策本部の組織」という、第35条にそういうのが出てまいります。しかし、この三股町の分ということであると、やっぱり、これうたわなければいけなかったのではないのかなというふうに、例えばですね、例えば、35条第2項の第3号について「当該市町村の区域を管轄する消防庁またその指名する消防吏員」というふうに出てきます。これであれば、新たにうたって、これであれば、消防団長というふうに入れるのがしかりではなかったのかなというふうに思っています。要するに、市町村対策本部で副本部長を置きというふうにし町村長が指名する。こういうことであれば、副町長とか入れるというのがやっぱり、であったのではないのかなというふうに思いますが、改めて見解をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） このうたう部分については、規則のほうで定めようということと考えております。規則のほうで、本部には副町長、教育長、そして消防団長ですね、各課長、室長、局長と、そして、副本部長については副町長を当てるということで、規則で考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ありませんか。よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第1号から第20号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第21号から第27号までの平成24年度補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第21号から第27号までの平成24年度補正予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第28号から第36号までの平成25年度当初予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。一般会計予算で武道館の耐震事業と改築、あれが出てるんですが、そのことだけじゃないんですけど、町の管理してる建物で、あとどれぐらい耐震をしないといけないのか。大体、今まで体育館とか、いろいろ済んだんですが、もう、これが最後なのか、また年次的に、まだ、ほかの耐震を考えないといけないところがあるのかどうか、その点を……。

○議長（山中 則夫君） 上西さん、議案第何号ですか。

○議員（7番 上西 祐子君） 28号です。

○議長（山中 則夫君） 28号、はい。

○議員（7番 上西 祐子君） 28号のそれだけです。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 耐震関係のですね、公共施設の耐震関係についてのまだやってない分というのは、現在のところ、勤労者体育センターというふうに認識しています。ですから、24年度に、この武道館やりました。それに基づいたところで、その耐震補強と改修設計を25年度に予算化しています。そして、また、勤労者体育センターについても、25年度に耐震診断をするということで、一応、公共施設については、耐震補強は終了するのではなかろうかというふうに考えています。

○議員（7番 上西 祐子君） はい、わかりました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案番号の36号水道事業会計予算なんですが、この中での公共工事、工事請負費が1億5,000万、その後、配水管布設工事9,600万。このあたりのところを詳しく、どういうふうな工事になるのか。それと、水道関係で、もし地震とか起こった場合の被害、そういうふうなのを想定しての町の水道管は大丈夫なのか、どうか。そのあたり、どうお考えなのか、質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） まず、工事関係なんですが、平成23年度から26年度まで新配水池の整備事業をやってるんですが、25年度につきましては、水源施設は第5水源地、この動力計装電気室の改修工事を予定しております。また、浄水場のほうは中央浄水場のポンプの計装整備工事、そして配水池ですが、これについては、今年、来年で2基ですね、1,000トンの水をためる配水池を2基つくるんですが、そのうちの1個をですね、今、くいが出てると思うんですが、その奥のほうからつくっていきます。これを1基つくる予定であります。詳しい事業の、今まで行った事業、23、24でやってるところと、25、26の計画、これについては、また委員会のほうで資料を配りますので、そちらのほうをまたごらんいただきたいと思います。

あと、耐震化なんですが、管路と施設があるんですが、基幹管路というところですね、導入管とか、送水管、配水の本管というのがあります。導入管というのは、井戸からくみ上げて、浄水場ですね、そちらまでの管ですね、ここが約2キロありますが、これについてが約29.8%耐震化しております。そして送水管というのは、浄水場から今度はそういう配水池までの管ですが、ここについてが、1,228メートルがありますが、これが39.5%耐震化やっています。そして

配水の本管というのが、配水池から各家庭に行くんですが、そのどこにも分岐してない大元のところですね、そこが1,800メーターあるんですが、ここが98.6%耐震化をやっております。そこから各家庭に行くんですが、その各家庭のところは、まだ、3.6%ということであります。そこについては、総延長241キロありますので、そこについては、もう起こったところで、その部分を耐震化したほうが経費的にも安いというところで、本管の部分だけを耐震化しております。

あと、施設についてなんですが、施設については、耐震化、今のところの基準に合っておりませんので、今回つくる配水池、ことし、来年つくる配水池については、耐震化、図っていきます。それやったところで、35%の耐震化率というところになります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、詳しい説明いただいたんですが、これをほとんどのものをまた継続的に耐震化事業は進めていくのかどうか。それと、もう1つ、石綿管ですかね、あれのことをどういうふうに考えていらっしゃるのか、質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 耐震化については、更新時期に合わせてやっていこうということを考えております。また、石綿管ですが、これについては、もう順次やってきておまして、あと、先ほど言いました総延長241キロぐらいあるんですが、そのうちのあと6キロぐらいですかね、あと、まだということで、ここがあと数年かけて順次いろんな工事にあわせてやっていきますので、あと、パーセント的には大分少なくなってきたところでもあります。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 議案28号の一般会計予算書の50ページ。

○議長（山中 則夫君） 何ページですか。

○議員（1番 池邊 美紀君） 50ページです。

○議長（山中 則夫君） 50ページ、はい。

○議員（1番 池邊 美紀君） 三股町アグレッシブタウン基本構想956万予算ついておりますが、どの程度、どういったことで、この予算がついたのかということをお教えてください。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） アグレッシブタウン基本構想の策定はなんですが、これについては、現在のところ、いろんな町民の皆さんからの要望があります。というのが、例えば、パークゴルフ場の増設とか、旭ヶ丘運動公園の整備、野球場の整備、それと西部地区体育館の建築と

か、いろんな要望があります。ところが、今現在ですね、いろんな事業をにらみながら、その実現に向けて行っているとこなんです、この辺にそういう事業がないと、なかなか実行できないという状況があります。

例えば、基金を積むにしても、いろんな総合的に考えたところで、基金を積まないといけないというところをトータルとして、構想として、やはり将来に見える形でつくろうというのがきっかけで、今回つくろうということです。ですから、これをつくることによって、当然財政的なことも見ながらやらないといけないんですが、それを総合的に計画して、スポーツ振興計画になるんですが、その具体化といいますか、そういうもろもろのまちづくり、健康づくり、アスリートタウンづくりというのを一括した計画をつくろうということで始まった計画であります。以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の話であると、コンサルタント会社に、これだけのお金がかかるということでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） そうです。そういうことです。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、130ページ、131ページですね、基金が今回積んでありますけれども、公共施設等整備基金積立金が2,200万円ですね。それから下のほうの西部地区体育館整備積立金が2,000万円というところですけども、これは目標額としては、どれぐらいを目標にして積み立て、要するに年次的にどれぐらいを考えて、この金額を今回組んだのかということをお教えください。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 公共施設等の基金については、これは町有地の処分によるものをここに積み立てるということでございます。

それから、西部地区体育館基金については、当面、当初予算では2,000万ということで考えておまして、決算見込みを見ながら、そこに増額補正できるのかどうか、今後設計を含めて26、27ぐらいから、そういったものが出てきますので、それに向けての積み立てということで考えております。額については、また今後も協議をしていきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ということは、何年後とか、具体的にどれぐらい積み立てるといふことは全くないまま、今これが積みあがったということでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど申し上げましたが、当初予算では、2,000万円を積み立てるということで、決算をにらみながら、その分を増額するかどうかということは検討したいということですので、当面、2,000万でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 新年度予算に関連した問題ですけども……。

○議長（山中 則夫君） 議案は……。

○議員（4番 内村 立吉君） 全体的です。新年度予算ですね。一般会計予算、はい。

○議長（山中 則夫君） 28号ですね。

○議員（4番 内村 立吉君） はい、28号ですけど。

○議長（山中 則夫君） 28号、はい。

○議員（4番 内村 立吉君） 新しい予算ができたわけですけども、今、国からの予算と県の予算を引っ張り出すのに、しくはっくだと思うんですけど、その中で本町として、この予算を引っ張り出すのに有利な面もあるかと、不利な点があるかどうか、そこ辺たいのところを予算、予算化。そういう申請が上げられて、全体的に上げられて、その中で予算を向こうから来るとされるんですけども、予算確保の中です。そういうことがなかったらよろしいですけども、それを伺いたいです。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 新たな事業を起こすということになりますと、そこに大きな財源が必要になってきます。当然、それについては、国の補助金であるとかですね、起債ができるのかどうか、そういったものを十分それぞれの課が補助事業については、そういった財源の確保に努めながら予算を組み立てていくということですので、そういったものができないと、なかなか事業としては上げられないということですので。ここで、当初予算で上げているのは、全てそういった財源の裏づけのあるものを対象として上げているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 28号の106ページ。長田地区過疎地域……。

○議長（山中 則夫君） 池邊君、同じ議案に対しては3回以内ということ。

○議員（1番 池邊 美紀君） はい。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第28号から第36号までの平成25年度当初予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第37号から第40号までの4議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第37号から第40号までの4議案に対する総括質疑を終結します。

---

## 日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出ください。

---

## 日程第3. 議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第21号、第26号、第27号、第40号及び発議第1号から第4号までの質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数是一个の議題で5回までといたします。

まず、議案第21号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第

3号)」を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「町道路線の廃止について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



次に、発議第1号「三股町議会基本条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号「三股町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決され

ました。

次に、発議第4号「三股町議会傍聴人取締規則の一部を改正する議会規則」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく本会議を休憩します。

午前10時27分休憩

-----  
午前10時28分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時28分散会  
-----

議事日程(第3号)

平成25年3月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号の取扱いについて  
日程第2 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号一括上程  
日程第3 質疑  
日程第4 常任委員会付託  
日程第5 質疑・討論・採決(意見書(案)第1号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号の取扱いについて  
日程第2 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書(案)第1号一括上程  
日程第3 質疑  
日程第4 常任委員会付託  
日程第5 質疑・討論・採決(意見書(案)第1号)
- 

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長	-----	大脇 哲朗君	地域政策室長	-----	西村 尚彦君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	山元 宏一君
福祉課長	-----	岩松 健一君	産業振興課長	-----	丸山浩一郎君
都市整備課長	-----	下沖 常美君	環境水道課長	-----	鍋倉 祐三君
教育課長	-----	重信 和人君	会計課長	-----	財部 一美君

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで議案の訂正があるとのことです。

福祉課の議案訂正。議案の訂正については、本会議で、字句訂正の議決が必要であります。

午前10時01分休憩

-----  
午前10時04分再開

○議長（山中 則夫君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

福祉課長の説明方をお願いします。

○福祉課長（岩松 健一君） 大変申しわけございません。昨日の委員会で、委員の方から指摘がありまして気づいたんですけども、議案第11号の6条なんですけども、6条に指定地域密着型サービスという文言が出てくるんですけども、それに「指」が「指」の字が1つ多く入っておりまして、「指指定」というふうになっておりまして、これを訂正方お願いしたいということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） ただいま議題となった議案の訂正については、本会議で訂正の許可が必要であります。

会議規則第19条によりお諮りいたします。ただいま説明のとおり議案の訂正をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、訂正を許可いたします。

---

**日程第1. 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書（案）第1号の取扱いについて**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、議案第41号から第45号までの5議案及び意見書案第1号の取扱いについてを議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

昨日12日の9時から議会運営委員会を開き、追加提案されます議案第41号から第45号までの5議案及び意見書（案）第1号の取り扱いについて協議を行いました。その結果、この5議案及び意見書（案）については、本日上程し質疑の後、追加提案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。また、意見書（案）については、本日全体審議で措置することと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。議案第41号から第45号までの5議案の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり本日上程し質疑を行うこととし、また、意見書（案）については、本日全体審議で措置することにしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から第45号までの5議案の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり本日上程し質疑を行うこととし、また、意見書（案）については、本日全体審議で措置することに決しました。

---

**日程第2. 議案第41号から第45号までの5議案及び意見書（案）第1号一括上程**

○議長（山中 則夫君） 日程第2、議案第41号から第45号までの5議案及び意見書（案）第1号を一括して上程いたします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました5議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号から議案第44号の4議案については、国の平成24年度補正予算、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に伴い、本町が実施する防災関連事業及び暮らしの安心、地域活性

化にかかわる事務事業に対し、補助金等の交付内示を受けて、所要の補正を行うものであります。

まず、議案第41号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額89億1,781万1,000円に歳入歳出それぞれ6億9,472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,253万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、土木費国庫補助金において、道路、住宅、都市公園の防災安全対策として社会資本整備総合交付金を増額し、総務費国庫補助金において、都市再生整備計画に関する事業として社会資本整備総合交付金を増額するものであります。

県支出金は、農林水産業費県補助金において、震災対策農業水利施設整備事業補助金を増額補正し、繰入金は、今回補正における財源不足分として、財政調整基金を繰り入れするものであります。

町債はそれぞれの事業にかかわる財源不足を見込んで起債額を増額するものであります。

次に、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、駅前広場整備事業を増額し、農林水産業費においては、震災対策農業水利施設整備事業委託料、畑地帯総合整備事業負担金（高才第2地区）、また各農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額を計上しております。

土木費は、ふれあい中央広場整備事業事業費、上米公園遊歩道整備及び旭ヶ丘運動公園野球場整備にかかわる事業費、稗田団地外壁改修にかかわる事業費、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額補正であります。

予備費については、収支を調整して減額するものであります。

次に、「第2表、繰越明許費」は、全ての事業で繰り越すことから、総額7億760万2,000円を計上し、「第3表、地方債の補正」は、起債事業をそれぞれ追加し、限度額を2億8,140万円に補正するものであります。

次に、議案第42号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,476万円に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,896万円とするものであります。

歳入については、主に県補助金を増額し、歳出については、施設管理費の委託料を増額補正するものであります。

「第2表、繰越明許費」については、梶山地区農業集落排水施設機能診断調査及び最適整備構

想業務について繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第43号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,852万2,000円に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,272万2,000円とするものであります。

歳入については、主に県補助金を増額し、歳出については、施設管理費の委託料を増額補正するものであります。

「第2表、繰越明許費」については、宮村南部地区農業集落排水施設機能診断調査及び最適整備構想業務について繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第44号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億7,993万4,000円に歳入歳出それぞれ1億1,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,376万4,000円とするものであります。

歳入については、主に国庫補助金、一般会計繰入金及び町債をそれぞれ増額し、歳出については、主に公共下水道事業費の委託料及び工事請負費をそれぞれ増額補正するものであります。

「第2表、繰越明許費」については、公共下水道事業費及び公共下水道整備基金積立金について繰越明許費を設定し、「第3表、地方債の補正」は、限度額を1億5,800万円に補正するものであります。

次に、議案第45号「財産の処分」についてご説明を申し上げます。

本案は、一般住宅用地の分譲を目的として、町有地を売却するものであります。

去る2月27日において、一般競争入札を執行した結果、株式会社藤誠建設が1,510万円で落札しましたので、これにより「不動産売買契約」の締結について「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、5議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書（案）第1号の趣旨説明を求めます。福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 意見書（案）第1号「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書（案）」について、趣旨を説明いたします。

政府は、現在、T P P交渉参加について、2月の日米首脳会談の共同声明以降、交渉参加に傾き、正式表明する方向で調整している状況にあります。

T P Pに加入参加すれば、国民の命と健康を守る医療制度や食の安全安心の基準等について改悪を余儀なくされることは明白であり、また、深刻な影響も懸念されることから多くの地方議会から反対の声が上がっています。

農畜産業を生業の中心とする三股町としても看過できない大問題であります。T P Pが国民生活の根本にかかわる重大問題であり、特に我が国の農林水産業、農山漁村を守るため、本町議会としても、今ここで、T P P交渉参加をしないことを求める意見書を出すことが重要であると考えます。どうか議員各位のご理解とご賛同をお願いして、提案の趣旨説明といたします。

---

### 日程第3. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。質疑は、ただいま追加提案されました5議案に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

---

### 日程第4. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第4、常任委員会付託を行います。

議案第41号から第45号までの5議案については、議会運営委員長の報告のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から第45号までの5議案については議会運営委員長の報告のとおり措置することに決しました。

本会議終了後、それぞれの常任委員会は追加議案の審査をお願いします。

---

### 日程第5. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、意見書（案）第1号「環太平洋戦略的経済連携協定（T P



P) 交渉への参加に反対する意見書(案)の質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中 則夫君) 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中 則夫君) 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書(案)第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中 則夫君) 異議なしと認めます。したがって、意見書(案)第1号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることにいたします。

----- . ----- . -----

○議長(山中 則夫君) それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって、本日の会議を散会します。

午前10時22分散会

-----

---

平成25年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成25年3月19日(火曜日)

---

議事日程(第4号)

平成25年3月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長 .....	大脇 哲朗君	地域政策室長 .....	西村 尚彦君
税務財政課長 .....	渡邊 知昌君	町民保健課長 .....	山元 宏一君
福祉課長 .....	岩松 健一君	産業振興課長 .....	丸山浩一郎君

都市整備課長 ..... 下沖 常美君      環境水道課長 ..... 鍋倉 祐三君  
教育課長 ..... 重信 和人君      会計課長 ..... 財部 一美君

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。だいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項等を遵守して発言してください。お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

発言順位1番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） おはようございます。7番、上西です。通告に従いまして質問してまいります。

最初の質問ですが、生活保護削減で影響のある制度について質問いたします。

安倍政権は、2013年度予算（案）で生活保護費の大幅削減を打ち出し、毎月の生活費である生活扶助費の基準を今年8月から3年かけて扶助費670億円、6.5%減額する計画です。今回の削減額は過去に例を見ない大幅なものです。

減額対象も受給世帯の96%で、最大10%減額される世帯や、月2万円もカットされる夫婦と子供2人世帯も生まれます。貧困世帯にさらなる貧困を強いる削減計画は、全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条に反しております。

影響は受給者だけにとどまりません。保護基準は、収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や自治体のさまざまな制度の適用対象の目安として連動する仕組みになっているためです。影響する制度は、小中学生への学用品代や給食費を支給する就学援助など数多くあると聞いておりますが、本町の場合、生活保護基準額をベースに決められている他の制度はどのようなものがあるか質問いたします。

保護基準引き下げによって負担増になったり、今まで利用できた制度から締め出されたり、利用できなくなったりする人が増えることは明らかです。基準額引き下げは国民生活全体の引き下げにほかならず、貧困層をさらに増やすこととなります。生活保護受給者が増えたのは、雇用破綻による貧困層の増加、年金制度の改悪など社会保障制度の結果であり、これまでの悪政によるものです。

あと細かいことは質問席にて質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま上西議員から、生活保護基準の見直しで影響が及ぶ他の制度の関連についてご質問がございました。要旨の順番から回答したいんですが、大まかなところからお話がされましたので、全般的なところから繰り返しながら認識をお話ししたいと思います。

ここ3年間にかけまして670億円、最大で10%ということで、平均的には6.5%の保護基準の見直しによる減額を検討しておるということでございます。これにつきましてはいろんな見方があるかと思えますけれども、不正受給の問題、それからまた、ワーキングパートの関連とか、いろんな均衡とバランス、そのあたりの関連からの見直しも入ってくるんじゃないかなろうかというふうに考えておるところでございます。

今回の見直しにおきまして、いろんな制度的なものに影響が及ぶということでございますが、まだ具体的なところははっきり見えないところでございます。

質問の中の3番のところに、「保育料、国保税、住民税など影響を受けると思うがその数と金額」というようなご質問でございますけれども、これについて回答をさせていただきますと、「保育料、国保税、住民税など影響を受けると思うがその数と金額は」とのくりであります。保育料や介護保険料など、さまざまな負担金や税は住民税と連動し、住民税の非課税世帯については優遇措置がございます。

前年の合計所得が非課税限度額以下であれば住民税が非課税となりますが、この非課税限度額は生活保護の基準を考慮して決められておるところでございます。今回見直しされる生活保護基準と非課税限度額との関係は、現時点では把握できない状況でありますので、その数と影響額を算定することはできない状況でございます。

また、いろいろこの生活保護基準の見直しによる各色々な法律等の関連がございますので、それについての関連質問がありましたらまた担当課長から回答をさせます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、はっきりわかっていることは少ないんですが、国も保護基準見直しによっていろいろな制度に影響するというふうな恐れで、いろんな反対意見が多く出されているものですから、今、まだ決めかねてないというふうなことが言われております。

私が一番心配するのは就学援助なんですけど、就学援助と、それと、今、本町の保護世帯の数はどれくらいあって、どれくらい受給がなされているのか、わかっておりましたら、福祉のほう

ですか、それと就学援助のほうは教育課長だと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、お答えをいたします。

本町での保護世帯の数でございますが、平成25年3月4日現在で150世帯でございます。  
3月5日が支給日ございましたので、その支給額は842万円ございました。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 就学援助数といたしましては、要保護世帯で20件ございます。それと準要保護世帯で253件でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 教育課長にお尋ねいたしますが、準要保護の基準というのはどう  
いうふうなあれで、就学援助を受けられるのか、保護基準のどれぐらいなのか質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 準要保護児童援助につきましては、学用品、給食費、医療費等の支  
払いに困難な家庭で、教育委員会でその要請されて、委員会で審査して確定します。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それは、私が聞くところによると、保護基準の1.3倍になる人  
が出るのかというふうなことを聞いたんですが、間違いありませんか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） その数値につきましては、教育委員会で、保護世帯で1.3であっ  
たとしても、担当等は、調査して、その数値にかかわらず、0.8であろうが0.6であろうが出  
ない場合もございます。

その基準といたしましては、所得、年間所得等いろいろ考えながらやっていくんですけれども、  
生活を見て、いい車であったり、そういう家庭も見受けられますので、それで数値的に出る、出  
らないということはいえませんが。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、要保護が20件、準要保護が253件とおっしゃいましたが、  
これは大体、小中学生の10%ぐらいになります。10人に1人ぐらいはそういうふうな貧困、  
言われる家庭の子供だというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 全体的に新年度で192名、扶助費金額といたしまして1,300万円ぐらい、これが小学校です。中学校で128名準要保護者、扶助費の金額として1,327万3,000円を計上いたしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 就学援助費が05年でしたか、国の補助額がなくなって一般財源化されました。それで、うちの場合は昨年度より今年度のほうが扶助費、中学校も小学校も増えておりますが、もし来年度あたりこの生活保護基準引き下げで、そのこの基準額によって査定されたりすることになって、就学援助を受けられなくなる恐れのある人が出てこないようにしてほしいんです。

地方分権ということで、やはり貧しいから学校のいろんなものが払えないとか、制服とか、部活にも入れないという人たちもいるわけですから、そういうふうなことのないように、そのあたり生活保護基準によっていろんなことを見直されても、そのあたり、これ以上貧困によって教育の格差が出ないようにしてほしいんですが、町長、そのところのお考えはいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このことについては、4番の本町の対応策との関連ということで回答をさせていただきますが、今年の2月26日付で県の福祉保健部のほうから、今回お話されております生活扶助基準の見直しに伴い、各制度に生じる影響への対応についてということでこの通知文書がまいりました。

この内容におきましては、平成25年度中の対応に当たっては、この生活扶助基準の見直しに伴い、特に困窮している方が出てきた場合は、市町村の権限で判断し、無料にするなどの取り扱いができるなどの指針が示されておりますので、これを参考に対処してまいりたいということで。

ちょっと読み上げますと、生活扶助基準の見直しに伴う各制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすると、就学援助、保育料の免除、それからまた児童養護施設等への運営費ということでございますので、この趣旨に沿った形での対応をさせていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 福祉のほうにお伺いいたしますが、介護保険料とか高額介護サービス費等の段階区分、そういうふうなことは、さっき最低課税限度とおっしゃったけど、その最低限度はどのように決められているのか。やっぱり生活保護基準によって決められているんじゃないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 市町村民税の非課税世帯ということが減免対象というふうになってくるわけですが、そのもとになっているのは生活保護との兼ね合いで、非課税限度額というので決められておりますので、そこが今後どうなるのかは若干見えないものですから、今のところわからないという状況でございますけども、先ほど町長からありましたように、なるべく影響が及ばない方向で25年度は対処してほしいというのが来ておりますので、その方向で対処してまいりたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 25年度はまだ、その保護も8月からだから、そうは影響ないと思うんですが、来年度が問題なんです。

やっぱりそのあたり、今までサービスを受けていた人が保護基準が下がったから受けられなくなりますよというふうなことはないように、やはりきちんと財源的な措置も含めてしてほしいと思うんですが、どうなっているかわからないで答えられないと思うんですが、ぜひそのあたりは要望しておきたいと思います。

それと、生活保護の基準が最低賃金にも影響するというふうなことなんです。宮崎県は646円ですか、最低賃金。間違っていないですか。「ムシロ」じゃなかったけ。

その最低賃金に及ぼす影響があるというふうなことが明記されておるものですから、そのあたりも含めて保護基準、さっきおっしゃった、150世帯ですけど、やはり、ひとり親とか病気の人とか、生活保護をもらっている人は年金者よりもいいとかで言われますが、私は、国民年金の支給額のほうがおかしいと思うんです。6万円なんですけど、生活保護の人たちも70歳以上の人は6万円なんです。

6万円で、これは家のある人なんですけど、6万円で生活するというふうなことがどんなに大変か、やはり、人づき合いもしないというような、近所づき合いは、それはあるんでしょうけど、いろんな交際費がかかるから、人が死んだり、いろいろお悔やみ、田舎ではあるものですから、そういうふうなことができないからもうしないとかいうふうな人が結構私の周りにもいらっしゃるんです。

だから、やっぱり生活保護バッシングするんじゃなくて、みんなでやっぱり、生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活をするというふうなことからしたら、6万円ではなかなかなんです。年金がそれにある人は、その支給額は3万とか4万です。

だから、本当に6万円もらっている人は全くの無年金で何もない人なんですけど、今度の場合は、子育て世帯ほど影響が大きいと、2万円ぐらい減る人もいらっしゃるというふうなことを聞いておりますので、そのあたりをやっぱりみんなで支え合っていないといけないんじゃないかなと

いうふうなことを思います。「不正受給」とさっき町長おっしゃいましたが、不正受給は全体の0.4%なんです、不正受給額は。

だから、みんなが生活保護バッシングがあるもんですから、受けたくても受けられないと、この前私の家に来た人も、親兄弟に知れるから、職もない、暖房費もない、ガソリン代もないというふうな方がうちに来られたんですが、本当に生活保護をもらおうと親兄弟に知れるからというふうなことで言われて、なかなか大変だなと思ったんですが。

今やはり雇用が侵されているということが大変な貧困層をふやしているんじゃないかなというふうなことを思いますので、そのあたりみんなまで支えていくという気持ちで地方も行政もやってほしいなというふうなことをつけ加えて、この質問はまだ来年またするかもわかりませんが、いろいろ決まってないことが多いので後に延ばします。

次の質問に移ります。政府は、地方公務員の賃金を7月からさらに7.8%引き下げを地方自治体に求め、2013年度予算(案)の地方交付税を減額しました。安倍首相は所信表明で、国民の所得が失われていることを経済危機の要因に上げ、突破に邁進すると言いました。また、今年1月から退職金の大幅削減が開始され、駆け込み退職による混乱が起こっております。

国民所得減少が経済危機の要因だと認識しているのだったら、自治体に公務員の賃下げ強制や退職金の削減をし、政府が主導して国民の所得を奪おうとするやり方は改めるべきです。

地方六団体、全国知事会や全国町村会等は、今回の国のやり方に対して極めて遺憾であるという共同声明を発表しました。地方公務員の賃金は、自治体が独自に自主的に条例をつくって決定するのが地方公務員法で定められた原則です。国が一方的に下げ幅を決め、実施を強制する前提で地方交付税を減額するのは、この原則を踏みにじる行為です。

地方公務員賃金の引き下げは、地方では地域経済を大きく疲弊させ、再生を困難にします。賃金引き下げは、役場職員以外どのようなところに影響があると思いますか、町長、お答えをお願いいたします。

○議長(山中 則夫君) 町長。

○町長(木佐貫辰生君) 質問の要旨に従って回答をしてよろしいですか。

○議員(7番 上西 祐子君) はい。

○町長(木佐貫辰生君) この平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえまして、各地方公共団体においても速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されているところでございます。

その類いについては、今後、本町としましては、各市町村の動向を見ながら慎重に協議していくものというふうに考えておりますが、ただ、今言われておりますように、地方六団体はこれに対してこの抗議声明を出しております。



といいますのも、市区町村におきましては約113万人、平成13年度からしますと現在113万人の職員数を削減しておりますし、そしてまた、職員数の削減や給与削減などによりまして、総人件費で1兆6,000億円超の削減効果を実現しています。

そういう意味合いからしますと、国に先んじて努力はしているということで、今回の国からの強制措置といいますか、そのような交付税とのリンクさせた取り扱いについては大変遺憾だというように考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町の削減額とか人数はどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 仮に国が言うように7月から来年の3月までの9カ月間7.8%の削減を実施した場合、その削減額は4,500万円、給与が3,400万円、そして、期末勤勉手当が1,100万円程度になることが試算の結果でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 国のやり方としては、国家公務員の賃金が去年7.8%下がったと、それで、その地方公務員との差ができた分をというふうなこともちらっと読んだんですが、そのあたり地方公務員と国家公務員との差額というのはどれぐらいあるんでしょうか。ラスパイレスというのは。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 三股町が平成24年4月1日時点で、国の100という数字に対して96.5というラスパイレス指数だったんですけれども、国のほうが先ほど7.8%の削減という形で取り組んだ結果、その数字が動いてまいりまして、現時点で国のほうから104.5という数字を言われております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 104.5%だったら、4.5%下げれば国と同じになります。だから、7.8%引き下げを強制するというのはおかしいです。どう思われますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） おっしゃるとおり、国も100に近づければいいということで、最小といいますか、4.5%以下で抑えればいいという発言はあります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そしたら、いろいろ新聞報道で言われているように、7.8%というふうなことにこだわらなくてもいいということですね。

わかりました。

もう一つ。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今大体、地方公務員を参考にして給料を決めているこの町内の業者というのは影響するというんですか、そういうところはどれぐらいあるんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 大変申しわけないんですけども、町の給料表を使っている事業所がどれぐらいあるかというのは把握しておりません。ただ、準ずるという形が、例えば社会福祉協議会があったり、それから学校給食会、そちらのほうは町の給料表に準じた形で給与を支払われるという実態はございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私は、老人ホームだとか社協だとか、農協関係だとか、そういうふうなことは大体役場職員に準じて給料が決められていると思うんですが、それと、やっぱり一般の企業も、役場職員が給料を下げるんだったらというふうなことで下げる恐れもあるわけです。そのあたり町長、どう考えますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回の措置自体といいますか、国のほうが2年間に限って、そして東北支援という形で、労使協議も含めて今回国のほうは実施しているわけです。それを今回、交付税と絡めた、リンクさせた形での地方に押しつけるということは、六団体の共同声明がございしますが、そのとおりだというふうに考えています。

ただ、この国のほうにおいても、一つは、その削減したものを減災、そしてまた防災関係、あるいは地域活性化というこのアメの部分も公表していますので、ですから、我々役場のほうの管理者としても非常に悩ましい問題だなというふうに考えています。

ですから、国のほうも、「地方の再生なくして国の再生なし」というふうに言っていますので、できるだけこの影響が及ばない、そして、地域の中でお金が循環すると、そういう形の活性化が必要だろうというふうに思いますので、この取り扱いについては、先ほど申し上げましたように、他団体の状況等を見ながら検討したいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 仮にその何%か下げないといけないというふうなときには、一方的に下げられるのかどうか、組合との協議とかいうふうなことは必要ないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 全ての問題に対して、やはり給料というのは、特に生活に関わる問題で

ございますので、組合のほうと、職員組合、職員団体、そちらのほうと協議させていただきながら検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 何%下がるかそれはわからないんですが、なるべく率を少なくして下げないようにしてほしいんですが、仮に400万円ぐらいの収入のある人で、2人の子供がおられる人たち、住民税も減少すると思うんですが、そのあたり、今度は町に入ってくる住民税、税金としてのあれも影響すると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 今400万と言われたんですけど、私が500万と、ひとつモデル的にということで説明させていただきます。

まずは、扶養の状況、それから世帯の経済状況、それから住宅ローンがわりかし住民税に影響しているんですけども、そういう状況で、個別に税額が異なりますので、全体の影響額というのを予想することは困難であるということをもまず申し添えます。

モデル的に例を挙げて試算すれば、年収500万で、今おっしゃったように配偶者と子供2人を扶養して、社会保険料控除額が50万円とした場合、住民税が約18万2,600円という数字が出ております。

仮に、ことしの7月から12月まで、26年の影響ですけれども、7月12月まで7.8%の給与削減を実施した場合ということで、その場合は年収が479万円になると、21万の収入減になると、住民税が16万5,600円となり、差し引いたその年の26年への影響です。1万7,000円の住民税の減ということが予想されます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 7.8%も仮に下がった場合に、479万円ということは21万円下がるということは、月々1万五、六千円です。ボーナス入れたら1万5,000円ぐらい。

私たち女性の立場でこういった場合に、毎月の給料が1万5,000円も減るということは、大変なことです。子供が育って上がっている人とかはいいんですけど、そのあたり、うちの近所にも国家公務員の人が出て、そういうふうなことを言われていたんですが、余りにも国のやり方はひどいんじゃないかなと、給料を引き下げるといって自体が、そういうふうに私思うんです。

やはり、地域の商店街の売り上げもそれだけ減るわけですから、民間への波及効果というふうなことも大きいんじゃないかなというふうに考えます。だから、ぜひ町長、地方の六団体、もっともつとそういうふうな理不尽なことをやめさせるように声を大きく上げてほしいなというふうなことを思いますが、どうでしょうか。もうできないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この点につきましては、既に地方財政計画、そちらのほうでも決まっていますし、そしてまた、交付税の総額も決まっていますので、その中でやりくりするしかないのかなというふうに考えます。

ですから、六団体のほうで遺憾であるというような共同声明が出してありますけれども、これについては、これが次年度また同じようなことが繰り返されないような取り組み等を図りながらやっていきたいというふうに、また、町村会のほうでも、もちろん市長会、そしてまた知事会ありますが、それぞれの団体が同じような認識で取り扱っていますので、やはり、地方のことは地方が決めるということで、そういうスタンスでまた今後とも物を申していきたいと考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、次の3番目の質問に移ります。

町長の政治姿勢というふうなことでお伺いいたします。

昨年、大阪桜宮高校での運動部指導教師の暴力による高校生の自殺が起きました。それに端を発して体罰事例の告発が続いております。また、柔道女子オリンピックチームの選手が、監督からの暴力行為やパワハラを日本オリンピック委員会に訴えるという事態も起こり、社会問題となっております。学校教育でも、一般社会でもいじめ、体罰や暴力、パワーハラスメントは許されるものではありません。

この行為は暴力行為であり、重大な人権侵害です。町長は、いじめ、体罰、パワハラに対してどのような認識を持っておられるのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） いじめ、体罰、パワハラに対しての認識ということでございますが、いずれも心理的、物理的に不当な苦痛を与えることにより基本的人権を侵害するものということで、決して許されるものではないというふうに考えています。

これまでも全国的に学校でのいじめや体罰が大きな問題となっておりまして、本町におきましても、教育委員会、各学校、町など関係者が連携して、いじめや体罰を防止するための取り組みを進めているところでございます。

職場でのパワーハラスメントにつきましては、働く人の尊厳や人権を傷つけるということだけではなくて、関係者や職場にも大きな損失をもたらすものでございます。

ですから、町といたしましても、職員研修でのハラスメント問題について、これはパワハラ、セクシャルハラスメント等ございますが、いじめはもちろんですが、についての啓発、総務課を窓口とする相談体制など対応を行っておりますけれども、今後はハラスメントに関する対処方法を明確にするなど、一層の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 本町でも12月議会で教育長のパワハラ行為が明るみになって、今月になって辞任をされましたが、町長は、今回の件をやはりきちっと検証をして、二度とこういう事態が起こらないために、教育長の選任のあり方、それから、不祥事が起きたときの対応のあり方などを明確にする必要があるのではないかと私は思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 前回といたしますか、この教育長問題に関しましてはいろいろと皆様方にご心配、ご迷惑をおかけしまして、本当に申しわけなかったなというふうに考えているところでございます。

このハラスメントにつきましては、やはり、先ほど言いましたような基本的人権の侵害というような、非常に重要な問題というふうな認識のもとに、ハラスメントに関する対処方法の明確化、そしてまた、その相談窓口等をきちっとつくりまして、そして、それに対応する取り組み、啓発等もやっていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今、社会に目を移すと、リストラとか派遣労働とか、そういう社会保障の削減などで弱肉強食の世の中になっておって、社会全体が攻撃的でいじめ的になっておるわけです。そのことが子供のいじめにも影響するし、そしてまた、それに対処する教育委員会のあり方も問われておるわけです。

だから、教育委員会の選任の仕方、そういうふうなこともやはり、本当に憲法の立場に立って、教育行政の専門家であるのかどうか、学校現場とか保護者として、子供たちと密着して血の通った教育行政ができるような方、そういうふうな方を選任することが大事なんじゃないかなというふうに私考えるんですが、そのあたり、選任のあり方と。

やっぱり、今回ちょっと人権擁護委員をしておられた方だったからとかいうふうなこともおっしゃっておられましたが、やはり、そのあたり本当に人格をきちっとして捉えて、いろんな人の意見を聞いて選任されたのか、そしてまた、不祥事が起きたとき、情に流されてすぐ解任できなかったのがあったのじゃないか、そこら辺を、やはり町長もう1回、そのあたり検証してほしいなというふうなことを私は思うんです。

やっぱり、子供であれ大人であれ、その人権をどう守るのかという立場に立って、いじめ防止に関する法制化を考えられないのかどうか、こういうふうな不祥事が起こったときには、情ではなくて、やはり条例とかそういう防止法にのっとなって対処するとかいうふうなことは考えられないのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 教育長の選任についていろいろご指摘を受けたわけなんですけれども、教育委員の選任につきましては、やはり人を選ぶわけですから、要するに国会で今回ありましたように、日本銀行の選任みたいな形でのやりとりができるといいんですけども、そういうことではこういう選任はありませんので、その方を選ぶに当たって、やはり過去の経歴を含めていろいろと、人格的にどうかという観点からもちろん選んだところでございます。

結果論として、こういう形になったということで申しわけないなと思っておりますが、やはり、そういう経歴、そしてまた、いろんな人格的な面とか、いろんなところを認識して選んだわけなんですけれども、しかし、一部そういう過ぎる言動があったということで、今回は本人が、やはり今後の教育はどうあるべきかというような大局的な観点から判断をされたというふうに認識しているところでございます。

そしてまた、教育委員につきましては、一つは、教育者だけではなくて、あらゆる職業のところからの構成という観点もございまして、そういう意味あいから、そういうふさわしい人がいないかどうか、そういうところをアンテナを高くしながらやっているところでございますが、なかなか、やはり我々らのほうも情報的に限られた部分もございまして、その点はまた今後慎重に、そしてまた、スピーディーにというようなことで考えていきたいなというふうに思います。

今回の件を踏まえながら次へのステップにさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） さっき、いじめ防止に関する法制化、いろんな不祥事が起こったときどう対応するかというふうなマニュアル的というんですか、そういうふうなことを決めることも大事なんじゃないかな、人権を侵したときには、誰であれやはり上に立つ人は下の人たちに対して、パワハラとか人権を侵すような言動があったときはどうするというふうなことを決めて、そして、それを示してもらおうというふうなことも必要ではないかなと思うんですが、そのあたりのことはどうお考えでしょうか。

するのかもしれないのか、考えられるのかどうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先般、文科省のほうで体罰と指導の明確化というのが新聞でありましたけれども、どこまでが体罰なのか、指導なのか、非常に微妙な問題です。

ですから、パワハラもどこまでがパワハラなのか。要するに、これは、どちらかというところという教育的な見地から話しているのか、ですから、一概に物事を文書化してきちっとできるとなると、なかなか難しい判断になっていくんじゃないかというふうに思います。

ただ、パワハラ、それからいじめ、そしてまた体罰と、これではだめだという認識を植えつけ

ていく、啓発していく、その中で、そういうふうな問題がはっきり出た場合はどう対応するか、そういうマニュアルはできると思います。

ただ、それを文書化して、これはパワハラ、もちろんパワハラはこういう、継続して、やっていくというのはパワハラですけど、そういう指導の部分等もございますので、そのあたりがどうなのかということで、できるかどうか、ここでは回答はできないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） とにかく、きのうの新聞にも載っておりましたが、日本体操協会がそういうふうな原則を決めて対処するというようなことを書いてあったんです。やはり、今回の事件のことで、やっぱり12月の時点で、本当は11月ぐらいの段階で何とか対処して、そして、この3月、4月の一番忙しい時期に教育長がいないというふうなことはやっぱり避けてほしかったなと思うんです。

だから、そのあたり教育的に、行政のほうもですが、この一番忙しい時期に問題が起こってないかどうか、そのあたり最後にお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われるとおり、本当3月、4月は卒業式、入学式、そしてまた、いろんな、着任式、そしてまた人事等いろいろございます。本当にこういう時期という観点からは、本当にいろいろとご迷惑かけているのではなかろうかというふうに反省をいたしているところでございます。

ただ、やはりこういう、次の新年度からどうあるべきかというところで、先ほど言いましたような判断をされたんだろうというふうに思いますので、教育委員会としても非常に大変だろうと思います。そのあたりは教育委員の先生方を含めて、全体的な対応でこれを乗り切っていきたいと、乗り切っていこうというふうにされておりますので、そういうふうな意見をいただきながら、しっかりとした教育行政を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） これで、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位2番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、通告に従いまして進めてまいります。

まず、アスリートタウンを標榜している三股町、今後の方針はどのようなものか。

年次的計画、目的別基金の推移、また、総合体育館の可能性と植木地区体育館の計画について、まず通告の1から4までをお尋ねします。

続きは質問席で行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、池邊議員の質問について回答をさせていただきます。

アスリートタウンを標榜している三股町、今後の方針はどのようなものかということで、①から④までということでございますので、1つずつ回答をさせていただきます。

まず、①と②でございますが、関連がありますので回答をいたします。

本町のスポーツ振興及び施策の取り組みにつきましては、平成23年度を初年度として、平成27年度までの5カ年を期間とする三股町スポーツ振興基本計画を定め、「みんなで築く生涯スポーツのまち」をスローガンとし、事業の推進に努めているところでございます。

この計画は、まず本町のスポーツ振興に当たっての基本理念、基本方針を定め、さらにこれを踏まえた基本目標、政策目標を掲げ、これらの目標を達成するための具体的な取り組みを示したものです。

内容としましては、生涯健康スポーツ活動の推進、スポーツ推進体制の整備と競技スポーツの振興、スポーツによる町の活力づくりの推進など、体制や人づくりなどのソフト面の施策を中心とした計画になっており、ハード面、施設整備等につきましては、既存施設の整備充実や学校施設の利用促進を掲げているところでございます。

つきましては、ご質問の年次的計画や目的別基金の設定等につきましては、施政方針で述べましたように来年度、25年度、スポーツ振興基本計画の副題でありますアスリートタウンみまたの創造を目指し、まちづくり、健康づくり、アスリートタウンづくりも一貫性を持たせるアグレッシブタウン構想の策定を行い、その中でお示しできればと考えております。

③総合体育館の可能性につきましては、平成23年、24年の一般質問でもお答えしましたが、これまでの施設の生い立ち、住民満足度、利用状況等を踏まえ、現況の形態で施設の充実を高めることが重要であろうというふうにお答えしたところでございますが、現在のところその方針に変わってはおりません。

④、西部体育館につきましては、ご承知のように平成23年度から2,000万円ずつ基金を積み立て、現在のところ国の補助事業等を活用し、平成26年度に設計、平成27年度の建築を



目指し、植木自治公民館をはじめとした西部地区の住民の皆様と協議を行っていくという予定としております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） まず、アスリートタウンとして、三股町は言っておりますが、以前質問したとおり、総合体育館ができないかというようなことを、ほかの議員の方たちも何度か質問しておりますが、これについて町長はどのような見解を持っているのかということをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 二、三の議員から総合体育館についてのご質問等がございました。他の先進地を見ながら、やはり三股町にもすばらしい体育館、総合的な体育館が必要ではなかろうかというお話もございます。そしてまた、ある地域に、場所にそういうものがあつたらいいなというお話も聞いています。

ただ、本町の今の3カ年計画、それからまた、この前お示ししました中期の財政計画等を見ますと、なかなか今の状況では厳しい環境がございます。ですから、まずは一つ一つこの施設整備等の充実を図っていきたいということで、現在はその西部地区の体育館、そちらのほうの建築を目指しているところでございます。

それとあわせたところで、本町のこれからのスポーツの施設はどうあるべきか、これを25年度に、先ほど言いましたこのスポーツ基本計画がございますので、これを踏まえたところでの具体的な計画に入っていこうと思います。その中で、その総合体育館のお話が出てくるかどうか分かりませんが、それも一つのテーマかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） こういったことは意気込みだというふうには私は思っているんです。やはり、町長がみずからそういったものを将来的に必要なだ、つくっていこうというふうにするのであれば、やはりそういうあそこの土地をどうか、将来にわたって何か手だてというのをやっていくべきではないかなというふうには思うんですけれども。

今回、西部地区の植木地区を中心とした体育館ができ上がるというようなことで、その後の段階になるかというふうには思いますが、これまた後ほど出てきますけれども、五本松住宅あたりのグランドデザインというふうなところにもかかってくるかと思っておりますけれども、ぜひ、やっぱり三股町に大きな総合体育館。

これ、私、なぜ必要かと言いますと、中学生が全員入ってセレモニーができる場所がないん

です。要するに体育館では1年生から3年生までが座って保護者が入って入学式、卒業式ができないというふうな状況にあるわけですので、そういったところをやってほしい。

それから、いろんな大会を誘致できるような、そういうところもつくってほしいと思いますし、アスリートタウンとして、今回、アグレッシブタウン構想というのを今回打ち出すわけですから、その中にぜひ大きなひとつ目標として町民が夢を持てるような、そういう施設というのを掲げてほしいと思いますけれども、その辺は町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご意見としては承っておきますけれども、この計画を見ますと、アンケート調査とかいろいろ、このヒアリング等をやってつくっておるわけなんですけど、この中で、今後、整備充実が必要な公共スポーツ施設という中で一番大きいのが、室内トレーニング施設、そしてプールなんです。その次がジョギング、ウォーキングコースとか、そして、その次が必要ないというのもあるんです。

そういうものもありますので、ですから町の財政を踏まえた、そしてまた、今言われますように、夢の持てるそういうまちづくりの一環としてどうあるべきか、そこを十分勘案、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私は、そういう町民の意見というのはあくまでも参考であって、やはり町のトップであってリーダーであるわけですから、何かつくるといえるときはしっかりと決断をお願いしたいというふうに思います。

次に進んでいきますが、アスリートタウンとして、特別強化種目というのを定めてバックアップしてはどうかというふうに思います。

町民皆スポーツを進めて健康維持を進めるのも、健康づくり、生きがいづくりにつながって、三股町としては扶助費の抑制につながるというふうになるかと思いますが、これも必要だというふうに思いますけれども、しかし、アスリートタウンを大きく打ち出している三股町ですから、町として応援するようなことをやってもいいんじゃないかなというふうに思います。

一定の基準を決めて、アスリートと言える選手や団体を応援するアスリート応援資金みたいなものを、そういったことでバックアップを図ってはいかがかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現在のところ本町としましては、このスポーツ振興基本計画にのったスポーツの振興ということで考えておるんですが、誰もがどこでもいつでもいろんなスポーツができるという環境づくりというふうに考えています。

その中で、やはりこの駅伝とか、それからまた剣道、それからまた弓道とか、いろんなスポーツが非常に全国に発信しているわけなんです、そういう取り組みを含めてアスリート全体的にそういう競技スポーツも、そしてまた、そういういつでもどこでもできるような環境整備を含めての町としてのまちづくりというふうに考えているわけなんです。

この特別強化種目云々ということですが、このあたりは、ここでこうしようということ、回答はちょっと控えさせていただきますが、体協、体育協会のほうもこういうご意見があったということで、どうあるべきなのか、そのあたりは十分この課題として持って行きたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 中学生は、中学生のレベルだと、指導者がしっかりしていくと、遠征費、練習試合等の経費はかかりますけれども、特に私が思うのは、一般になって仕事をやりながら競技を続けていって成果を出して、しかも三股町をPRしてくださっているわけですので、そういうところに対してやはり、PR費用として考えれば私は非常に安いんじゃないかなというふうに思うんです。

いいほうにPRするわけですから、今回のように悪いほうに新聞に出たりするわけじゃないので、そういった意味では有効活用できる資金になるんじゃないかなというふうに思うところあります。

次に進みます。

五本松住宅の現況と今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 五本松住宅の土地の有効活用についてのご質問でございますが、五本松住宅が町の中心部の顔といういい場所に立地しているところでありまして、しかし老朽化が進んでいることから、今年度、24年度ですが、五本松住宅及び近隣の公営住宅について、庁舎内に町営住宅建て替え等検討委員会を設置しまして、今後のあり方について検討を行ってまいったところでございます。

その中で、五本松団地の土地の有効活用につきましては、商業施設とか分譲住宅等、ほかの用途に活用したほうがいいんじゃないかなろうかという意見等もございました。

ところが、現在、五本松住宅には管理戸数が134戸に対しまして、101戸の方々が入居なさっておりまして、五本松団地を他用途に利用する場合には移転先を検討しなければなりません。

今回、建て替えを行った塚原住宅と同じように、周辺町有地に新しい住宅を建設する場合、周辺団地の入居者とあわせて122戸を確保することが必要になるということから、事業に換算しますと約18億円が予想されるところでございます。

このようなことから、今後、入居者の意向や町の、先ほども施設整備のお話でもさせていただきましたが、財政状況等を踏まえながら、周辺団地等を含めた土地の有効活用について十分検討をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 昨年の3月に同じような質問を私はしているんです。そのときに、都城から来るとよく見えると、三股町の顔になるようなところでありますので、長期的な視点に立って町全体のランドデザインの中で政治決断をしていただきたいというふうなことを申し上げておりました。

やはり、あの場所は何かつくるとなると、やっぱり顔の部分ですので、木佐貫町長が三股町の町史に名前を残すようなことになるのではないかなと、それぐらいインパクトのある場所ではないかなというふうに思っております。ぜひ、有利な補助金などをつかんで、アグレッシブな展開を期待をしたいというふうに思っております。

ああいう場所を有効活用する段階において、話し合いというのをたくさんしていくというふうに思うんですが、話し合いももちろん必要なんですけども、決断はやっぱり町長がするわけです。リーダーですので、旗印を決めて、しっかり決断をし、前に進めてもらいたいというふうに思います。

私何度か、会社経営をしておりますと、協議だけでなかなか前に進まない、社長の決断で、それでスムーズに事が運んでいくということがあります。それまで熱い理論を幾らやっても、なかなか前に進まないことが、リーダーの決断一つでほんとに進むということがありますので、もちろん結果責任はトップがとります。会社経営でありますと、会社の業績にかかわるようなことであります。

町長でありますと、そういういろんな結果は将来の人たちが判断するというふうなことになると思いますけれども、三股町のやはり町長として、町民は、みんなはその町長の動きを注視しているわけでありますので、五本松住宅跡地、将来に向けて大きな構造になり得るというふうに思っていますので、町長の政治手腕、政治決断に大きな私は期待を寄せているところでありますが、改めてもう一度お聞きします。

大きなお金がかかるということは重々承知をして聞いておりますけれども、住宅跡地の問題、もう一度、どういうふうな可能性、また、町長としてはどういうふうなことを考えられるというふうなことをお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答をさせていただきましたけれども、24年度は、あそこをほかに移転した場合はどういうふうな、移転先を含めてどうなるのかというところを具体的なこの

数値等を含めて検討をさせていただいたところでございます。

五本松団地にはどういう世帯、一人世帯なのか、あるいは二人世帯なのか、年齢的にはどうなのか、いろんな形をやはり情報収集してからでないとならないと次へのステップに進まないというのが24年度でございました。

それがだんだん見えてきましたので、25年度はもっとそれを掘り下げていって、本当に、先ほどから言われますように、三股のメインといいますか、顔になるようなところでございまして、このスポーツの関連なのか、あるいはほかの面なのか、そのあたりを踏まえて、このご意見を伺いたいと、ただ、最終的には、言われますように政治決断の部分であろうかと思っておりますので、そこはしっかりと考えて判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 結果的のところしかやはり判断されませんので、会社経営においても全てにおいて決断をした後は、やはり数字的のところでは判断されないし、町長であればやっぱり、ああいうふうな場所でありまして、顔となるような場所ですので、将来の人たちが、「木佐貫町長は素晴らしいことをされたな」というふうなことを言われるような、そういうふうな決断をぜひやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に移ります。

今年は、三股町内で害獣被害、イノシシの被害が非常に多いというふうなことを聞いております。長田地区、宮村地区もそうですし、田上地区のほうでも話を聞きました。かなり被害が多いというふうに聞いておりますが、町のほうではどのような報告を受けているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 害獣イノシシの被害が数多く報告されているが、実態と対策はどのようなものか。現在の対策と今後の予定はどのようなものかというご質問でございますが、近年、野生鳥獣による農林作物への被害は全国的に広がり、宮崎県内においても深刻な課題となっております。そして、被害額も増加の傾向であります。

本町では、これまでどおりイノシシなどの侵入を防ぐ電気防護柵の導入を初めとして、駆除隊による駆除、捕獲活動などを今後とも実施してまいります。また、平成25年度有害鳥獣わな購入助成事業により、カラス捕獲用ゲージも導入することとしております。

本町の実態と施策については、担当課長のほうから回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 本町における実態はどのようなものかというご質問ですが、平成23年度の鳥獣による農作物被害状況調査によりますと、イノシシ被害が、水稻やトウモロコ

シ、里芋など約6.3ヘクタール、金額として177万9,000円と報告されております。ほかの被害では、カラスの20アール、2万7,000円というのもございます。

ただ、これらは報告された被害のみでありまして、実際には相当な被害が出ているのではないかというふうにも推察されております。

また、本町の有害鳥獣駆除対策につきましては、平成23年度で策定しました三股町鳥獣被害防止計画に基づきまして、三股猟友会、そして長田猟友会と県の農林振興局、JA都城、NOSA都城、森林組合、こういったメンバーで構成されました三股町有害鳥獣対策協議会を設置しております。

その中で、侵入防護柵の適切な設置方法や維持管理補修の普及、追い上げ、追い払いの活動、そして被害防止に関する知識の普及などを行っております。

また、三股町有害鳥獣駆除隊が結成されておまして、その中で関連情報の提供、そして、駆除、捕獲を実施していただいております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今、被害額の話が出ましたけれども、宅地で庭を掘り返したりとか、そういったものは被害額には出てこないんです。毎日のように庭を掘られたりというような状況もこれは実際起こっておりますので、数字に出てこない大きな部分があるというふうなことも認識をしていただきたいというふうに思います。

今、それと、これ確認ですけれども、イノシシの箱わなは、これは町のほうでは何基購入しているのかというようなことをお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 箱わなについては2基だというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） わなに関しては、箱わなとくくりわなというのがあるんですけども、この広い三股町でいろんな被害が出ている、その中で2基しかないわけですから、これはもっと増やすべきではないかなというふうに思います。

これは、なぜそういうふうなことを言うかと言いますと、イノシシが被害を起こす時期というのは一遍なんです。場所が次々変わってくるわけじゃなくて、一遍に被害が出てくる。特に米の時期であるとか、冬場の時期、冬場の時期は猟期がありますのでいいんですけれども、猟期が終わった後、害獣駆除をやっていく時期に対して箱わなが不足している部分があるというふうに思いますので、その辺をお願いしたいというふうに思います。

それから、町のほうに連絡があったときに、害獣駆除としてどういったフローで進んでいくの

かということをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 実は、本日もお願いが来ておりまして、その被害に遭われた方から産業振興課に申請がございまして、まず確認、そして写真等をいただきまして、それらの確認をした上で図面にその箇所を明記した上で、この駆除隊のほう、申請を上げていただき、受け付け、そして駆除隊に連絡という形をとっています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それではお聞きしますが、毎年出る場所があるんです。例えば竹やぶがあって、タケノコが出る時期に必ずそこを掘り返されるというふうなこと、前もってわかっているのに、それが実際の被害がないと動けないという状況があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 竹やぶは、特にタケノコの被害ということで今回も出ておりますけれど、特にタケノコ等をとる竹山については、住宅地の近くという部分もございまして、非常に危険性もあるということで、そういった場合は追い払いだけにしていただくこともございます。猟銃を使えないということで。

ただ、毎年上がってくるようなところにつきましては、駆除隊のほうへ報告というのはいたしております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） これは、駆除班に確認をとったんですけれども、予防的なところで現在動けないというふうなことを聞いておりまして、前もってわかっているようなところは予防的に動けるようにしてほしいというふうな要望がありましたが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） これは、被害が出たときに申請を受けて駆除隊に連絡をするような形になっておりますので、予防だけでは動けないということになります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ですから、予防というのは、やはり、何か被害があるということがわかっている場所に関しては、箱わなであるとかくくりわな、人家の近くだと猟銃は使えませんので、そういうふうなことで対処ができるようにこれで検討をしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、都城もそうですけれども、特に鹿の被害が都城はひどくて、西岳、それから御池地区は1頭幾らというふうなことでかなり成果を今回上げております。

ほかの、ホームページをいろいろ見ますと、武雄市のほうも、人口5万人の武雄市に3万頭のイノシシがいるという専門家が出ておりますが、3年間で約3,000頭ほど駆除しております。これは、なぜそういうふうなことになったかといいますと、1頭当たり6,000円の駆除費を出して大きな成果を上げているという状況もあります。

三股町は、これ1頭当たりの駆除費は出していないというふうに思いますけれども、なぜそういうふうにはできないのかということをお答えください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 実際、1頭当たり駆除費を助成するという形は十分、当然承知しておりますし、ただ、その有害鳥獣対策協議会の中で検討はさせていただいております。まだ形としては出てきておりません。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回みたいにイノシシの被害が多いことを考えますと、早目にどうにかしてほしいという地元住民の意見もありますので、ぜひ前向きにその辺も検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に進みます。自立の道を進む三股町でありますけれども、今後の見通し、人口動態、財政シミュレーション、それから行政サービスの低下の懸念、そういったものを含めたところでお答えいただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 自立の道を進む三股町、今後の見通しはどのようなものかということで、人口動態、財政シミュレーション、行政サービスの懸念事項という観点からのご質問でございますので、回答をさせていただきます。

三股町の今後の見通しということでございますが、まず人口につきましては、三股町は平成22年の国勢調査では2万4,800人で、県内で宮崎市と三股町だけが人口増加しており、その後も増え続け、昨年の3月には2万5,000人を突破、今年3月1日現在では2万5,242人ということで、ほぼ毎月増加しております。

これは、都城市と隣接する町の西側の人口増加と宮村「眺霧台」を初めとする分譲地の販売や、過疎定住奨励金による効果もあるのではないかとこのように思っております。

人口につきましては全国的に減少する中で、第5次三股町総合計画では、平成27年に2万4,714人、平成32年には2万4,607人とほぼ横ばいで推移するものと推計されておりますが、現段階では、今後、民間の宅地分譲等も行われることなどを考えると、当分は2万5,000人前後、2万5,000人以上で推移していくのではないかとこのように思っております。



財政状況につきましては、先日、中期の財政計画をお示したところですが、地方交付税の抑制や扶助費等の増加などに伴い収支のバランスが崩れ、平成28年度以降は基金残高の減少や財政の硬直化がさらに進むことが見込まれます。こうした中、これまでも人員削減や経費の節減など大幅な行財政改革を行いながらも、住民サービスの向上に努めてきたところであります。

先日、新聞報道がありましたが、宮崎県が平成の大合併の功罪を検証するために行った地域団体などを対象に実施したアンケート調査によりますと、合併した市町村を中心にコミュニティ機能の低下や地域への愛着希薄化など、将来に不安を感じる割合が高かったという結果が出ております。

こうしたことから、これからも行財政改革を進めていくことはもちろんですが、職員一人一人が今後さらに自立したことについて共通認識を持ちまして、地域への愛着を醸成し、町民と対話しながら理解を深め、サービスを低下させない努力が必要になってくるというように考えています。「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指して、行政と住民が一緒になったまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回このような質問をした真意というのは、自立の道を歩んでいる三股町ですけれども、実際問題として、やはり先行きが不透明なわけです。わかりやすく言うと3割自治で交付金に頼っている以上、国からの予算が少なくなれば財政状況も明らかに悪くなります。

もちろん、ほかの自治体、類似団体と比べれば財政状況はいいわけですがけれども、しかしながら、経常収支比率に関しては、医療・福祉に関するような扶助費の割合が大きく、将来負担の予測から見ても、いつまでその同じような状況が続けられるのか、これは不安があるところであります。

また、毎年1億を繰り入れている公共下水道事業、これもいつまでこれをやっていくのか、そういった、接続率の問題等も含めたところで議論が必要になってくるというふうに思います。

ほかの類似団体を見ても、そうはいつでも三股町は第三セクターをつくっているわけでもありませんし、将来負担割合が特に大きいわけでもないわけで、三股町は健全というか、これまで余計なことをしなかったおかげで良好な状況と言えると思います。

それでは、担当の税務財政課長にお聞きをしますが、現在のその状況では、三股町の財政状況が急変するということは考えられませんけれども、三股町単独でいくということが難しくなるような指標として、どんな指標があって、どういう数値で黄の信号になって、どうなれば赤信号ですよというようなものがもしあれば教えてください。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） どういった指標で、どういうふうに判断されるかということだろうと思いますが、これは、決算時にお示ししております財政健全化判断比率というのがございます。それによって大卒三股町の状況というのはわかると思います。それと、先ほど言われました経常収支比率とか、そういったものも参考になるのかなというふうに思っております。

先ほど言いました財政健全化比率には、一般会計においては4つの比率がございます。実質赤字比率、それから、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ということで、これ23年度の決算なんですけど、実質的な赤字はないということで、これは数字が出ておりません。これが出る場合に、非常に財政の早期健全化が必要だという比率が14.74でございます。

それから、連結実質赤字比率、これにつきましては、これも三股町の場合は赤字でございませんで出ておりません。これについても早期健全化基準ということで言いますと19.74ということになります。

それから、実質公債費比率ですが、これは先ほど言われました下水道の関係、こういった特別会計等も含んだ公債費の標準財政規模に対する比率でございますが、これが三股町は7.7でございました。この早期健全化比率を言いますと25になります。まだまだ数字は非常に低いほうでございます。

それから、将来負担比率です。先ほどございましたが、これは起債残高の占める割合です。

実質的な交付税等の措置については省かれておりますけれども、これについては、三股町の場合は今のところ負担がないと、要するに全てを精算しますと負担になるものは残ってないということでございます。これが基準としては350以下であることということになっておりますので、今のところはそういった状況にないわけですが、将来的にやはり、先ほど言われました国の状況が変わってくるとか、あるいは大きな投資的経費を過剰投資したといったようなことが出てきますと、こういった数字が悪化の傾向にたどっていくと。

今の現状でも、この財政価格努力というものをしていかないと、そういった状況に陥っていくという要素も十分ございますので、今後、十分そういったことを目配りしながら財政運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

今回、財政計画が示されて、29年度までの見通しがついておりますけれども、25年度を100として投資的経費を見ますと、29年度には45%に落ち込んでいく、また、維持補修費が30%増えていく、これからさらに厳しい財政運営が続くということが予測されております。

しかしながら、やはり国からの有利な補助金とか、そういったものもあるというふうに思って

おりますし、町長はどういったまちづくりをするというようなことを標榜することで、掲げること  
で町民の理解も得られて進んでいくというふうに思います。

私は、ほかの類似団体をしっかり見比べると、まだまだ三股町は投資はできるんじゃないかな  
というふうに思っているんです。今回、木佐貫町長は、アグレッシブタウン構想というのを打ち  
出すようにしております。いろんな意見はあります。アグレッシブという言葉に対して違和感を  
持つ人もいらっしゃいますけれども、私はすばらしいキャッチコピーだというふうに思ってお  
ります。

積極的に、前向きに、元気に突き進んでいく、町民の健康・文化・経済全てが活性化されるよ  
うな、そういったイメージを私は持っております。

しかし、こんなにすばらしいキャッチコピーでありますと、キャッチコピーがひとり歩きをし  
て、町民がアグレッシブに感じなければ、スピード感を持ってやらなければ、何をやっているん  
だというふうなことになる。決してネガティブタウンというふうなことを言われないようにして  
いただきたいと、期待が大きい分、落胆の可能性ありますので、その辺をぜひやっていただき  
たいというふうに思っております。

町長の施政方針の結びのところに、「身の丈にあった行財政運営を心がける」というふうな文  
言がありました。それ自体は、私は間違っていないというふうに思いますけれども、しかしながら、  
アグレッシブタウンという言葉とニュアンスの中で、やはりちょっと違和感を感じたんです。

できることは全て挑戦していく、また、チャレンジしていく、そういうふうな意気込みとい  
うのをぜひ施政方針の中に入れてほしかったなというふうに思っております。町民が、夢、または  
希望を持って、これからの三股町に期待できるような、そういう言葉が欲しかったなという  
のが素直な気持ちであります。

そこで、最後の質問になりますけれども、町長に、アグレッシブタウン構想の意気込みと町民  
に対しての覚悟の言葉をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この前お示しました中期財政計画、これを見ていくと、投資的経費が現  
在の役半分ぐらいになっていくということで、大変厳しい財政運営を強られるなというふうな  
ことでございます。

また、それ以降の分も示したかったですけれども、これ赤字になっていくもんですから、要  
するにまずは当面の5年間をとということで皆さんにお示しました。

要するに、現在大型事業等をいたしまして、医療ゾーン、そしてリサイクルセンター、それか  
らまた、町民の安全安心のための同報無線のデジタル化というようなことで大きな事業がござ  
います。それに伴って大きな借金が増えていって、なかなか財政運営が窮屈になっていくとい  
うふう

うに考えます。

それはそうであるけれども、しかし、まちづくりはやはり現状維持ではいけません。やはり皆さんが、議員も言われるように夢を持つようなまちづくりをやりたいなど、そのためには、やっぱり現状維持ではなくて、前に進む積極的なということでアグレッシブというような言葉を使わせていただきました。

ですから、このまちづくりの中、アグレッシブタウンの中で、具体的にその財政のほうも目配りしながら、しかし三股町はどこに行くんだというところをきちっと示すことによって、皆さん方が次への、あすへのまたエネルギー、そしてまたアスリートのまち、また文教のまち、いろいろな意味合いでこの元気が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、やはり厳しい環境であるけれども、しかし、夢を持って前に進むという意味合いで、具体的な計画を今度つくらせていただく、それがこの、一気ににはできませんけれども、年次的なやはり目標を持ちながら、そしてどの年度にはどういうふうなまちが生まれていくのかというのが見えるような形ということで考えています。

ですから、財政運営を含めて、まずは身の丈に合ったところの中でやはり夢を求めるというふうな意味も込めてますので、そういうふうな理解の仕方をよろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以上で、質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで昼食のために1時20分まで本会議を休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時20分再開

○議長（山中 則夫君） 定刻前ではありますが、本会議を再開いたします。

ここで、数字の訂正があるそうですので、お願いします。産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど、池邊議員の質問の中でありました箱わなの数でございますが、確認とりましたところ、猿・イノシシ用として協議会で4台、それと駆除班のほうにも別途4台あるということでした。

以上、報告します。

○議長（山中 則夫君） 発言順位3番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 今日は昨日からするとすばらしい天気になりまして、海のほうでは侍ジャパンですか、WBC野球がきのう敗退したわけですけども、今決勝戦が行われている状

況ですけれども、日本全国盛り上がったんじゃないかと思っております。スポーツは筋書きのないドラマですから感動を与えます。

去年、おとしだったですか、日置市に行きましたけれども、そのときに総合運動体育館を見せてもらいました。そのときにやっぱりトップの方がそういうふうに入力していらっしゃるということで、やっぱり陸上選手が、有名な選手がいっぱい出ているということです。

去年は兵庫県の多可町に研修に、建設文教のほうで行かさせていただきました。その中で、多可町は西脇市が隣でした。西脇市は全国でも有名な駅伝の高校であります。兵庫県では西脇工業と報徳学園が全国でも有名でありまして、そこを制する者は全国でも制する者だと言われております。

そのようなことを踏まえまして、この場所に立ちますと、いつもながら非常に緊張をいたします。いろんなところでいろんな方々と話す機会も多くなりまして、意見を聞く機会も多くなりました。一般質問につきましては、ほかの議員の方々とダブるような質問もありますが、私なりに質問をさせていただきます。

平成11年から平成17年を主に平成の大合併が行われたわけですけれども、本町は自主・自立を選択して今日まで至っております。今日までの経過をどのように受けとめられているか、昨年末に民主党政権から自民政権に交代して、3本の矢ということで、金融・財政・経済ということで取り組むことが明確になりました。

本議会の初日に町長の施政方針に述べられたわけですけれども、今後、少子高齢化に伴う医療・福祉・介護への対応、TPPの問題、クリーンセンターや医師会病院に伴う財政負担までいろいろ課題もあります。

そしてまた、本町におきましては、今日現在大きな災害等もないわけでありまして、これから先どこで何が起こるか分からない、全く不透明な状況でもあります。このような状況を踏まえまして、今後どのように考えておられるか伺いたいと思っております。

あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 内村議員より、町政について。本町は、自主、自立を選択して、今日までの経過をどのように受けとめているか。今後どのように考えているかというご質問でございますが、次のように回答をさせていただきます。

ご承知のように、本町は平成15年度に自主・自立の道を選択いたしまして、平成16年度行政改革元年というふう位置づけまして、平成16年度行政改革大綱の改定を行いました。さらに、集中改革プランを策定いたしまして、住民サービスの向上及び簡素で効率的な行政運営を目

指した大胆な行政改革に取り組んでまいりました。

その結果、定員適正化計画に基づき、平成17年度に大課制を導入し、定員適正化を達成いたしました。

また、行財政改革によりまして経費の節減にも取り組み、町単独補助金については、平成15年度から平成19年度までの5年間、毎年3%減で見直しを実施し、長期財政計画3カ年実施計画を作成するとともに、事務事業の評価、見直し等に取り組んでまいったところでございます。

平成23年度には、今後10年間のまちづくりの方向を定める第5次三股町総合計画を策定し、これに基づき各施策・事業を実施しております。このように今日まで住民サービスを低下させないように健全な財政運営を行ってきております。これもひとえに議会議員の皆様や町民の皆様のご理解とご協力のおかげであるというふうに思っております。

今後は、施政方針で述べましたように、地方分権が進む中、本町を取り巻く環境はますます厳しくなり、これから大きな財政負担等もありますが、住民への情報提供並びに住民参加のまちづくりを基本とする「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指して、行政と住民が一緒になったまちづくりに取り組んでいき、選択と集中による身の丈に合った行財政運営を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 施政方針の中でいろいろ掲げているわけですが、平成の合併が行われまして、県の調査で合併した市町村を中心にコミュニティ機能の低下、地域の愛着希薄化など、将来に不安を感じる割合が高いと言われております。

自立を選んだ市町村と合併した旧市は、福祉などの施策を背景的にその通りであるというようなことが言われております。周辺部と重なった旧町村は、窓口サービスなど不満を抱えている傾向も多いということが言われております。

合併した聞き取り調査では、メリットとして、地域間交流が活発になった、小中高一貫校の整備で教育の質が上がったと言われております。逆にデメリットでは、本所機能が統合されて不便になった、大きい行事がなくなり、交流の場が少なくなったという声があります。合併した旧市町村では、公共施設利用や福祉・水道など身近なインフラ面での悪い影響を感じるものが数字にあらわれ、分析されているとあります。

施政方針の中で、「明るく安全、安心のまちづくり」、「アスリートタウンの充実」、「教育行政の充実」を目標に掲げ、取り組んでいきたいと述べられております。町政運営につきましては、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿ってやっていく。

その中で、私たち議員に与えられた責務を感じるわけでありますけれども、お互いに状況に対応し、議論することにより知恵も生まれ、進む方向性も見えてくるんじゃないかと思っております。

以前、一般質問の中で総合体育館のことについても質問いたしました。アスリートタウン三股であります。体育館ができることにより軸になるんじゃないかと思っております。そしてまた、ある町では、多分名古屋の町でしたけれども、くいまーるに防犯カメラを取りつけてあるところもありました。町のいろんなことがわかるというようなことでした。

町を盛り上げて、町を宣伝するために、いろんな人たちの議会質問の中で、やっぱり宮崎県が、本町につきましてもですけども、PR、宣伝力、それが足らん、ちょっと欠けてるんじゃないかということがちょこちょこ出ます、一般質問の中で。

やっぱり、いろんなまちづくりでもですけども、何かが一つ欠けているんじゃないかと、その中で、やっぱり本町独自のキャラクターといいますか、全町民から応募してもらって、そういう三股町だというような、そういうマスコットキャラクターといいますか、そういうことをつくることによって町が盛り上がって活気が出てくるんじゃないかと思うんですけども、このようなことに関してどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町を盛り上げていく方法にもいろんな方策があろうかと思えます。ご指摘にあるようなゆるキャラといいますか、そういうのも一つの方法、我が町には商工会の青年部を含めて、いろんな、この三股レンジャーとか、いろんな取り組みもされていますので、そういうのも踏まえながら、やはり、どうあるべきか、どう情報を発信するのか、一緒になって考えていくという意味合いから、今後とも連携を深めながらやっていきたいというように思います。

そういう意味合いでは、体育施設もそうですけれども、いろんなまちづくりの方策があろうかと思えます。一つ一つ、先ほど言いました本町の身の丈に合ったところで、そして選択と集中という意味合いから、目指す方向を一緒になって考えていきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 三股町を盛り上げるために、みんなで考えて、みんなで議論しながらやっていかなければならないと思いますので、やっぱり、ぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですけども、そんな中で安倍政権が誕生いたしまして、安倍内閣が道州制の基本早期成立をとというようなことで、今度の国会で始まるんじゃないかと言われております。その中で決議されるんじゃないかと言われております。

以前から行政のスリム化などとして言われておるわけですけども、総体的には賛成を集めるわけですけども、国と地方同士の意見が対立していると言われております。コストや時間がかかる制度、それだけの余裕があるかと疑問が問われていることも言われております。

道州制といったら、都市中心だけのやり方というような感じになってくると思うんです。旧5町で言われたわけですけども、今、旧1町になったわけですけども、山之口、高城、高崎、山田が合併したわけですけども、その中でやっぱり、合併したところは、合併しなかったという声が多いわけです、やっぱり。

こういうことを踏まえながら、今から先にそういう、国は国で進める方向にやってくるんじゃないかと思うわけです。そうしたときに、やっぱり県とか町とか、やっぱり中央の機関と話し合う機会は多いと思うわけです。そのときに町民の声を上げてもらって、三股町は独立の道を歩んだんだから、そういうような方向で私はやってもらいたい。地方もそういう声は多いんじゃないかと思うわけです。

そこ辺たいのところもなかなか難しい問題ですけども、国と地方の考え方がいろいろ違うと言われておりますけども、そこ辺たいのことにに関してどのように思われますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は、基本的に道州制に対しては慎重であるべきだというふうに考えています。平成の大合併のこの市町村のあり方を見ますと、やはりご指摘のように周辺部が廃れていく、コミュニティが落ちていくというような状況でございます。

やはり、道州制となりますと、やはり政治経済の中心がどこに行くかわかりませんが、やはり九州という大きなキャパの中では、やはり宮崎県は周辺部になります。インフラ整備も非常に遅れています。そういう意味合いでは、やはりこの道州制になれば、この宮崎県というところは大変厳しい環境に陥るんじゃないかと、平成の大合併のやはりこの同じような運命になるんではなかろうかというふうな危惧を持っています。

そういう立場から、町村会を含めて、この道州制には慎重にあるべきというスタンスで動いているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、今日の宮日の新聞にも載っていましたが、道州制を目指す動きが現実味を増しているというようなことが載っていましたが、町からそういう声を上げていただきたいと思います。

それでは、次に書いていますけど、税金の滞納問題についてでございます。

税金の滞納問題と自治公民館の加入問題については、今までも一般質問の中でもいろいろ出てきております。今後もこの問題は何か出てくる問題じゃないかと思っております。生活保護の問題、いろいろありますけども、平成23年度までの町税などの滞納金額は約3億6,000万円であるという、余りにも金額の多い滞納となっております。



平成19年度から平成23年度までの町税の差し押さえの件数とかが11月の広報みまたに表示されていたわけですが、滞納ですが、支払い能力があるにもかかわらず納付しない人がいるわけですから、ここ辺が問題なんです、やっぱり。収納対策本部が4月1日に設置されたわけです。このことについて、どのような効果があったか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ご指摘のように、この税込等の滞納対策、大きな町政の課題だというふうに考えています。そういう意味から、これに力を入れようということで、今年、平成24年度の4月から税務財政課内に特別収納対策係を配置しまして、自主財源の確保はもとより、町税等の負担の公平性を確保し、収納率の向上を図るため、町税等収納対策本部を設置いたしましたところでございます。

ここ数年の長引く景気低迷によりまして、町税を含めた町の債権の徴収率は減少傾向にありました。ようやく改善の兆しが見えてきておりますけれども、依然として多くの滞納額が残っているところでございます。ご指摘のとおりでございます。これらの対応については、税務財政課をはじめ、債権を取り扱う部署において、ありとあらゆる手法を講じていっているところでございます。

町税等収納対策本部の取り組みとして、担当課におけるそれぞれの債権管理及び回収方法等を検証するとともに、問題や課題等を明らかにして、その対策を講じたほか、三股町債権管理適正化指針を策定いたしまして、債権管理及び回収方法の統一化と全庁的な取り組む内容を明示し、実施してまいったところでございます。

それぞれの担当課が行う滞納整理のほか、統一的な取り組みといたしまして、昨年12月を町税等納付推進強化月間と位置づけまして、懸垂幕やポスターの掲示、滞納者に対する電話催告、夜間訪問、夜間・休日の納付相談窓口の開設等を行ったところでございます。もちろん、累積滞納や高額滞納など、自主納付の困難な滞納者については、タイヤロックなどの強制滞納処分等も実施してまいりました。

このような取り組みの結果、町税やその他の債権において徴収実績の改善が見えつつあります。今後も町税等収納対策本部においてさらなる滞納・債権の回収方法を検討し、担当課の適正な債権管理を促すとともに、債権回収の取り組み強化に努め、滞納額の圧縮を図ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） ぜひ、滞納の回収に努めていただきたいと思います。

それで、本町におきましては人口が増えているわけです。入居者数も増えているわけですが、人口増加に対して、去年、おとし、3年ぐらい前からですけど、この中で滞納者数といい

ますか、そういう方がどのぐらいいらっしゃるか、そこ辺たいを私たちが議員になったのは23年です。それからやっぱりそういう意見が出ていますから、やっぱり。そこ辺たいのことをちょっとお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今、滞納者数、これ人口が増えた分に対しての滞納者数ということでございますが、そういった調査は今のところやっておりませんので、ちょっと調べてみないとわからないんですけれども。

ただ、確かに以前から人口が増えるごとに、やはりそういった滞納者の数も増えてきていると、比率が上がってくるということはあると思いますが、実態としてそういった分析をしていないもんですから、今ご指摘でございますので、その部分がいかに滞納につながっているものか、今後調査してまいりたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） やっぱりこれは、住宅をつくったり、塚原団地つくって、やっぱり住居、入られる、やっぱりその中で滞納者ができるとか、これはやっぱり、入る以前に問題に、やっぱりそういう説明をしたほうがいいと思うわけです、結局。こういう、強制というか、それはないけど、入る以前にやっぱり説明をする段階のが欲しいと思うわけです、やっぱり。

このようなことも、滞納者が少なくなるようにぜひ努めていただきたいと思います。

次に、自治公民館の加入問題ですけども、このことにつきましても以前から質問がなされております。同じようなことですけども、本町におきましても人口増、その中でやっぱり公民館の加入率は問われると思うわけです、そこ辺は。パーセントで言いますと、やっぱり公民館の加入率の多いところ、少ないところ、物すごく差があります。

なかなか、これも一概的には言えない問題もあろうと思いますけども、やっぱり、同じようなことですけども、去年、おとし、23年、公民館の加入率はどのような状態にあるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） うちのほうでまずは住民票、住基、住基による支部加入率というのを数字を持っております。それによりますと、平成22年が67.63、平成23年が67.0、平成24年が66.19ということで年々下降ぎみでございます。

ただ、住民票でいくと、例えば住民票だけを分ける世帯分離というやつです。こういう方が結構町内にいらっしゃいますので、実際は公民館長さんを通じて各支部の状況を平成23年に調査をしてもらいました、23年だけです。このときの数字が78.60ということで、先ほど67と言いましたので、10%から下がる状況なんですけれども、現実的にこちらの数字のほう

が正しいのかなというふうに思っております。

ですから、平成23年の時点で加入率が78.6ということでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 自治公民館の加入問題につきましても、町全体のいろんなことに対しては、いろんなことがやりやすくなると思うわけです。

やっぱり公民館長として達しもできますし、やっぱりそこ辺たいもいろんなことに対して、これもなかなか、生活保護の問題とか、いろいろ難しい問題はあろうかと思えますけれども、やっぱりここ辺はいろいろと、ぜひいろんなほうの市町村もいろいろ取り組みをなされていますから、えびの市ですかね。そういう公民館長さんを交えて話し合いをすとか、そういうようなことも言われておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

今の時期は、県内各市町村でいろんな一般会計の予算額が新聞に載っているわけですが、先ほど午前中に上西議員のほうから地方交付税のことについていろいろ説明がありましたけれども、ダブるようなところがありますけれども、給与の実態調査が発表されております。平均給与水準は、国より地方が6.6%高いと、23年ぶりに国を上回ったと言われております。

東日本大震災の復興財源として、12年4月から限定で7.8%削減されていると言われております。

ラスパイレス指数というんですか、これが、延岡市は高かったわけですが、延岡市は一般職員の給与を平均3.5%削減するというようなことを言われておりますね。条例改正も議会に提出すると言われておりますね。地方公務員の給与制については、政府は国家公務員並みに引き下げをすることを地方に要求しておるということを言われておりますけれども、先ほど町長の答弁から、ほかの市町村の動向を見きわめながらやっていくというような答弁をいただいております。

それで、ここは一応このようなことで、制度変更による退職金、減額を避けようとして、駆け込み退職、こういうとこまで言われておりますから、このようなことでありますので、ここは先ほどの質問がありましたので、ここは、私のほうは次の動向を見てやるというようなことで回答としていただきますので。

それと、パークゴルフ場です。平成23年の9月に陳情を踏まえて、それぞれ話がありましたけれども、このことに対していろんな話があります。つくるんじゃろうか、つくらんたろうかとゆうようなことでいろいろ言われますけれども、それでこのことに対して伺いたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどの自治公民館加入について、ちょっと私のほうでもお話をさせてほしいと思えますが、ここ2カ年、23年度、24年度2カ年にわたりまして自治公民館と連携をとりながら、この加入促進に当たってまいりました。

町としましても、行政を推進する上では自治公民館は重要なパートナーというふうに位置づけておりますので、そういうつもりで、やはり自治公民館加入していただきながら一緒にまちづくりに参加していただく、その必要性があるだろうということで、自治公民館加入に町としましても積極的に今かかわっております。

来年度に向けても自治公民館と連携をしながらより一層、やはり加入促進の取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

では、パークゴルフ場について、その現状、そしてまた、これからについて答弁をさせていただきます。

パークゴルフ場の増設につきましては、平成23年9月に陳情が提出されまして、12月議会で趣旨採択されたところでありますが、その後、町パークゴルフ協会とコース増設について種々検討を重ねてまいってきたところであります。その結果、第2宮田池周辺が第1の候補地となったところでありますが、この第2宮田池は樺山土地改良区の管理地であることから、パークゴルフ場としての活用について協議を重ねているところでございます。

本町の財政を取り巻く環境は、防災行政無線のデジタル化やクリーンセンター、医師会病院の建設の大きな財政負担等があり、パークゴルフ場の増設につきましても多額の財政負担を伴うことから、先ほど池邊議員のご質問のときにもお答えしましたように、来年度策定しますアグレッシブタウン構想、その中で具体的な方向性を示すことができればというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） パークゴルフにつきましては樺山土地改良区が管理しているわけです。そして、この名義もやっぱり何名かの名義になっているみたいですね。1人じゃなくて、以前、昔の人たちは共同作業場とか、いろいろ共同名義になっていることが多いわけです。

やっぱり、なかなかそこあたりのこともいろいろ難しいというようなことも言われておりますけれども、ずっと、先祖代々からのそういう許可をもらわなければなかなか移行ができないと言われておりますけれども、アグレッシブ構想にのっとってですね、方向性の問題だと思うわけですが、いい方向にぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、部活動と体罰についてです。

昨年の9月の一般質問の中で、いじめ問題、部活動の事故について、部活動の指導者の配置について質問いたしました。天候や施設の使用等、不用意によって事故につながると、そして、10月に大津市でいじめ問題で自殺が出ております。また今度は大阪府立高校の桜宮高校で今度はまたそういう問題が出ています。今、教育関係はいろいろ、いじめの問題とかいろんなことが次から次に出ております。

連日のようにテレビ、新聞等で、この教育問題について報道をされているわけですが、みんなぴりぴりしていると思うわけです。今はテレビでも柔道の問題で、今の役員が継続するとか、いろんなことを言われておりますけども、本町でそういう体罰的なことはなかったんでしょうか、そこ辺を伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 教育関係で、具体的な回答でございますので、教育課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 教育について、部活動と体罰についてですけれども、回答といたしまして、大阪市立高校のバスケットコートにおいて、2年の男子生徒が顧問の男子先生の体罰を受け自殺した問題は、いじめや不登校など、多く問題を抱える学校現場にさらなる大きな衝撃を与えました。

三股町教育委員会では、この事件を重く受けとめ、県教委の指導のもと2月下旬、町内公立学校に対して、体罰の禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について、第1次報告、第2次報告の2つの調査を実施いたしました。

第1次報告では、平成24年4月1日から平成25年1月31日までに学校及び教育委員会が把握している体罰について調査した結果を報告するもので、調査の結果、体罰は確認されませんでした。

第2次報告については、現在、各学校に調査を依頼しており、教職員、児童・生徒及びその保護者の体罰に関するアンケートを行っていますが、3月25日が締め切りですので、詳細についての結果はまだわからない状況です。

中学校の部活動は、現在、文科系が吹奏楽部、美術部の2部、体育系が軟式野球やサッカーなど20部が活動しており、25年度より公式テニスは部活動として正式に活動開始する予定となっております。

平成24年度の中体連では、男子剣道部が団体の部で全国3位となり、九州大会においては個人の部で優勝及び準優勝の快挙、弓道部におきましては九州大会において女子団体が優勝、男子団体が2位の成績をおさめました。さらに、陸上におきましては、男子駅伝が九州大会優勝、全国大会7位の成績を残し、アスリートタウンの名前を全国にとどろかせています。

しかし、子供たちのこのすばらしい活躍の裏には、顧問の先生や指導者の方々の熱心な指導があったことも事実であります。どこまでを指導ととらえ、どこからが体罰であるのかは、子供たちと指導者の信頼関係の上に成り立っていると考えます。しかし、そのような信頼関係があったとしても、体罰は絶対に容認できない行為であり、学校現場と協力しながら体罰の根絶に向け対

策を強化していきたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この問題については、いじめの問題でもですけども、家庭内の教育、しつけとか、やっぱり学校の先生、指導者はなかなか難しいです、押しつけがましくしてなればだろうと思うわけです。

ぜひ、後でそういうことがあったといたら大変なことになりますので、それも取り返しのつかないようなことにならないように、事故等があったり、そういうことがあったら難しい問題に発展していきますから、ぜひ、そういうことがないようにお互いに情報を提供しながら取り組んでいただきたいと思います。

私の質問を終わらせていただきます。

.....  
○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私は、公共下水道、五本松住宅など5問質問を渡しております。先ほど池邊議員がいろいろ申しましたので、ダブらんように質問したいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 桑畑議員の質問が質問要旨のほうにありますので、順番に回答させていただきます。

1番、公共下水道の見直しはということで、昨年見直しをするということであったがどうなったかというご質問でございますが、公共下水道の全体計画の見直しについては、24年、25年度の2カ年を予定しておりまして、その進捗状況並びに今後の進め方及び加入率については、担当課長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 公共下水道の全体計画の見直しに当たりましては、宮崎県生活排水対策総合基本計画に示された生活排水処理の指針を踏まえて作成する必要があります。町の財源圧迫を削減するという経済的効率化の問題と水質汚濁防止法に抵触しない水質基準の保全という大きな問題を解決していくための方向づけがこの見直し作業となります。

そこで、本年度は本町全域について、現在の生活排水処理のありさまを明らかにするための基本的な調査を行いまして、その調査をもとに公共下水道と衛生センターの連携や、農業集落排水施設と公共下水道との連携など、あらゆる生活排水処理の可能性を提案しまして、データの収集、

分析を行っております。

もちろん今回の見直しの重要課題の一つであります公共下水道処理区域の適正な規模と合併処理浄化槽区域の設定につきましては、それぞれの推進に必要な事業費の推計を幾つかのケースに分けて提案をいたしまして、基本構想としてまとめる作業を進めてきたところであります。

平成25年度におきましては、その調査結果から見出された幾つかの公共下水道の運営プランを皆さんにお示ししまして、パブリックコメントの広報機関を設けまして、本議会において審議をしていただきまして、平成25年度中における三股町公共下水道の適正な規模と、そのエリアを設定して、三股町公共下水道の全体計画改訂版として策定していくとしております。

あと、加入率の……

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 次に、加入率ということですが、公共下水道への加入率は、これからの公共下水道事業の適正な維持・運営と水質の保全を図る上で最も重要な課題でありまして、接続の推進には鋭意努力しているところでございます。

お尋ねの平成25年2月末現在の接続率は45.7%でございます。平成25年度には新しい供用開始エリアを告示することを計画しておりますので、一時的には若干接続率としては下降することが見込まれます。

しかしながら、接続の件数は確実に増加の傾向にあります。参考に、その使用量の伸びについて申し上げますと、昨年3月末の使用料収入と比べ、本年度末の使用料収入は約800万円の増額が見込まれております。

さらに、現在接続推進施策としまして、受益者負担金の免除期間が今月の3月31日で満了となる対象者に対しまして、先月であります、下水道接続に関する個別の相談会を実施したところでございます。3日間で述べ約200人を超える相談者が来られ、また、電話による問い合わせも50件ほどありました。住民の皆さんの関心の高さを確認したところでございます。

なお、相談者のうち130件程度は早々に接続工事の見積もりをとるなど、接続に着手する旨の意思確認ができたところでございます。今後もさらなる啓発推進を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 公共下水道が始まって何年たちますか。やろうと決めてから今まで。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 一番最初は平成8年、供用開始は17年。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 17年が供用開始、そうか、17年からだ。今25年度か。そうすると、今までに一般会計から繰り出したお金は総額幾らぐらいになりますか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 起債残高でよろしいでしょうか。

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 起債残高で今19億6,213万9,000円。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 20億やな。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 約20億の借金を抱えちよるわけですね。そうすると、加入率が何%になれば採算とれると思いますか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 今、全体計画の中でいろんなパターンを出してもらっています。その中で当然財政のシミュレーション、そういうのも出しておりますので、もし計画をやめるとなると、その分を合併浄化槽とか、いろんな入っていただいておりますので、それを含めたところの総合的なところを25年度お示ししながら策定していくということになります。

だから、適正なところがどこということのはまだ今からということ。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 本管につなぐのに自己負担ですよ。そして、つないだら水道料が倍になると、水道料金の使用料でいきますから。私はつないだんですが、30万か40万かかったんじゃないかな。

そして、水道料金が7,000円が今1万5,000円です。だから、なかなかそれはきつくて進まない原因の一つだというふうに思うんです。何とかならんですか、本管までは町でつないでやるとか、水道料金を回収すると、倍々になるんですわな、水道料金も。

だから、ある人が今5万円払っているそうです、水道料を。そうすると10万円になるというわけです、水道料金が。とてもじゃないというんで、何とか合併浄化槽のままいこうと言っていますけども、そこあたりひとつよく検討をしてみてほしいと、余りにもちょっと負担が重過ぎるなという気がするわけです。

それから、公共下水道はいろいろ計画でいくと、役場の上からこの道路までですか。これからこっちが一応区域ですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 27年度までの認可区域が、その線までが27年度ということ。



○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） では、またこの線から向こうでもまだやってない部分が大分あるわけですね。それで、そのやっていない部分をやろうちゅうわけだな。わかりました。

公共下水道の加入率を上げる努力、それから見直し、大体都会向きだなと、この公共下水道ちゅうのは。合併浄化槽エリアを設けて考えたほうがいいんじゃないかと、今後ですね。20億も借金があるわけやから、そういうふうに思います。次に行きます。

次に、五本松住宅ですが、これは先ほど池邊議員からいろいろ質問が出ましたので、ダブらんようにしたいと思いますが、建て直しというのは、現地での建て直しじゃないですね。そうすると、あそこを何としても更地にして、まず更地、そして、町の中央部にあるわけですから、一番の看板どこです。あそこをひとつ三股のセントラルパークにしようというぐらいの意気込みでやってほしいと、ぜひとも総合体育館を建てこんで、そして、運動公園とか兼ねてやっていただきたいと。

それで、町長も、来年の9月ですかね、町長選挙は。早いな。いつまでもあると思うのは、その任期とその席です。だから、町会議員もですが、いつまでもあると思うな任期と議席で、ひとつ頑張って、木佐貫町長はどういう町をつくりたいんだという、全体的な夢物語でもいいから絵を示せと、そうするとどういうイメージかぴんとこんと。

ところで、そのアスリートとは、私は英語ゼロ点ですからわかりませんが、日本語になおすとどういう言葉になりますか、「アスリート」というのは。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） アスリートは普通、競技者と、要するにスポーツマンの競技をする人という意味でありますけれども、要するに我々が使っているのも、アスリートスポーツが盛んなそういう町を目指したところのまちづくりというふうに考えています。

それで、今言われました五本松団地のところですね。

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい。

○町長（木佐貫辰生君） そちらのところは、本当にこの町の中心部で、そして、2ヘクタールというまとまった土地なんです。本当に魅力ある土地だなと思います。

ただ、その周辺に、また、射場前とか榎堀とほかの団地のまとまった土地もございますので……

○議員（12番 桑畑 浩三君） そういうのがある。

○町長（木佐貫辰生君） はい。そのあたりを含めて、言われたような更地という考え方に他にいくるか、そういうのも一つの案だろうと思います。それを含めていろいろと検討をさせていただきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 若いんだから、あと2期ぐらいやる計画でひとつしっかりした計画を立ててほしいと、そしてつくり上げていくと。

アスリートというのはオリンピックに行く人かと思っていたんです。（「それを含めて」と呼ぶ者あり）オリンピックに行くようなすばらしい選手たちをアスリートたちというんだなと思っていたが、全町民にオリンピックに行けというのは無理な話やね、これはと思っていたんですが、少しは安心いたしました。

その次によかもんやですが、よかもんやが食堂をやめ、店長も辞めたんですか、どうも経営が思わしくないのかなと思っているんですが、どうなんですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） よかもんやについての経営状況についてご質問ですが、このよかもんやは、ご存じのとおり平成21年4月に開館いたしまして、今年で4年目を迎えたところでございます。三股町の物産販売施設として、また、三股町の商工観光などの情報発信基地としての役割を担って運営されているところであります。

質問の経営状況については、担当課長が回答します。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） よかもんやでの平成21年度の年間売り上げは、約4,161万ございました。平成21年度はオープンの年でございます。来場者が4万4,488人となっております。22年度になりますと、売り上げで約1割減少、来場者数が2割の減少となっております。平成23年度は、前年の平成22年とほぼ変わりなく推移してきました。

今年度、平成24年度にいきますと、2月までの売り上げと来場者数を前年度と比較していきますと、やっぱりそれぞれ1割の減少となっております。

月別で見ますと、特に今年度は、過去3年間と比較し、7月に大きく低迷がありました。それがちょっと累計に影響しているようでございます。

累積収支を分析してみますと、今年度は県のふるさと雇用基金の補助金がなくなったにもかかわらず、少しずつですが収支の改善はなされています。これは店舗販売の雇用者を減らしたことが大きな理由となっているようですが、品物の並べ方とかチラシなどの広告のあり方を改善したこともあるかと思われます。

よかもんやは今スタッフの若い感性、そしてよかもん協同組合、商工会地場産品部会など関係団体が知恵を出し合いまして、先日は、都城地区物産協会の勉強会を、よかもんやをテーマにということで、商工会の研修室で行われました。これに参加いたしましたが、今まで気づかなかった部分への指摘というのは大変ありまして、それを今後再度勉強しながら変わろうとしている

時期でもございます。

三股町の物産館として、観光の拠点施設として、その役割を意識しながら我々行政も側面から支援していく考えでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 大体駅前にああいうスーパー競争があり、三股は激しいんですから、スーパーがしのぎを削っている中で、あの場所にああいう店をつくるというのは最初から無理かなと私は思っていたんです。通りに面してない。わざわざ行かなくちゃいけない。行けば、それはほかのスーパーのほうが品ぞろえがいい、安い、だから減少傾向になるのはやむを得かなというふうに思います。

だけど、まあまあ何とか人件費も出ているようだし、家賃のほうは知らんけども、どうなっているか。だけど、しばらく様子見かなというふうに思います。

そこで、三股駅についてですが、よかもんやは通りに面してないということもあり、今、私はよく夜飲みに行くときに、都城に汽車で行くんです。そうするとあの階段はきついです。年とったなち思うんです。

そこで、柵がまた頑丈な柵がしてあるわけです。しっ破ろうかと思うてん手どんじゃ破いかならんような頑丈なつが、ビシャーしちゃいかいですね。どっか隙間はねえかち見てみるとないわけです。ほんでから、やっぱりJRとちゃんと語って、踏み切りをつくるべきだと、汽車は1時間に1本ぐらいやから、事故もないですよ、踏切事故なんちゅうものは。

だから、あそこはやっぱり新馬場のほうに全部通すと、新馬場の方にも切符の自販機を置くというふうに踏み切りをやっぱりつくるべきだと。

そして、今、車椅子は全く利用できんでしょ。車椅子があるもんじゃけん、身障者は無理、高齢化は大変、そうなんです。だから、駅前に広場を3,000万かけてじっぺしてんですね。そいよっか、やっぱりそひこ銭があつとやれば踏み切りをつけるべきと。するとよかもんやにも新馬場やっどんが、あっちんほうかい歩んできますよ。こう通りができるわけですから。ぜひともそれお願いしたいと。

JRとの話し合いはとういうぐあいですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 駅の中は、構内ですので、構内を渡る踏み切りを構内踏み切りというそうなんですけれども、この構内踏み切りにつきましては、今おっしゃられました跨線橋の階段が急ということで、高齢者や障害の方には大変利用しにくいというから、過去にJR九州と協議を行ったことがございます。

そのときの話なんですけれども、JR自体がまず整備を全く考えていないと、それから、仮に

町が整備する場合、ＪＲが整備すべき事業ということから、国などの補助が一切見込めないと、それから、ＪＲのほうからあったんですけれども、踏み切りについては１増１減だということところで、町内の踏み切りをどっか潰せばここも可能ですねというような言い方でございました。

その中で、今回、国土交通省九州運輸局に問い合わせしたところ、構内踏み切りの設置は安全対策とか乗降客数とか、列車の本数、跨線橋の状況等さまざまな面からの検証が必要でありますと、そういう中であって大変厳しい状況であるとの回答を受けました。

高齢者や障害者の円滑な駅利用を確保するため、川南町がおととしですか、ＪＲに積極的に呼びかけて、あそこはたまたま跨線橋がかなり傷んでいて、その協議の中の結果として、ＪＲが踏み切りを調整したというのがあったものですから、そういう形でもいいと思いますので、ＪＲ九州に対して設置を要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） ぜひとも積極的にＪＲとの交渉をしてほしいと、そうしないと、ある晩にあの金網が破られますよ。犯人は誰かと言いませんけど、いい加減頭に来ているんです、あの金網に。だからよろしくお願いします。ぜひＪＲと協議してもらって、新馬場のほうまで行けるようにしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。（発言する者あり）

生ごみです。私は、自分で小さな野菜畑をつくっていますが、コンポストを買って、生ごみは畑に運んで全部捨てているんです。するとそれ結構な量になるんです。１，０００町あったら相当な量になる生ごみ。それで、よか肥やしになるとですよ、あれ。役場は玄関で売っちゃっしょ、何とかちゅう液を。あれを振りかけちよきやよか肥やしになるとです。おかげで作物が実っていますが。

よく我々が視察に行きます。この間も能登半島に行ったんですが、非常に先進的にやっています、堆肥工場。家庭残菜とか牛・豚のし尿とか集めて、そして先進的な取り組みをやっています。そういう自治体があちこちあるんじゃないですか、全国に。

三股もぜひそれをやって生ごみをがっつと減らすということが大事だと思うんですが、ぜひそれで肥やしをつくって、肥しを配ると、そういうやり方で有機農法のまちをつくっていったらどうかと、それを、苦勞すると思いますけども、取り組み次第だと、これは。生ごみを減らすにはそれに限るというふうに思っていますが、ひとつ堆肥工場をつくる気はありませんか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このごみの減量化は大きなテーマでございますけど、本町のほうでは現在、この循環型社会形成ということで、剪定くずですね、そちらのほうの堆肥化事業ということで取り組んでいるところでございます。

現在、野焼きが禁止されておるといふことで、そしてまた、庭の草木を燃えるごみとして出していらっしゃる方が非常に多い関係上、やはり、その草木なんかを堆肥化できないかといふことで、23年度から取り組んでいるところでございます。

その延長に、またそういう言われるような堆肥化の工場というのものもあるのかなと思いますが、現在の取り組み状況については担当課長から回答させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 今話の中で、桑畑議員のほうから生ごみの話がありましたが、生ごみが水分を含んでいる関係で、それを捨てないといふのはかなり減量化につながるというところで、今までもコンポストとか、昨年度までは生ごみ処理機の購入補助とか、そういうものを取り組んできたところでありますが、今現在、草木、剪定くずなんかもかなり出されるとボリュームになりますので、この剪定くずの堆肥化事業について回答させていただきます。

この堆肥化事業は、町内の団体や個人が剪定くず、刈り草をクリーンヒルみまた再生処分場で年末年始以外は毎日受け入れております。この剪定くずを破砕機でチップ状にしまして、刈り草は不純分を取り除いて乾燥させてから、これに牛ふんと鶏ふんをストックヤードで混ぜ合わせて、定期的に攪拌を行っています。約3カ月間かけてこれを寝かせまして堆肥をつくっております。

これを、昨年12月から堆肥モニターという形で町民の方に使っていただいております。この結果を、いろんな作物をつくっていただいて、今年の秋、収穫の時期にアンケート調査、それを実施する予定ですので、またこれを使っていただいた結果を、実証実験した後の結果を聞いて、どれくらいの使用料が適正なのかとか、どういう作物に使えるのか、その辺を踏まえた上で今後の堆肥化工場とか、そういう検討にも発展するのかなといふことで考えております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やっぱり牛・豚のし尿、及び家庭ごみ、生ごみを処理することが非常に大事だと思います。皆さんは自動車に乗ってて気づかんかしれんけど、私がふん転がして宮村にたまに行くんです、自転車です。すると樺山を通ります。そうするとずっと畑です。硝酸のにおい、臭いも臭い、目が痛い、息がつまるごたごた、まこち西風のときは。あれだけやっぱり地下水を汚染してるんだなというふうに思います。

地下水を守る為にも、ぜひとも、これはひとつ課長が頑張ってください。大いに取り組んでほしいと思います。

以上です。終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで2時35分まで本会議を休憩します。

午後2時25分休憩

-----  
午後 2 時35分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 5 番、堀内君。発言順位は 5 番。

〔3 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3 番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。大変失礼しました。3 番、堀内です。今年の冬は例年になく寒さが厳しかったと感じておるところでございます。その分、桜の開花が去年より 10 日ぐらい早いということでありまして、卒業シーズンには桜というのもちょっと複雑な気持ちでございますけども、壇上の桜に合わせてネクタイのほうも桜色にしました。

この後祝賀会があるということでございますので、早速通告しておいた質問に入りたいと思います。

町内の各団体が、元気の杜の会議室を利用できないかということで伺います。

先ほども申しましたけども、3 月に入り卒業式のシーズンとなりましたけども、また、各地区や各団体においては年度末になり、お別れ会や総会が開かれる時期ではないかと思えます。町内の各団体におかれましては、公共施設内の大会議室や地区分館での総会や歓送迎会等、お祝い事を催しすると思えますけども、例えば、地元私の谷地区では明日、樺山 4 地区はもう決まっているんですけども、青年の家で総会を予定しております。

2 地区の自治公民館連絡協議会や、その他は 2 地区分館や公民館を借りてなんですけども、そのほかの町単体の団体といえますか、三股町何々協議会とか、そういったところは町 P T A 協議会や文化協会等は庁舎内の大会議室や中央公民館等を借りて総会をやると思うんですけども。

これだけ毎年会場が決まっている団体はいいんですけども、この前 3 月に自衛隊の父兄会という組織が別の組織がありまして、改めて申し上げますと、子供が、自衛官である親御さんの団体と言うことでありますけども、毎年町内の中学生や高校生が入隊するというので、今年久々に三股中から 1 人高等科に入校するということがありました。

そういうことで、12 人の入隊があったんですけども、新入隊員にこうした激励会を行われたということでございます。その後懇親会として、アルコールなしの、お茶とお弁当でお祝いしたんですけども。

その会場ですけども、昨年度までに会場として元気の杜の会議室をお借りして激励会を行っていましたが、今年は借りれないということで、先に借り手があったんじゃないかと、はっきりとした理由はわからないということで、たぶん飲食関係があるのかもわかりませんが、やむを得ず役場の 4 階大会議室をお借りして行ったところでございます。会が大変増えているという声を聞きました。

また、ほかの団体、例えば敬老会などを行う祭も元気の杜が利用できないかということで、町内の各団体がお祝い事などの催し物を行うときに元気の杜の会議室が利用できないかお聞きしたいと思います。

あとの質問については質問席にて質問したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 元気の杜の会議室の利用開放ということで、その前段としまして、3月3日に自衛隊父兄会が主催する自衛隊の新人隊者の激励会というのがございました。

私もそちらのほうに出席させていただきまして、大変若い人たちといますか、中学生がお1人でしたか、それとまた高校生、それとまた大学を出てからの就職希望ということで自衛隊を選択されたという方々もいらっしゃいまして、そしてまた、メッセージとして防衛大臣、そしてまた県知事等のメッセージがございました。

やはり、現在の自衛隊を取り巻くといえますか、そういう環境も、大変日本の国土と主権を守るという責務を担っている自衛隊、そしてまた、いろんな災害救助関係、そういうところ、それからまた、世界の国連の平和維持活動とか、いろんな仕事といえますか、大変な仕事でございます。

そういう仕事につかれる皆さんの激励会ということで出席させていただきまして、エールを送ったといえますか、そういうふうな立場で参加をさせていただきました。本当に頑張っていたいただきたいなというふうに思うところでございますが。

その際に、今までは元気の杜で前回はあったと、今回は役場のほうということで、その理由が飲食の関係もあったのかなということでお聞きしましたので、その飲食の関係含めて、この元気の杜の直接の管理者は福祉課長でございますので、こちらのほうから回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

町内の各団体が、元気の杜の会議室を利用できないか問うであります。元気の杜については、使用者の申請に基づき、審査の上貸し出しを行っておりますが、次のような場合は利用できない旨規定しております。

1番目に、公益を害する恐れがあると認めるとき、2番目に、公の秩序、また善良な風俗に反する恐れがあると認めるとき、3番目に、営利を目的とした活動と認められるとき、4番目に、その他管理、また運営上支障があると認めるときと、以上の使用禁止事項を守っていただき、現状では毎日のように貸し出しを行っております。飲食を伴う会議の貸し出しについては全面禁止しているところでございます。

しかし、食事だけでもさせてもらえないかという要望は多数上がってきておりますし、食事をしながらの触れ合いも、交流を図る上ではよいケースと思われまますので、使用する団体の責任におきまして、部屋を汚さない、食べ残しを含み全てのごみを持ち出すことなどの確約をとり、貸し出す方向はできないか、施設を実際管理しております社会福祉協議会と協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） じゃ、今回貸し出しできなかった理由は、飲食があったからということでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） はい、そういうことでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 元気の杜については、前町長時代からも、誰でも使えるようにということで、議会のほうが承認したということを知っております。今回は自衛隊の父兄会ということで使えなかったということでございますけれども、懇親会として、お茶と弁当を用意して懇親会を行ったんですけれども、自衛隊父兄の会は去年、事業見直しで予算もちょっと削られて、会費というか、そういう予算は余りないわけでございます。

できれば、激励会というか、懇親会は外の飲食店で盛大にやりたいんですけれども、そういった予算もなく、細々とやっているんですけれども、そういった件を含めて、今回は役場の4階を借りたということで、大変だったということで、というのは、会場の設営はあれですけれども、お弁当を運ぶのも大変だしということで、あとセキュリティの面です。玄関から入って、全課、あれを通過してエレベーター行くんですけれども、そういった職員も、日直だという方もいないし、セキュリティの問題もあるかと思っております。

そしてまた、会場も、大会議室は、舞台というか、そういうステージもないわけです。町長もさっきお話があった、参加されて、祝辞をいただいたんですけれども、来賓として、議長もお越しいただきました。担当課長、自衛隊の幹部なんかも出席いただいて、激励会といえども記念品贈呈、賞状はないんですけれども、厳粛な式典だったと思っておりますのでございます。

ステージが、去年はこうあって、ステージの上から激励するのと、普通の同じ目線で激励するのは、受ける側はちょっとどうかなということが感じたんですけれども、例えば、極端な話ですけれども、この壇上は1段高いわけです。ここから質問するのと、同じ目線で質問するのも受け方は違うかと思っておりますけれども、町長、出席されて、そういったご感想は持たれなかったかどうかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。



○町長（木佐貫辰生君） 今回、この役場のほうで開催されましたけども、その理由が何であるか理解しておりませんでした。場所が、元気の杜、その他の施設が使えなかったら役場のほうだったのかなというふうに理解しておりましたけれども、そういう食事の関係があったということであれば、今、担当課長が回答したように改善の協議をさせていただきたいなというふうに思います。

また、場所としまして、やはり、元気の杜、あそこはちょっと舞台等もございますし、そしてまた、どちらかというところ施設も新しいし、いろんな意味合いでバランスといいますか、そういう式典にはあの施設のほうに向いているのかなという感じは持ちました。ですから、そういう意味合いでの使い方も前向きに検討するべきかなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 祝辞をいただいたんですけども、やはりステージの上からやったほうが思いが伝わるのかなとそういった感想はどうでしたでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 結構役場のほうでもいろんな辞令交付やら着任式、いろんなこともやっておりますので、ああいう場所でやるのもそう悪くはないとは思っています。

ただ、そう感じられるように、元気の杜というのは舞台というか、ちょっとあれもありますので、そういうところでやるのもまたいいと思いますので、どっちがどうというわけではありませんけれども、やはり、さっき言われました厳粛にやるというようなことであれば、元気の杜のほうも適当な施設整備がされておるのかなというふうには感じています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 何回も言いますけども、厳粛的な式典ということでございますので、飲食する場合は後片づけを条件にするということで、ぜひ使えるようにしていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に入りますけれども、いじめ（体罰）問題の現状と防止対策等の相談窓口、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の利用促進は積極的に行われているのかお伺いしますけども、昨年からのいじめ問題の次は体罰問題かと言わんばかりにマスコミが報じて、突然表面化したですけども、政府は、学校でのいじめ問題の深刻化を踏まえ、いじめ防止基本対策基本法の骨子案をまとめております。

これによると、いじめは、児童生徒に対して一定の人間関係によるものが行う心理的・物理的な攻撃で、児童らが心身の苦痛を感じているものと定義しているわけでございます。

これにより、教諭の体罰やインターネットの悪質な書き込みいじめも認められるということでございます。これに関しては、昨年度一般質問を行ったんですけども、その中での具体的な

じめについては、パソコン、携帯電話での中傷、悪口などということで、本町では小学校で1件あったということでありましたけども、その現状と防止対策等の相談窓口、スクールソーシャルワーカーとかカウンセラー等の利用促進は積極的に行われているのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） いじめ問題の現状、対策ということで、具体的な取り組み等の回答になりますので、教育課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） ただいまの質問事項に答弁いたします。

町教育委員会では、いじめによる重大な事故を未然に防止するため、町教育委員会実態調査のための報告、サポート体制を確立しています。

学校におきましては、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るという危機意識を持ち、いじめられる生徒の立場に立った判断を行い、いじめが発覚した場合は、校長をはじめ、現場の先生たちが協力して体制を考え、的確に取り組むとともに、直ちに教育委員会へ報告するとしています。

また、報告を受けた教育委員会は学校に対し、支援及び指導を行うとともに、県教育委員会や南部教育事務所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどのサポートチームや、子育て支援センター、警察、児童相談所、医療機関などの関係諸機関と連携を行い、いじめの早期発見、早期対策を行っていきます。重大な事項が発生した現場の対応として、三股町教育委員会危機管理体制を確立しております。

学校、教育委員会、町部局、県教育委員会、警察、児童相談所等が状況を法に基づき連携を行い、支援・指導を行うということです。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、都城市の学校と三股町内の学校を兼務した先生方が、週1回、中学校や児童数の多い学校を中心に各家庭を訪問したり、児童と直接話をするなど、いじめに対するカウンセリングを行っており、これらの先生方の行動は、いじめや不登校の防止に大変大きな役割を果たしています。

今後も町教育委員会では、学校現場と綿密に連携をとりながら、いじめの実態把握に努め、いじめが発生した場合放置せず、直ちに原因と対策を講じ、いじめを未然に防止する体制に努めていきたいと考えております。

いじめ問題の現状を先ほど聞かれましたけれども、3件ほど教育委員会のほうへ、学校もしくは親等から報告が入っております。

まず、勝岡小学校につきましては、同じ学級の児童からいじめを受けている、そのいじめを受けられている子供には発達障害があり、お母さんも県病院へ連れていったりされているというこ

とです。校長に聞いても、担任が体罰を行ったり、暴言を吐いたり事実はない、また、子供からのいじめも余りないということでした。

あともう1件が、三股小学校のいじめなんですけれども、子供同士のいじめで、それが親同士のけんかにもなり、その子供さんにつきましては長田小学校、特任校へ転校という形になっております。

また、三股中学校では、部活動、ソフトボール部内のいじめで無視されているというようなことで、監督さんに報告し、その後に解決いたしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、3件あったということで、相談窓口等の利用促進、今後とも積極的にお願いしたいかと思えます。

こういったいじめについては、体罰も含めてですけども、いつ起こるかわからないわけです。要するに、児童生徒は毎年卒業して入れかわるということで、現場がいろいろ入れかわっていきますので、そういったことも勘案しながら積極的に対応できるようにお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。

地域社会が一体となり組織的に取り組みやすいように、「いじめ等防止条例」は制定できないかということでお聞きいたします。

本町は、アスリートタウンのまちとして、スポーツの振興に力を入れております。町長は、平成25年度の施政方針で、ハード面、ソフト面に当たり、具体的な計画整備を図っていきたくと申されました。また、昨今のいじめ問題や体罰等問題解決に取り組むとともに、組織の強化等を含め、教育行政の充実、推進等に取り組むたいとしております。

青少年教育については、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にしながら、連携しながら地域ぐるみで守り、育てる体制づくりに努めたいとありますが、アスリートタウンの充実としては、中学校の部活動の指導の先生やスポーツ少年団とか色々、指導者が、逆にいじめや体罰を意識し過ぎるのも指導がしづらだろうかという点もあるかと思えます。

そういったことも含めて、子供会でもいじめや体罰があるんじゃないかということも、それでも仕方ないと思えますので、教育現場では、危機管理体制としてマニュアルがあるということでもいただいたんですが、こういうのを2つ。こういったことを見ていると、どっちかということこれは、学校とか教育委員会とか、そういった現場でのマニュアルかなということ、一般の保護者とか親御さんたちにはこういった体制があるのかなということもわからないんじゃないかと思っているんですけども。

アスリートタウンや学校教育の充実として、運動公園や体育館、学校施設など、ハード面の充

実を図っていくのも大切だと思うんですけども。

それと、ソフト面というか、これがいじめだよということになる前に、ちょっとした文章化するとか、そういったことも必要じゃないかということで、特に、町長がおっしゃるように、子供とかは家庭・学校・地域・行政が一体となって取り組むということで、こういったいじめ・体罰問題については、学校・教育委員会とそういったばかりではなくて、ほかの家庭でもこれより、ほかの会社でもこれについていうことがありますので、そういったことを含めて、組織的に取り組む必要があるんじゃないかということで、規則とかそういったことをつくるように、いじめ等防止条例、そういったことは考えていないかをお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） いじめは、学校現場、そういうところだけじゃなくて、社会的な取り組みと申しますか、そういう視点からこのいじめ等防止条例、こういう制度はできないかという質問だと思いますが、回答させていただきます。

いじめは学校内だけじゃなくて、家庭や職場などの地域社会では、児童虐待、高齢者虐待、DVとして大きな社会問題となっています。町では、いじめ等の問題を解決することが人権侵害そのものの解決につながるということの認識から、それぞれのいじめ問題に対処する相談窓口を設けています。

その際、関係機関との情報の共有化を図りながら、そのいじめ防止に一体となって取り組んでいますが、複雑なケースが多く、問題の早期解決にはなかなかつながっていかないという状況があります。

最近、全国的に学校現場でいじめ問題が課題となっている中、子供の心と命を守ることを目的に、学校・保護者・行政・住民・事業者の責務と取り組みを明確にした子供のいじめを防止するための条例が各市で制定をされているところです。

学校内だけではなくて、地域社会でのいじめ防止の観点からの条例化の是非についてということですが、これは全国の取り組み事例等を参考しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 例えば、お隣の都城市では、平成21年度に、12月の議会で議員から、都城市からいじめを出さないという市民の意識を啓発するためにも条例制定が必要じゃないかということを提案されております。

また、実際に条例を制定されているところも、町長が先ほど言いましたんですけども一例を挙げますと、兵庫県だと思うんですが、小野市というところが、いじめ等防止条例のしおりというのをつくっております。この中に、初めにこう書いてあるんですけども、ちょっと紹介しますと、

いじめとは、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭・学校・企業・地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためにはこれら全ての関係者の協力が不可欠です。

ということで、組織に取り組みなければならないということで考えております。

わかりやすくマニュアル化は別に、目的とか定義、基本理念、市・市民の責務とか書いてあります。こういったものを、町民が見てもいいなと思うようなこういった条例とかをつくっていただければ、より取り組みやすいんじゃないかということで考えておりますので、検討されるということで、前向きにお願いしたいと思っております。

この件については、副町長にもお伺いしたいんですけど、この件について、副町長はどういうお考えかお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 条例の件につきましては、先ほど議員のほうから話しありました兵庫県の小野市の例、平成20年、事前に防止するという観点から設置したということは承知しております。

ただ、やはりいじめ問題を具体的に解決していくためには、各学校・職場、それぞれのところで具体的に取組んでいくことがまず第一であろうと考えていますけれど、やはり、いじめが許されるものではないということを全般的に啓発していくという意味では、その条例というものについても検討をさせていただければというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 前向きなご意見をありがとうございます。

町長も昨年から基本条例、まちづくり基本条例とか、関係条例とか制定していますので、こういった教育行政についてもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入ります。

T P P交渉参加について本町の農業に与える影響と対策について問うということで、これは前回、別議員から意見があったんですけど、先週末で政府はT P P交渉参加を表明したところです。

昨日、おとといですか、国会中継の予算委員会質疑の中で激論が交わされてはいたけども、この件に関しましては、県や本町は反対の意見書を可決したということで、いずれにも、今回は表明参加ということでありますので、確認を含めて、より具体的になったということで質問をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ、団体は反対の声は強めているものの、アメリカは、車を売るかわりに農業のほうでお願いしたということも言っております。正規として重要5品目、米・麦・牛・豚肉、乳製品、砂糖などの関税維持は目指しているもので、交渉内容については誓約解除によっては、本町の農

業、特に畜産業を含め関連産業に壊滅的な影響を受けると危機を抱いているところでございます。

前回にも答弁ありましたように、食料自給率が40%から13%低下するということが、本町の農業生産額では、平成18年度から比較すると約29億円の減少とマイナス56.5%、半分以上が影響を受けるということでした。水稻とかほとんどが外国産にかわる、肉用牛肉についてはマイナス90%になるということでございます。

この例としまして、林業においてが早速、昭和39年に輸入自由化されたわけでございます。そのときには、それ以来今日まで国産材価格が下がり続け、壊滅的な状況になり、いまだかつて価格が下がり続けているということでございます。

おまけに高齢化や後継者不足が続いているということで、こういったこともありますので、政府は国内対策の検討を進めようとしておりますけれども、県ではそのために対策本部を設けたりしておりますが、町としてはどういったことを、影響と対策をとっているのか改めて確認をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このTPPの参加問題です。これについては先般、安倍首相が。3月15日の夕方でしたけれども、交渉参加を正式に表明したということでございます。

政府としましては、この重要品目であります5品目については、聖域なきの例外というようなことで、今後の交渉に臨むということでございますけれども、しかし、もう既に交渉は最終段階といえますか、非常に、最後のほうの詰めに入っておりますので、このあたりが大変危惧するところでございます。

本県も、そしてまた本町も畜産を中心にしながら、それとまた米、野菜との複合経営が主になっておるわけなんです、それに対する影響というのは、先ほど議員が言われたように、大きなものがあるというふうに思っているところでございます。

そういうところを踏まえながら、本町では、今後、国のほうが示しました食料自給率が39%から27%に落ち込むと、そして、それがどのような算出基礎になっているのか、そのあたりが今、県のほうでも情報収集に入っていると思いますが、その辺を踏まえながら、どういう影響があるのか、それに対してどう対策をとったらいいのか、十分この情報収集に当たりながら検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、国としましては、やはり、このTPPの交渉とともに国内対策、国内農業対策も検討されると思いますので、そのあたりの情報も含めて、町としての具体的な対策、あるいは県との連携も含めて、今後の方向づけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

具体的な県のいろんな計画等も現在ございます。そして、町も今現在いろんな対策をやっておりますが、これは、このTPPに参加するしないにかかわらず、町の施策としての現在の施策方

向でございますので、またTPPに入った場合はどうするかと、TPPの交渉の中でそういう聖域なき云々となるときはどうするかという対応については、現在情報等がありませんので、今後の対応というふうにさせていただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、農業情勢も含めてですけども、円安によってガソリンの価格とか小麦とか、そういった価格上昇が続いております。

昨年度、共進会で日本一和牛になったんですけども、子牛の値段が上がっているのはいいんですけども、これに対して枝肉とかそういったものも上がればいいんですが、それがまだそれまでで反映されてないということがございますので、農家に対しては大変厳しいということがありますので、そういったことを含めて、今後の対策をひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に入りますが、耕作放棄地と農業用排水の管理についてですけども、先ほど言いました。今後、TPPによる農産物の自由化や農家の高齢化、異常気象により農地の管理が問われます。維持管理をどうするかお聞きしますけども、その前に、現在町内において耕作放棄地が何割ぐらいあるか、通告していないんですけども、わかったら教えていただければいいかと思えます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 昨年度の調査になりますけど、町内の耕作放棄地は11.1ヘクタール、全耕地面積の0.81%でございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 0.8%ということで、全くないわけではないということでございます。

といいますのは、農地・水環境保全対策事業というのがありますが、我々が保全管理と言うんですけども、それでも農用地での遊休農地発生防止のための保全管理や水路での異常気象時の対策等の事業というのがありまして、樺山地区では保全会、樺山環境資源保全会といいますけども、そういったところが25年度に耕作放棄地の調査を予定しているところでございます。

放棄地といいますか、以前にも私個人的に相談行ったんですけど、放棄地があった場合は、基本的にはその土地の持ち主が管理する、所有者がわからなかった場合について、いろいろ相談できる等があるんですけども、そういったことを含めて、今後もTPPの意見についてはまた増えてくるだろうかということが考えられます。

先ほど言いました保全会議と、そういった土地改良とか、役場行政が今後そういった維持管理とかをどうやって進めているか、対策があればお聞きいたします。お願ひします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 現在、保全活動につきましては、先ほど議員がおっしゃいまし

たように、7つの地区の農地水環境保全関連団体、そちらのほうで保全管理も、中身としては、用排水路等の劣化状況の調査であったり、漏水箇所の目地補修、あるいは農道の保全管理などを行っていただいております。

また、土地改良区も管理していらっしゃいますので、そちらのほうも共同で行っていただいているような状況です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 保全管理に関しましては、そういった組織のないところもありますので、そういった対策のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思います。

農業用排水といいますか、農地の排水についてですけれども、近年の異常気象によって水が入ってくるということで、これも相談に行ったんですけれども、広域農道から沿っている田んぼのほうに必要以上に水が入ってきて、異常気象時に大雨、ゲリラ豪雨のときに田んぼがぬかってしまうということで、土のうとか積んだんですが、それが今なくなってしまって、排水とかそういうことができないかということも聞きますので、そういったことも今後必要かと思ひます。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問に入りますが、施政方針での特産品の開発や6次産業の推進について伺ひます。

農業情勢については大変厳しい現状かということをお先ほども申し上げておひますけれども、一方では、活力ある農業の創設といいますか、魅力的な農業をつくるということで、農産物の生産はもとより、付加価値をつけて加工販売に力を入れられている方がおられます。

例えばゴマづくりや漬物工場を営んでいらっしゃる方が新規の野菜をつくったり、新たにどぶろくをつくらうかという方もいらっしゃって、特産品に向けて頑張っている方がいらっしゃるんですけれども、特産品開発については大変なご苦勞があるかと思ひますので、町政として指導とか支援は必要かと思ひますが、こういった方々に対してどういった取り組みというか、支援とかをお考へしているかお聞ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この活力農業の創設についてということで、この特産品開発、あるいは6次産業化、町でもいろんな動きがございます。ゴマづくりなんかでは24年度に商工会議を中心にしながら全国展開事業、開けゴマ大作戦というのをやりましたし、また、新しい作物、新規作物のプチヴェールというのを検討いたしております。

そういう意味合ひで、具体的なお話を担当課長のほうからさせていただきたいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、今お尋ねの部分について、それぞれについてお答え



させていただきたいと思えます。

町内におけるゴマの生産につきましては、霧島会を中心に平成25年度で15ヘクタールを作付する予定と聞いております。

ゴマにつきましては、今までにないゴマ加工商品やゴマ料理の開発を目標に、国の地域新産業雇用創出推進事業によりまして、新商品開発を商工会・霧島会、大学・行政の4者による実行委員会等で協議、事業展開してございまして、本格的な販売を年末に行う計画がございます。

また、地域の野菜というような話が出ましたけれど、野菜につきましては、三股町ふるさと大使であります上原雄三氏の紹介によるプチヴェールという野菜がございます。このプチヴェールは、平成24年度で5アールの畑で試験栽培を行っておりますが、11月末からの出荷を見ますと好調な滑り出しを見せております。平成25年度においては50アールを作付する見込みでございます。

また、プチヴェールを使った調理やお菓子などの加工品の試験を行ってございまして、鮮やかな緑色をしておりますが、あっさりとしたおいしさが確認されております。

今後はプチヴェール栽培研究会を組織しまして、三股から発信させる新しい野菜として売り出すとともに、三股町農畜産物利用地域活性化推進協議会の中で調理方法の紹介や加工を行い、三股町特産品の一つとなるように展開する計画でございます。

それから、どぶろくの話がございましたけれど、どぶろくにつきましては、平成17年にどぶろく特区、そして、免許をいただいたわけですが、その後、どぶろく免許の指導免許の資格取得者はおりませんでした。本年1月21日に、町内2軒目となる免許取得農家が誕生しております。

現在はまだ試作を行っている段階でございますけれど、25年度中には販売にこぎつけたということでございます。九州で最初のどぶろく特区の町として、やっと2軒目のどぶろくが誕生することになりますが、そのあたりは新たな話題と特産品としての価値が生まれるものと期待しているところです。

6次化産業につきましては、農業者が生き残れる形での6次化が一番大切なところでございます。県へ、県産業支援団体の支援を指導をしていただきながら、推進に努めてまいりたいと考えております。

また、県が新規事業として推進しているフードビジネス展開プログラムに沿った民間企業との連携によるフードビジネスの創出についても、関係機関と慎重に協議しながら推進していくこととしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） こういった特産品の開発とか、6次産業を元気のある農業とかまちづくりを残していく発端となるかと思しますので、いろいろな施策のほどをよろしく願いしながら通告を終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

残りの質問はあさって21日、行うこととします。

---

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時20分散会

---

---

平成25年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

平成25年3月21日(木曜日)

---

議事日程(第5号)

平成25年3月21日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(11名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	

---

欠席議員(1名)

12番 桑畑 浩三君

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 久寿米木和明君
	書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	木佐貫辰生君	副町長 .....	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長 .....	大脇 哲朗君	地域政策室長 .....	西村 尚彦君
税務財政課長 .....	渡邊 知昌君	町民保健課長 .....	山元 宏一君

福祉課長 …………… 岩松 健一君      産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君  
都市整備課長 …………… 下沖 常美君      環境水道課長 …………… 鍋倉 祐三君  
教育課長 …………… 重信 和人君      会計課長 …………… 財部 一美君

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。開会前ではありますが、桑畑君から午前中欠席との連絡の通知が来ておりますので報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項等を遵守して発言してください。

一昨日に引き続き質問をお願いします。

発言順位6番、佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。

平成25年度の施政方針の内容を町長のほうから発表がありまして、その中から何点か質問をしていきたいと考えております。

まず最初に、1番の空き店舗の活用について問うということで、町長の中で言われたのは、本町を取り巻く環境につきましても少子高齢化に伴う医療、福祉、介護への対応、大型店の立地、六次産業化、TPP問題、雇用、そして景気低迷による税収減、さらにクリーンセンターや医師会の建設に伴う財政負担などが多く問題があると。これに踏まえて、町で平成24年町内の空き家調査を行い、365軒の空き家があるというのを確認しているようではありますが、これに伴い、空き家ばかりじゃなくて空き店舗のほうも調査する必要があるのではないかと考えております。

まして、今この町内でも昨年大型店の小売りの進出によって、歴史ある三股町の店舗が、閉店が多く、また後継ぎがないということで、町内の店は活性化していないと、ましてどちらかと言うと、西側のほうを向いてこの中央部が空洞化しているというところも考えられます。それを考えるのに、空き店舗対策についてひとつお願いしたいと思っております。

あとは、質問席のほうでしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。佐澤議員のご質問、商工業、観光振興に関するということから、まず空き店舗の活用について問うということでございます。

本町における商店街はご案内のとおり、西部地区、特に県道安久桜木線沿いの稗田で今市地区が中心となっております、昔ながらの商店街は山王原仲町地区に一部残っている状況でございます。

大型店の郊外化や本町での大型小売店の立地に伴いまして集落周辺の昔ながらの小売り店舗が閉店されているところでございます。特に、三股駅からまちの中央部にかけて閉店された小売店が目立つようになってきています。このことは、先日開催されました町と商工会との意見交換会でも話題に上がったというふうに聞いているところでございます。

町としましては、商工会と連携しながら空き店舗の調査を実施して、再利用が可能な空き店舗につきましましては、例えば、町内企業のアンテナショップとしての立地、観光協会等が行うよかもんツアーでの体験教室の会場としての利用、そしてまたは出店希望者への紹介等も考えられますので、さまざまな活用方策を検討、模索していくことで町の活性化に結び付けていけないか、商工会、またはほかのいろんな団体等と協議をしながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今町長のほうから商工会とまた一緒に手を結んで空き店舗の調査をしてやっていくという強い言葉をいただきました。それにちなみまして、空き店舗の調査をした後、どういうふうな形で、これ今から話をしなければいけないと思うんですけども、いろいろ考えが私のほうも思っておりますので、それについてちょっとお話ししたいと思います。

まず空き店舗を調査して、その後、例えば不動産、皆さんと連携をとるなりして、商工会とも新しい事業をやりたいというような方に紹介をするという形で、そういう体制がまず一つとれないかお願いをしたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まず今、言われましたように、まず実態調査をするというのが第一でございます。また、その店舗の状況等を十分把握しまして、再利用が可能なのか、またリフォームすることによって、その使い道が可能なのかどうか、いろんな角度から検討しまして、そして必要性、その地域にとってそういうものが必要であれば、より活用することが大事でございますので、そういう不動産業者と連携をとりながら、広く募集していくということが大事だというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 連携をとってやるということで、今の町のほうで一生懸命、中小企業のためにやってもらっているのが町の育成資金というので商工会を通じて3行の銀行さんと保証協会がありまして、三股町中小企業育成資金というので1つの企業が500万円までというような形ですね、それが6年の支払いで、年に1回利子補給ということで、今4.05%の利子ですね。それに対しまして年に1回町のほうが1.95利子補給ということで、これが総額3億円の予算枠で、今現に1億5,000万円ですかね、ぐらいいの利用をさせてもらっているというところで、それにちなみまして、この空き店舗を調査した後に新規事業という形で支援をするという方法で、例えば新規事業育成資金というような形で、やはり、例えば最初のころは300万円、500万円というような枠をつくって、どうしても新規事業をやるというときに資金不足だということで、最初、どこの企業の人でも、最初新規事業を立ち上げるときに銀行のほうに話をすると、実績がないというようなことで必ず運転資金等ができなくて企業は起こせないというところが結構あります。それをするために、町のほうでこういう新規事業育成資金というような形、名称は別としまして、という形で新しい事業を起こす方は三股に企業を起こしませんかというので、それも一つの誘致企業、大きな工場だけが誘致企業じゃないと思うんですけど、そういうところの考えも、今から検討せないかんところでしょうけど、そういうところの発想的にはいかがなものでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 企業を立ち上げる、あるいはまた事業所を開店する、いろんな資金等が必要になってくる、そういう開店資金、または運転資金を含めてですね、国県いろんな資金等もございます。

そういうところに対応できれば、何らかの形でやはり町としてある一定のルールを決めて、必要性があればそういうふうな資金の創設というのも大事だろうと思いますが、これについてはどういうふうなこのフレームをつくったらいいいのか、検討をすべき課題かなと思いますので、商工会、そしてまた今後どういうふうな展開に町が支援できるのか、一緒になって考えていきたいなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 前向きな姿勢で言葉をいただきました。ぜひともやっていただきたいのは、いろんな企業を起こしたいという若い人たちがすることによって三股に店を構え、また店舗を構えて空洞化しているところのこちらのほうの空き店舗、立地があればそういうところでしたら、今商工会のほうも会員数が450名という、450団体というようなところでおるんですけど、実際のところ、町の調査をしたところ、約850ぐらいの企業がいるということで、その中にはやはりいろんな組合があったりして、商工会に入らないというようなところ

もありますので、ひとつ条件的に出して、うまいこと回転できればなというところを思っております。

あと、蓼池のほうの誘致企業というような形で結構なところが埋まってはきておると思うんですけど、あとどのぐらいの畑、土地が余ってるというか、誘致できますよというようなところがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） あの蓼池地区につきましては、総体的な面積数は今ここではつかんでおりませんが、いわゆる虫食い状態で建てられていた部分がございます。現在でも5～60アール、まとまった部分、あるいは30アールまとまった部分といったことで、そういったものが数カ所見受けられます。

あと、ただその中で、まだいまだに畜産等で飼料を作られている方々も結構いらっしゃいますので、そのあたりとの交渉ということも今後は出てくるとは思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） そういうところも、やはり不動産関係、町内にも結構不動産がありますので、その辺とのコラボをしてもらって、1件でも1社でも多くこの三股で企業を起こしてもらおう。で、先ほど言いました新規事業の育成資金というような形の名目で、三股で企業を起こしませんかというような形でコマースシャルしていくというのも一つの企業を増やしていく条件じゃないのかなと思っておりますけど、その辺のコマースシャルやら広告等はどうお考えですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 資金関係を含めてその程度を含めて、町がどれだけの債務負担と言いますか、応援できるのか、そのあたりは十分検討しなくてはなりませんけれども、とりあえずは、まずこの国県の制度、資金等もございます。またベンチャー資金等もございますので、その制度資金等が適用できないか、またそれをカバーできる町の制度が必要なかどうか、そういったところを十分協議いたしまして、そしてその必要性があればやはりそういうフレームをつくっていく。そしてまたある意味では、国県にのって、その制度資金をつくるんであったら、それに対して町として何らかの利子補給をしていくとか、いろんなこの方策があろうかと思っておりますので、その辺のあたりを踏まえてやっていく。

それとまたそういうふうな制度等ができましたらおおいにPRしながら、そしてまたそれぞれ地域間競争がございますので、三股町の独自性を出すということも大事でしょうから、そういう観点から検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひともそれを実現して、町内に企業がどんどん増えていくよう

にお願いしたいと思います。

次に移ります。2番目の、地産地消や特産品の開発をしてその後の展開について問うということで、今までも地産地消、地産地消というようなことを言われておりますけれども、テレビ等でも地産地消をしながらB級グルメとかそういう形のテレビで、マスコミでというのがものすごく今はやっております。それもワンコインでとか食事ができるとかですね。

この前、町で言えば、東高校の調理科の生徒たちと、生徒が調理をしてその採点をしてというのがありました。やっぱりそういうところが一つの発祥になっていくのかなって、もうそれで終わらせるのではどうも予算消化をしているだけじゃないのかなという気がしますんで、それに対して、今後どんなふうに進展していくのか、聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 地産地消事業の展開、また特産品の開発、またこれからということについてのご質問でございますので、回答させていただきます。

地産地消事業につきましては、主に町の農畜産物利用地活性化推進協議会を窓口に進捗しているところでございます。直近では、学校給食用のメンチカツの開発を行いました。そして、県内学校給食への供給と、1月の頭でしたけれども、宮城県への支援を行いました。新聞等で報道されたところでございます。

また、本町で最も作付面積の多いサトイモを使ったサトイモコロシの開発は25年度中には完成する見込みでございます。ほかにも今言われましたように、都城東高校調理科の生徒を対象に三股町産牛肉、そしてカンショ、ショウガの加工品を使った地産地消料理コンクールを開催しているところでございます。

新しい特産品の開発としましては、前議員のご質問の中でも答弁させていただきましたが、新規野菜としましてプチヴェールを特産品化し、調理方法や加工品の開発を行いまして、三股町にしかない商品として発表したいというふうに計画をしているところでございます。

今後につきましては、三股のメンチカツは家庭でも利用しやすい商品として展開させるとともに、市町村グルメコンテストに採用し、地名度アップを図りたいと考えています。

また、地産地消料理コンクールにおいて高校生が考えた作品の中には、三股町のB級グルメとしても通用するものがあつたことから、商工会や飲食業組合の方々と相談しまして、三股町地産地消料理メニューとして、町内全域の飲食店へレシピの普及を行ないたいと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、地産地消ということで、特産品、メンチカツ、この前も宮城県のほうに出発式ということで参加させていただきましたけど、やはりそういうことがテレビの



話題になって、そこからどういう発展で展開していくかわからないというところがありますので、どんどんアピールする必要があると。それをするには、地産地消という言葉も大事ですけど、地産外消ということで、町内、県内はもとより、外消ということで九州に売っていく、大阪、東京、最後には北海道まで、それから次は世界に向けてというような大きな構想、夢を持っていく必要があるのかなと思っております。

この前も産業振興課のほうで大阪ですかね、のほうに行かれたということで、いろんなものを持って、その辺で、結果的にはこれが販売できるとか、コマースできるというところがあれば、お知らせをいただきたいと思うんですけど。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 先日、大阪のほうで販売会をいたしましたけれども、そのときは、都城市、そして志布志市、曾於市、三股町、この3市1町でつくっています協議会の中で販売させていただきました。

で、大阪の会場では、特に評判良かったのが三股町でいきますと、どぶろく大福とショウガのシロップですね。そしてキンカンシロップ、こういったところが非常に評判が良かった。

ただ、大福については、食べてみるまではちょっとおいしさはわからないという部分があったようです。ショウガシロップ、そしてキンカンシロップにつきましては、その場で売れ筋も良かったというふうなことを聞いています。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） そういう評判があれば次から次へとアピールしていく必要があると思います。

で、今町内でもゴマの栽培という形で昨年から全国展開支援事業ということで、ゴマの開発、成分からいろんな分析を昨年はやったと。で、この25年度から今度は商品開発やら何やらという形でやられるというのを聞いておりますけど、その後、どういうふうな展開でこのゴマ、特産で、例えばおかしをつくるなり、そういう案もあるでしょうけど、今から会議等が進められると思うんですけど、その内容が、会議がないことには話ができないでしょうけど、そのゴマに対して今後どういうふうな動きをしていくのか、伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ゴマにつきましては、一通り成分も非常にいい成分が見つかったと。確かに大手企業のほうでゴマを扱った飲みものであるとか、そういったものが出されていますけれど、そこまで大型化しなくてもその成分を有効活用できるようなものができるんじゃ、加工品ができるんじゃないかということで、今協議の中で進んでおります。

おっしゃるとおり、おかし等はすでに1回試作品も出てきております。ゴマを使ったクリーム

ですね、それも出てきておりますが、ゴマそのものはただふりかけるだけではなくて、それをいかにつぶしたり、あるいはパウダーにしたり、あるいは何て言うんですかね、パウダーにしたのに水を加えてちょっととろみをつけると、そういったことによって、いろんな商品を確認できるということが見込まれていますんで、そちらのほうで今進んでいるところです。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひともせつかくこの三股で、国内でゴマができるというのが、ほとんどが中国、向こうから輸入あらゆる99.9%ぐらいが輸入品ということで、やはりこの国内でできるという、本まものというか、こういうのをキャッチフレーズにしながら、数的にはなかなかとれないかもしれませんが、やっぱりその貴重ところで価値観を上げて、収益を上げるということを、ぜひともお願いしたいと思います。

それにふまえて、どぶろくも1軒、次2軒目が誕生したということで、日本でも最南端のどぶろくという形で言われておりますので、これも一つ活発に、販路をしていく必要があるのかなというのもあります。

何年か前に、徳之島の商工会のほう是三股のほうに研修に来られまして、さらに最南端のどぶろくだという形で来られましたけど、それがやっぱり気候やら何やらにあわないみたいで、ちょっとできなかったという形で聞いておりますけれども、やはり最初にうたった以上は、やはり一番最初にやる必要があるかなというのもありますので、ぜひともどぶろく、ましてこのゴマ、それと地産地消の物産品をひとつ確立したものをつくって、早く言えば、食べ物じゃありませんけど、特産品というか、地産地消というか、熊本のくまモンですかね、ゆるキャラのやつで、あの経済効果が、新聞等でも皆さん聞かれていると思うんですけど、249億円の経済効果があるということで、そのキャラクターはだれが使ってもいいというような形で、熊本に行けば全部くまモンだらけというようなのが見受けられます。

やはりそれを子供たちにどうしてもくまモン、くまモンという言葉が出れば、ものすごい経済効果が生まれるということで、やはりこの三股もひとつこの前回も町長がゆるキャラというような形で話もされましたけど、ゆるキャラをつくるのもひとつの手かなと思っております。

で、よかもんやのほうに、最初あれするとき、何て言うんですかね、んじゃさまですかね、というキャラクターはありますが、それが何かひとつまたんじゃさまが眠っているような形で表に出てこないというのがありますので、ひとつそういうのもありますので、何かひとつ新しいキャラクターをつくっていくのも必要かなとは思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今ご指摘がありますように、三股町もいろんな資源と言いますか、材料、売り出す材料がたくさんあるようです。先ほどのゴマをいかにこう特産品化、また商品化してい

くか、そしてまたどぶろく、そしてまたメンチカツ、それからまた今ありましたプチヴェールとか、いろんなこの材料が揃ってきましたので、これをやはり言われますように、地産地消とともに地産外消というような形で売り出していき、それとあわせた形でやはりこのゆるキャラをどう活用していくか、そういう意味合いでは一緒になっていろいろ考えていきたいなと思います。

んじゃさまもございまして、まだほかに必要なかどうか、それはまたいろんな議論を踏まえながらやっていくこと、またこの大きくするのも大事でございますので、そして三股レンジャーもございまして。そういうところで、三股はいかにこう表に出していくかということですね。そういうご指摘でございますけれども、そこのところを大いに今後力を入れて、それがスポーツの面でのアグレッシブ、積極的なもの。今後は、そういう商工業の関係でのアグレッシブと、まちづくりというような形での取り組みをさせていただきたいと、一緒になってさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、町長が一緒になってという言葉で安心しましたけど、これをぜひとも進めて、三股が発展していくように、まして単独で行くわけですから、ぜひとも全国から注目を浴びるような、今三股町と言ってもどこと言われるようなところが結構あります。都城の隣と言えばああというふうな形はありますので、宮崎県の三股町だと言ったら、ああここですねって、隣が都城ですねっていうぐらいの気持ちで、ひとつ頑張っていきたいというふうに私も思っておりますので、ぜひとも協力しながら頑張ってやっていただきたいと思いますと考えております。

次行きます。3番のものづくりフェア事業について問うということで、町長の施政方針の中にもありました、九州初となる陶芸でなく工芸全般、作家を集めたものづくりフェアということで、町内の飲食店や小売店、商業、農業を連携させるということで、九州一円からの集客が見込まれるということですね。これは素晴らしいことだと、私は考えております。

で、九州初ということで、私もちょっと調べたんですけど、九州でやられておるのが、福岡のほうで毎年11月ごろにあります。こういうふうなものづくりフェアというのが、これが福岡のマリンメッセ福岡ですかね、が会場になってやっておるということで、これは日刊工業新聞社が中心になってやっているということで、工業機械製品、企業に向けた開発というのが結構私も何回か行きましたけど、そういう展示会みたいな形ですね。こういう作業をするのに機械はできないのかというようなところの商談みたいな形のものづくりフェア。あと埼玉県ですかね、これは飯能市であるのが、これは市がやっておるんですけど、飯能ものづくりフェアというような形ですね。やはりこれも陶芸、工芸、その他観光やら何やらというのも入っております。

あとは岡崎、愛知県の岡崎ですね。これもものづくりフェアということで、これもどちらかと言うと企業向けでありますけど、会津若松のほうもあります。これは行政のほうやるというこ

とです。これもやっぱり陶芸、工芸、その辺が入っております。

あとはもう一つ、長野県の松本市ですかね、これも陶芸関係、フェアとかですね、そういうのが、学校や高校やら何やら入ったのがあります。

九州で見ると、一つもありませんので、これはぜひやる、やってみる必要があるのかなというところがあります。で、具体的に同様な形態、またいつごろ行うのか、規模はどのぐらいでやるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ものづくりフェアは、そういう企業対象にするとか、あるいは工芸品、陶芸品、その地域に密着したものをつくるとか、いろんな形態があろうかと思いますが、施政方針の中で一部こう話しましたが、詳しくは担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ものづくりフェアの具体的な内容でございますが、予算委員会でも説明をさせていただきましたけれど、まだ予算は決定しているわけではございません。そのあたりは重々ご了承のことだと思いますが、予算委員会の時と重複する部分があるかと思いますが、ご回答いたします。

ものづくりフェア、このことば自体は、まだ今のところ仮称でございます。先日の実行委員会の中でどういった名称にするかということを議題に上げましたけれど、その時点で出てこずに次の実行委員会まで先送りになっております。

趣旨としましては、自立と協働でつくるまちづくりを目指して商工業の振興と活性化を図る場として、また三股町をPRする場として開催するものでございます。形態的には、先ほど議員もおっしゃいましたように、陶芸に限らず、これはアトリエロードがある関係上、陶芸家が集まっています。そういったもので、当初はアトリエロードをPRするフェアをということで考えたんですが、それだけではないということから、陶芸に限らず木工品、いろいろな木のおもちゃをつくっている所もございますし、木工品や布製品、これは九州でも有数の藍染のお店が三股にございます。

全ての工芸品に関して町内外を問わず出店を募りまして、一堂に販売していただく形になります。

町外の商工業者や農業者、そして飲食店などもその場に加わっていただき、産業の振興と活性化を図り、また三股町のPRの場として効果を期待しております。

先ほどおっしゃったように、このイベントは九州初という形になると思います。時期は6月を予定しております。梅雨の時期なんですけど、6月は九州内で他のイベントが開催されていないということが一つありますし、町外の有名出店業者ですね、そちらのほうも、6月なら来れるよと

いう話を何件かいただいております。

そういったことから、集客効果に弾みをつけたいと。もちろん梅雨の時期ですので、雨対策というものがひとつのネックとなりますが、その辺りは体育館とかそういったものを使って回避していきたいというふうに考えています。

規模はですね町内工芸出店業者を15店舗ほど、町外が35店舗ほど、その他10店舗としておりますが、そこにその他10店舗の中に町内の農産物の販売所、あるいは飲食店業者さんのテントであったり、そういったものを含めまして開催していきます。3日間の開催を考えておりますが、来場者数は、推定でございますけど1万人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 今、開催時期を6月ということで、もう3月も終わろうとしています。4、5、6、3カ月ないくらいですので、それするにはイベントをするのに2カ月ぐらいで、その前からいろんな形で動いていると思うんですけど、2カ月ぐらいで果たしてできるのかなというのも考えてたところですよ。その辺はどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） これは、この企画の中にMR Tアドが入っております、MR Tのテレビ、ラジオを使った広告、あるいはもちろん新聞の折り込みであったり、そういったものも考えております。

で、特にこの近辺だけではなく、九州、宮崎県外にも発信していかなくちゃいけないということで、JRさんのほうにも相談に行くという話が出ております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひともこの予算が通ってからでしょうけど、期間は2カ月弱ということですので、まして今までみたいに、ふるさとまつりみたいに20年も続いたら大体のやり方がわかると思うんですけど、今回、第1回目というような形でうたえば準備やら何やらというのがものすごく細かな作業、イベントをするのに大変だろうと考えております。

で、この指導型っていうか、これは行政指導でよろしいんですか。その辺をお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 実行委員会で、私どもの方で強く言っている言葉がございます。それは、ふるさとまつり等につきましては、今役場の職員に、ほとんどの職員に応援をいただいているわけですが、ものづくりフェアにつきましては、実行委員会が、今回は実行委員会をするものが若手の方々を起用しております。で、実行委員会主導でやっていただきたいと。役場はバックアップはいたしますが、実際に事業をされている方々が、中心になっていただきたいという

ふうにずっと申し上げております。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 実際、今の言葉を聞いて実行委員会が中心になるということで、やはりこういうイベントをするのは実行委員の人たちがどんだけ動いてどんだけ汗を出して、自分のものにするかというところは必要だと、私は思っております。

ふるさとまつりが悪いというわけではないんですけど、実行委員も一生懸命やっているんですけど、やはりどうしても行政の方に全部お願いしてしまうというところは、今までどんなイベントでも出てきておりますので、実行委員は主になって動くというのが、私はひとつ必要じゃないかなというのを考えております。

それにちなみまして、このフェアが6月という想定であるということだから、体育館を、どんどん雨が心配されます。で、やはりこのこういうイベントを起こすのに、町長はいろんな議員からも形が出ておりますけど、総合施設、一極集中できるような大きな建物、まして多分1万人では終わらない、3日間で1万人で終わらないんじゃないかなと予想されることから、町内の人たちは自分の家に帰りますけど、町外から来たお客さんというのは宿泊施設ですね、この辺は全部都城のほうに持っていかれるというところから、ひとつそういう施設も、今後、これにちなんで6月につくりなさいという意味ではありませんので、こういうのをずっと踏まえて検討していく必要があるのかなと思うんですけども、その辺は町長どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 以前からスポーツで絡んだところ、または町づくりに絡んだところでの宿泊施設、そしてまたそういう総合的な大きな箱物等のお話があるところがございますが、いろいろと各方面から検討はさせていただきたいなと思います。今回のこのものづくりフェアで、どの程度の集客効果があって、そしてまたどういう形で人の流れができるのか、そういうのも一つの今後のまちづくりの材料になっていくのかなと思いますので、そういうのを踏まえながら次へのステップと行きつくよう検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 佐澤議員。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ぜひともこのものづくりフェアを成功させて、町長が今大分大きな建物、箱物、そちらのほうに気が行っているのかなという気がしますので、ひとつ、もう一つこれを成功させてどうしてもつukらないかなというようなところまでこぎつけてやっていく必要があるのかなというのを考えているところでございます。

やはりこのものづくりフェアを成功させ、ひとつ三股を注目を浴びるように、心がけて頑張って協力できるところはみんな協力しながら、ひとつひとつ場を盛り上げて、いい方向に進むように頑張ってまいりたいと思いますので、ひとつこの私が3つ質問をした中で、全部成功でき

るようにひとつ頑張っていたくださりまして、私の質問をこれで終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位7番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） おはようございます。昨日の宮日の2面に平成の大合併論法道州制というのを考えているのがございました。その中で、三股町の文化会館の地域創造大賞の称賛やらいろいろなことが記事に載っておりました。

「合併していたら同様のホールが、他市町にもあるので予算も職員も削られ、独自の施策はできなかつたらどうか」とか、「有名なタレントを呼べない小さなホール。ならば町民をじっくり育てようという発想が生まれた」とか、「小さい分、独自の施策は立てやすい」とかいうの西村室長のコメントも出ておりました。

また、「総括として、総務省は合併の効果が表れるまでには10年程度の期間が必要であると言っておったが、10年も経過しないうちにさらに道州制を進めようとしてないか」という綾町の、前田町長の発言も載っておりました。

我々は、三股町は独自の自立の道を選んだことは、私はもう正しかつたらどうかというふうに、このいろんな記事を見て思ったところでございます。

ところで、質問に移りたいと思います。議会の議決を要しない、予定価格が5,000万円以下の工事の入札等について、平成24年度の予定価格に対する落札率をとるということでご質問いたしまして、先ほど、入札結果の一覧をいただいたわけでございます。以前に都城市のこの契約課の数字もちょっと手にありましたので、このことに関して、5,000万円以上の工事等につきましても、この議場でいろいろ論議するわけでございますけれども、そのときには最低入札価格、大体85.何%というのが表示されておりますね。それとその一般議会に付されない入札結果については相当の開きがあるように思われますけれども、町としては一円でも安い価格で落札してほしいのはやまやまでございますけれども、実際業者の方々はどういう気持ちでその5,000万円以上の工事について落札の最低価格のラインを考えておられるだろうかというのが非常に疑問に思いましたので、これは直接業者に聞かないとわからないかもしれませんが、町当局のこの最低落札価格の85.何%という設定についてお考えをお伺いしたいと思います。

あとの質問につきましては質問席のほうからさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 通告に従いまして回答させていただきます。

公共事業入札についてということで、議会の議決を要しない予定価格5,000万円以下の工事の入札について、平成24年度の予定価格に対する落札率を問うというご質問でございます。

平成24年度の建設工事の入札につきましては、入札件数が86件、落札率は95.15%となっています。詳細につきましては、担当課長が回答いたします。そしてまた、最低制限価格についてのご質問がございましたので、これについても以前からすると変更させていただきますので、これについても担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 業種別の落札率につきましては、まずは舗装工事が7件で95.83%でございます。次に、管工事が3件の93.94%、機械器具設置工事が1件しかなかったんですけど92.2%、で、建設工事の中の建築一式工事が9件の94.03%、防水工事が3件の94.81%、それから水道布設工事が13件の96.11%、電気工事が4件の93.47%、塗装工事が2件の92.02%、それから一番多いのが土木一式工事ということで44件ございましたけれども、こちらのほうが97.47%というふうになっております。これは24年度の実績でございます。

それから、質問ございましたけれども、最低制限価格でございますけれども、こちらが、今年度よりでございますけど、価格の高騰とか、それから落札率の低下ということで、地場産業の育成という考え方から、本年度から80%だったものを85%に引き上げるというものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今数字をずっとお示しいただいて、平均すると95.15%というような数字をいただきましたけれども、建設業者の健全な育成を町で図るためにたたき合いをさせて利益率を下げるのはいかががかと思いますけれども、我々が先ほど演壇からも申しました議場で採決する5,000万円以上については大体85.4%というような数字が出ておりますね。この差が10%、10%近くございますけれども、このことに関して町長は1円でも同じ工事が安く落札していただくのは町のためになりますけれども、健全な町内の建設業者の育成ということから考えてどう考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 5,000万円以上のこの工事については、JV関係を組み合わせたところでという大型事業が主であります。となりますと、その大型事業においては額が大きいですから、その利益額って言いますか、利益額がある程度、この落札率が低くなるというのは確保できるのかなと、要するにやはり品質の確保のために最低制限価格を80でなく85以上というこ



とで確保しながら、その中での利益額を確保している。

しかし、土木関係については非常にこの発注額、要するに予定額については非常に金額が少ないんですね。ですから、その中でやはり利益を確保するためには、やはりそれなりの落札率でないというようなどころもあるのではなかろうかというふうに思います。

要するに我々としては競争性が確保され、そして公正性があるってそしてその中で品質が確保されるということで、そしてまた、先ほど言いました競争性の中には、やはり指名ではなくて一般という形で地域が、三股町と地域限定していますけど、地域を踏まえて地場産業の育成を図りながらの地域での業者の競争というのを念頭に置きながら仕事をさせていただいておりますが、そういうことではなかろうかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） まあいろいろご答弁いただきました、いろいろな災害等が起きたときには、いざ復旧のためにはこの町内のまず業者の方々が一番頼りになるわけで、その方々がなるべく健全な事業が運営できますようにご配慮いただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思います。

スポーツ振興のための助成についてでございますけれども、これにつきましては、事前に教育課のほうに過去4年間の全国大会等に出場する選手に対する助成金の数値をお示しいただきたいというふうに申しておりましたけれども、まだ手元にいただいておりますけれども、（発言する者あり）口頭でですか。だったらそれをさきにお聞きしないと話になりませんのでお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） スポーツ振興のための助成ということで、要旨が県代表として全国大会出場するも、今の助成措置では該当しない競技があります。三股町ではマイナーな競技であってもぜひ助成し応援すべきではないでしょうか。規約の改正をお願いしたいという質問の要旨でございます。これは教育課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 答弁いたします。

先ほどの補助金の額については、あとのほうで説明いたしますので。本町では中学校部活動を活性化するとともに各種大会出場にかかる経費の支援として中学校部活動補助金を設けています。補助金の交付対象となるのは、1つが県中学校体育連盟、九州中学校体育連盟、全国中学校体育連盟が主催する大会、2つ目が吹奏楽コンクール及びマーチングコンクールとなっております。したがって、部活動以外、及び中学校体育連盟が主催する以外のスポーツ大会には適用してないところであります。

一方、平成14年度から町内のあらゆるスポーツの振興及び競技力の向上を目的として、三股町スポーツ大会参加等激励金を交付しております。

この激励金の交付対象者は、県規模以上の予選を勝ち抜いて九州地区規模以上の大会に出場する個人、または団体ということであります。そして、予選を勝ち抜くことが要件となっており、また国、地方公共団体、日本体育協会加盟競技団体等が主催、もしくは主管するものとしており国民体育大会、学校体育団体が主催する大会等は対象となっております。

ちなみにエアロビクスダンス部は部活動に入っていて、予選を勝ち抜いた協議ですけれども、中体連ではないためスポーツ激励金で対応したところであります。

マイナーな協議も支援の対象にすべきとの意見ですけれども、アスリートタウンのまち創造の観点から前向きに検討してまいりたいと思います。

さきほどの実績ですけれども、部活動補助金、軟式野球、サッカー部、20部ございますけれども、実績といたしまして21年度220万400円でございます。22年度、309万5,350円、23年度、308万2,700円、24年度、262万2,900円でございます。

それと、激励金のほうですね。21年度が27万円、22年度が47万円、23年度が53万6,000円、24年度が82万円となっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 中学校の部活に対する助成金につきましては220万円、300万円となっておりますけれども、激励金につきましては、町長がアスリートタウンを掲げられて着実に伸びておる数字がここにあるということは、我々としては、よろこばしいことだと思います。

規約でできない激励金を支給できない行事等についてもご説明がございましたけれども、そこあたりの具体的な規約の改正についてはいかがな方法をとったらそのこれに該当しない競技者も全国大会等に参加した場合に激励金を与えることができるようになるのか。その規約の改正についていかがな方法があるのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この部活動の補助金関係については現行通りでよろしいではなかろうかと思えます。それを救うという意味あいではスポーツ大会の激励金等を平成14年に創設したところでございます。その中で、このどこまで適用するのかというところなんです、例えば国民体育大会でしたら県のほうで選ばれて行きますんで、そちらのほうで支援があればその辺を考慮しなければなりません。どこからもお金が出ないという形であれば町のほうから何らかの形で応援をするということですから、それぞれの競技をやはり分析と言いますか、どういうふうな支援の

やり方をやっているのか、そのあたりを踏まえまして、応援できるような形、町としての応援できるような形、そのあたりをひとつ今までのやってきたルールもございますので、それを踏まえながら検討させていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 既に町長に対してもいろいろな場でお話をしておりますけども、今回、スキーで全国大会に行かれた蓼池の内村さんの子供さんに対しては、これはちょっと該当しないということで、今回は激励金の措置がされなかったわけでございますけれども、ぜひともこういう競技につきましても支給できるようにその規則を改正していただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

それでは次に移ります。

蓼池集落の排水路の汚染についてでございます。現在、蓼池の集落の中心部に流れる排水路は、集落の住民の家庭排水と工場関係の排水がまざり合って異常な水質になっておりまして、その排水路が蓼池農地保全水路に打ち出すところの水を見てもみますと、本当にこの水をずっと宮崎市の方々は飲用水として活用していただいていることに対して申しわけないような水質になっているのは事実でございます。過去にも蓼池の原田議員が同様の質問をされて水質の検査等の依頼もされたようでございますけれども、そのときには水質的には異常はなかったというような報告を聞いております。

だけど、現在もぜひ見ていただいて、普通の家庭排水の水の質とは全然異質なものであるというのを、誰が見ても感じるはずでございます。水質汚濁法とかいろいろな法がございますと思いますが、これを適用してその上流にあるいろんな食品加工の施設とかクリーニング屋さんとか水を大量に使う施設についての浄化設備について完全なものなのか、そこらを今一度調査検証をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 蓼池都市下水路の水質浄化についてのご質問でございますが、これまでも幾度も周辺の事業者や地元住民と協議を重ねましてやっております。また、EMだごですね、そちらのほうの取り組みなどもございまして、浄化に努めてきているところでございます。

ですから、以前現場を見せていただきました。それよりもまた前はもっと汚かったということで、少しずつは改善の方向かなというふうに認識しておりましたけれども、ただ言われるように、まだまだこの水質が悪い、また悪臭が漂うということでございますので、その辺の状況につきまして担当課長のほうから説明をし、また今後の方向についても説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 蓼池地区ですが、この区域の浸水処理施設として昭和52年から58年の6年間で水路延長1,590メートルの蓼池都市下水道ですね、そして昭和61年から平成元年の4年間で水路延長930メートルの南原都市下水道を整備いたしました。都市下水道は雨水などの浸水対策として設置されておりますので、周辺の地域を浸水から守ってまいりました。しかし、流域への工場進出や宅地化に伴いまして工場排水や家庭の雑排水の流入で水質の悪化を招いているところでございます。

また、蓼池都市下水道は雨水対策を目的に設置されておりますので、集水した水が一気に流れないように設計されております。だから、水が長い間滞留してしまいまして、腐敗するなどの現象が起きているところでございます。

今後は、蓼池都市下水道周辺の事業所を対象に、今年1月にアンケート調査をいたしましたので、その排水に関するアンケート、この結果を分析しまして排水状況等を把握して、汚染源の特定に努めていきたいと考えているところでございます。

また、特定された場合は、保健所と協力しまして、必要な場合は立ち入り検査を実施して排水基準の遵守徹底を指導していきたいと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 調査していただくということでございますので、ぜひとも抜き打ち的に調査をやっていただいて、普通の普段の状況をちゃんと把握をしていただいて改善をしていただくようお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時10分まで本会議を休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位8番、指宿君。

〔8番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告に従いまして質問をしていきます。

1番目の、予算の解り易い資料の提出をすることはできないか。町民の理解や議会の審議のための改善をすることができないかということで通告いたしておりました。

前回の12月議会で、高速道路のインターチェンジ料金所から三股に来る場合の道案内が足りないのではないか、道路標識の増設ができないかとの私の質問に対して、町長の答弁は、今回こ

の質問を受けまして実際に車でインターから調査を行いました。その結果、まず都城インターから役場までの4カ所に道路標識がありました。まずは高速道を降りまして都城のほうに10号線で向かいます。まず1カ所目が都北交叉点との答弁がありました。しかし、高速道路から道は一方通行ではありません。料金所から右なのか左なのか、最初の標識は左は都城、右は高城となっています。次の信号機のところの標識も直進に鹿児島、都城とあります。三股が標識に出てくるのが、町長答弁の都北町のところではありますが、標識はもう既に6カ所ぐらいの目標を過ぎております。

このようにわかっている人に対する標識はこれでいいのかもしれませんが、しかしここまで来るのが大変であります。

私は、都北町の標識ではなく料金所のところこそ必要だと思いますが、町長いかがお考えですか。もっと言えば、都城三股インター、インターの名前をかえてほしいぐらいの気持ちであります。

さて、今回の質問ですが、この問題と一緒にあります。わかっている人には簡単で、今さら勉強したり人に聞いたりしなくても大丈夫であります、最初からわかっていない人の立場に立った考えが必要です。

平成25年度の事業に対しても住民に直接関係のある事業や補助金を町民の立場に立った説明をするべきです。インターネットで公開をしているとか、課ごとに回覧板に紹介するというのも大切ですが、本町の補助金や申請が必要なものを一覧にすることで、住民にいてよかったと思えるのをつくるということはいかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問をして、あとは質問席からいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 指宿議員の質問で、予算の解り易い資料の提出をすることはできないかという質問に関連しまして、前回12月議会でのこの道路標識についてのご質問がございました。

言われるように、インターから三股町案内ができると一番素晴らしいわけでございます。そしてまた、三股町へのこの道案内としてスムーズな行程ができることは考えておりますけれども、やはりそれは道路公団、そしてまた都城市、そしてまた国道の関係、そして県道の関係、いろいろと事情がございますので、そのあたりはご指摘として受けとめておいておきまして、また今後についていろいろと検討はさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、全てを三股町へというのもなかなか厳しいのかなと、ただ都城を通しながら三股へのルートというのもありますので、その辺を含めながら検討させていただきたいというふうに思います。

では、この町民の理解や議会の審議のための改善をすべきではないかというご質問でございますが、次のように回答をさせていただきます。

本町の総合計画に示しておりますとおり、まちづくりの基本理念として参画協働のまちづくり、町民の行政の参画を進め、町民との協働によるまちづくりを進めるためには町の財政状況や取り組む施策を広く町民の皆様へご理解いただく必要があります。

言われるとおりでございます。町のホームページや広報誌等で当初予算や取り組む施策について掲載し、周知に努めているところでございますが、さらに内容を見直しながらわかりやすい資料の提出に努めてまいりたいと考えております。

また、議会基本条例では、第7条において町長は提案する重要な政策について議会審議における論点情報を形成し、政策等の決定過程を説明するよう努めなければならないと規定されております。

今回、当初予算においては新規事業について統一した様式で資料を作成したところでありますが、今後も議会と協議をしながら説明資料の内容、提出方法など改善に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

**○議長（山中 則夫君）** ここで、先ほどのサイレンは、長田峡付近にて救命看護が出た救急車が全て出ているための消防車の出動であったとのことであります。

指宿君。

**○議員（6番 指宿 秋廣君）** さっき冒頭ですね、例え話でおこなったわけですが、一般の町民が予算書が配られるわけでもなくて、事業の要旨がわかるわけでもなくて、補助金っていくというふうになっているかわからないという状態の中で、高速道路からおりると一緒じゃないですかって、例え話をしたつもりであります。

三股町がいろんな事業をやっているけれども、それを広く町民に、ああ三股町というのはこういうことをやっているんだなと、こういうほかの町にないことをやっているんだなというふうなこともあるんじゃないかなというふうなところから、要するに例え話として行いました。

例えば、保育料の低廉化というのがあります。6,070万円だったですかね。三股町独自にお金を出して保育料を安くしているというのほどこの項目をひも解いても出てこないんですね。予算書を見て国からの金、県からの金、町の、県と町はいっしょですから、その差額を見て差し引くと大体これぐらい出しているな。

ということであれば、三股町は予算としてこういうようにして、事業としてこういうふう到低廉化の事業をやっていますよとかというふうな、いろんなことを町民が一読して自分に利用できるのはこれだ、恩恵があるのはこれだというのがわかるようなものも必要なのではないのかなと

いうふうに思ったわけですね。

で、自分が三股町に住んでいるつもりがない人もいらっしゃいますよね、都城市、三股町という意識がある人も多分おられるんだろうと思います。それが証拠に都城市に相当三股の苦情が行くらしいですから、それを見ても三股町と都城市、先ほどの話の続きは都北町と三股町とかわらないみたいな感じで見られている人もいらっしゃるのではないのかなというふうに思っております。

そういうことから言うと、三股町がこういう事業をやっていますよ、こういうふうに使っていますよ、皆さんが利用しようと思えばこういうのがありますよというのは、インターネットを見ればわかりますよということではなくて、そういうのを1冊にまとめる、カラー刷りで立派なものを作れていう話ではないんですが、全てを集めてきて、こういうことを使えるんだな、できるんだなということができるようなものが必要なのではないのかなというふうに思ったから、この問題の設問をしておきました。

議員である我々も、そんなにこれが全てわかっているわけではなくて、ありとあらゆる分野に、ゆりかごから墓場までと言われる行政の中で言うと、全てがわかり得るといえるのはあり得ないわけで、そうすると町としてもそれを一見できるものが必要ではないのかなということから出したわけです。

再度、お聞きをしますが、わかりやすい資料を町議会に、もちろん今回出していただきました。しかし、先ほど言った、例を出した保育料の低廉化というのはどこにも出てきていないわけですよ。だから、そういうことを踏まえて、三股町に住んでよかったなと思えるようなものを、こういうところまで、かゆいところまで手が届くようなこともやっているんだということが、実際に利益を被る人も大切ですけれども、そうでない人についても自分の孫はこうなっているんだということを踏まえて、何かこうあると自分のまちに、何ですかね、自信が持てるというか、住んでよかったなと思うということも必要ではないのかなというふうに思うんですが、再度、そういうふうなこの審議のため、もちろん必要ですけれども、審議が通ったあとも利用できるようなものにつくって出すような気持があるかどうかちょっと聞きをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 三股町の、予算またはまちづくりがどうなっているか。そのあたりをこうわかりやすく、そしてまた三股町のこれからどういう方向に向かっていくか、そういうのを知らしめるということが大事かなと。それをやはりわかりやすくということですので、今回、この議会のほうには当初予算のほうでの、ちょっと詳しいですけれども、新事業についての説明資料をつくらせていただきました。また、これの次は、一般住民含めて、ホームページ、あるいは広報紙でもできるだけわかりやすく伝えたいというふうに考えていますけれども、それとまた

別個に冊子みたいな形での、先ほど言われました、もうちょっとこの新規事業に限らず、三股町がこういう取り組みが、子育てはこういうことをやっています、あるテーマについてはこうやっています、やっぱりそういう形でのものもあってもいいのではなかろうかというふうに考えますので、十分、以前からも言われてましたけど、三股町は扶助費、非常にこちらのほうに予算を配分している、そのあたりのPRも足りないということも言われておりますので、そういうのを踏まえながら、わかりやすい資料づくりをより努めていきたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ実際その三股町に住んでいる人が恩恵を被っているわけですから、うそを書いているわけではないわけで、その住民が、こういう恩恵があるよ、今から住もうかと思う人が、都城に住むか三股に住むか、早い話、行政の人の奪い合いだろうと思ってますね。都北町に住む、年見町に住む、三股町に住む、多分よそから見える人は同じ町としか見ていないのではないのかなというところから言うと、北諸県郡三股町という都城市と違う行政体で、こういうほかの自治体にはないところのフォローをしていますよというのは大いにPRすべきだろうというふうに思っています。大きな事業所がない三股にとっては、都城市への通勤する住民を奪う以外にないわけで、住友ゴムですかあそこは多分60人とか70人とか三股から行かれていますというふうに聞いています。裏のほうから行けば通勤しやすいという利点もあるんでしょうけれども、やっぱりそれはやっぱり先輩から、同僚から話を聞いて、なら三股に住もう、三股に家をつくろうというふうになってきたのではないのかなというふうに思うんですね。

だから、そういうことから言うと、広く迷っている人のためには町報を供給することは、うそではないわけで、ぜひとも欲しいと思っています。

次に行きます。2番の問題ですが、産業の実態把握についてということでお聞きをしておきます。

今、何で今さらという話ですが、TPP問題が今論議されていますね。日本には甚大な被害がある。その甚大な被害がある農業だけでいうと。どこで計算をされたのか定かではない。前回、産業の構造について聞いたら、平成18年度のこれが最後ですよというのが答弁でした。あとはそれを基軸にした推計でしかあり得ないだろうと思うんですね。そうすると、TPP部門に参加するのは大変だ、日本国は大変だ、三股町は大変だ、ただお金はいくら大変なんですか、ということなんですか。

三股町がいろんな牛とかそういうところに補助金を出します。その効果はいくらなんですかといったときに、補助金を出して終わりと、もちろん生産をした場合に、100万円以下の免税牛だと、それは100を承知の上でしゃべっているんですが、牛だけなんで免税牛だろうかというのは国が決めることですからここで論議してもしょうがないので、そういうことから言うと、こ



ういう効果がありましたよという、本町独自の競争をすべきではないのかなど。前回もちよろつと申し上げました。そしたら税務課長のほうで、いやこれは青があるから大変だとか、いろんな答弁がありました。しかし、三股町の産業振興のために利用しますので、課税客体ではないですから教えてくださいということで調査をすべきだろうと、全てができなければ何ぼかの業者を抽出して、それから推計をとるとか、そういうことを踏まえてやるべきではないのかなど、今から先、三股町がどう進むべきなのか、何に力を入れるべきなのか、それから何から撤退をすべきなのか、いろんなことが出てくると思うんですね、農業人口としてはどんどん減っているわけですから、そうするとどっかに集約するのか、もしくは全て総花的に進むのか、それすら論議ができない状態だろうというふうに思いますので、この2の問題について答弁をよろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 産業の実態把握について、言われる通り、産業別の総収入がやはり基本になりながら、この町の施策というのも動くわけですから、これの実態把握は必要だと考えております。

そのことについて、このことにつきまして、昨年12月議会でのご質問がありました。各課で検討をしたところ、農業部門については産業振興課で推計するのが適当ではないかということから、産業振興課での検討をいたしましたので、その調査結果について課長から回答させます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 産業別の総収入額につきましては、昨年12月議会において答弁させていただき、今議員がおっしゃるとおり、18年度までであったということで報告させていただいております。

確かに産業の方向性を導くためにということで、議員のおっしゃるとおり、産業別の総収入額を調査することは必要だというふうに感じます。

その方法としていくつか考えられますが、農業粗生産額に関しましては、今回、産業振興課及び関係機関で把握している農作物の面積、あるいは頭数等に10アール当たりの単価をかけていく方法を基本として算出することで実態把握が可能ではないかと考え、その方法で計算をしております。

全ての数字が出揃っている平成22年度の農業生産、総生産額ということで、主なものを上げますと、水稻が3億7,700万円、雑穀、イモ類が9,100万円、施設野菜が1億2,900万円、露地野菜が3億3,500万円、肉用牛が17億3,100万円、鳥が7億2,800万円、豚で3億2,200万円となっております、総額が41億7,200万円となったところです。

今後もこのような方法を使って産業振興課の資料、あるいはJA、共済、県の資料等をもとに計算実態把握に努めたいと考えます。

また、商工業部門に関しましては、商業統計、あるいは工業統計なりそれぞれの統計でございますので、そちらのほうで把握をしていくということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いろんな数字を早口で言われたんで、書き取ることはほぼ不可能でした。もちろん推計ですから、しょせん想像の勢いじゃないわけですけども、今からさきのことを考えると、推計もしながらも裏打ちということも考えながら、今田んぼは坪刈りをやっていますか。水稻の推計。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今は坪刈りはやっておりません。農業の申告の段階で収支でとるという形になっております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 昔は、代表的なところは何カ所か坪刈りをして、そして三股町の農業を、水稻収入を推計してるというような形をとっていたんですよ。それも今はやっていないということですから、収支でやる。収支でやると農業に携わっているその家の人の口に入ったのは収支の中から消えてしまうわけですよ。そうすると実態は少しかわるものが出てくる可能性もあると思いますので、地域の人も農業をしている人も、この協力をもらいながら、何とか三股町が補助金を出すなというんじゃない、出した形がわかるようなものを何か、今回こういう牛なら牛でいいんですが、優良雌雄牛を導入しました。そうすることによって、こういうメリットがありましたというような、何かの推計がないと、農業に一切携わっていない人が農業って補助金が多いよなって、別にそこで終わってしまうんですよ。

だから、多いけどこういうメリットがあるよなというところまで進まないで、普通の人、特に肉は宮崎県産なのか国内産なのか米国産なのかわからずに安い方を食べている人間にとっては、補助金というのが少し自分のものに還元されないということをおもいますんで、こうした結果、三股町はこうですよというふうに進むために、何かそういう方策を練ってほしいと思うんですが、これどこの課になるかわかりませんが、産業振興だけでは少し荷が重いと思うのですが、町内の全体をこう把握するために再度そういう気持ちを、ぜひともやりたいとか、関係機関を、特に農業、商工会等になるんでしょうか、ということですけども、再度コメントをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） やはりこの補助金を流した以上は、それをやはりどのような成果があったのか、評価するということが非常に重要なことでございます。まず特にこの畜産を含めて、そういうところにも大きな補助金を流しているわけなんです。そういうところを実態把握等は飼料、頭数調べというような形できちっとやっていますんで実際、その牛がどれだけ生産として

伸びていくのか、あるいはまたどれだけの市場での価格だったのか、町としての収入はどうだったのか、そういうのをやっぱり把握しながら施策をまた次へステップしていくということが大事であろうと思います。

そういう意味で、やはり実態把握が大事でございますんで、農業に限らずいろんな形での取り組んでいる部分についての結果、そして次への評価というようなところをするためには、この言われるような取り組みが重要であろうというふうに考えておりますんで、そういう方向での取り組みをさせていきたいと思っています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひこういう問題については、今からさきも補助金が平成25年で全て終わるならそれはそれでいいでしょうけども、今から先の補助金として続くのであれば、三股町として補助金を投入した、結果はこうでしたよ、特に冒頭に申し上げましたように、TPP問題で今からどう影響するかわからないといううわさがある中で言うと、なお一層のこと今現在の実態把握はしておくべきだろう。そうすることによってTPPも参加すると決めましたので、多分、多分ですね、アメリカの言うとおりに決まっていくなだろうと思います。そうすると、あとは被害をいかに少なくするかということに走らざるを得ない三股町ではないのかなというふうに思うことから言うと、ぜひとも今現在、把握しておいてほしいということを申し上げておきたいと思っています。

さて、3番目の問題に入ります。町長の、冒頭に当たって施政方針の中での最後のところですけども、ずっとある中で、町民の審議会等への登用のほか、パブリックコメントの実施など町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に務めてまいります。とこういうふうにありました。そこでお伺いをいたします。パブリックコメントの位置づけについて町長はどう考えられておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 外部評価制度やパブリックコメントについてということで、この自治公民館組織や議会との位置づけをどのように考えているかというご質問でございます。

外部評価制度やパブリックコメントについて、自治公民館組織や議会との位置づけをどのように考えているかということですが、まずまちづくりにつきましては、施政方針で、町民の積極的な参加のもと町民の創意工夫により明日の三股町を築くまちづくりを進めてまいります。町民との協働を基本として町政運営をやっていくと申し上げたところでございます。

その町民との協働の中心は、やはり自治公民館や各種民主団体の皆さんでありまして、これらの皆さんとの協働のもとに施策の企画、立案や事業実施に当たることが町にとっては非常に重要だと思っております。ただ、行政運営を行うにあたり、さまざまな考えや町民がいらっしゃるの

も事実でございます。

外部評価制度やパブリックコメントは専門的な視点や町民視点からの直接のご意見等であり、このような意見の把握は非常に重要であるというように考えています。

町としましては、このようなさまざまな意見を聴取し、参考にしながら施策を取りまとめ、議会に提案し、自治公民館や各種民主団体の皆様との協働により、各種施策を実施していきたいというふうに考えております。

まちづくり基本条例においても、まちづくりに関する町民の参加や協働の仕組みを定めておりますが、このまちづくりを行う自治体の中でも町民個人はもちろんですが、地域コミュニティ、つまり自治公民館が非常に大きな役割を果たすと思っております。

また、議会の位置づけにつきましては、地方自治はあくまでも町長、町議会、議員を住民の代表とする間接民主主義が原則です。したがって、町民の参画によって行政の責任が軽減されるものではありませんし、町民を代表する議会が住民自治の実現の大きな柱であることは言うまでもありません。

これからもこれらの観点からまちづくり、行政の運営を行っていききたいというように考えておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まちづくり基本条例が制定された中で、あえてこの問題を取り上げたのはですね、パブリックコメントというのは個人の意見です。で、例えば議会、もしくは自治公民館というのはその組織、もしくは信任を受けた人の意見ですね。パブリックコメントが一人歩きをするとどうにでもなる。1人の意見だから。

だから、やっぱりそういうことではなくて、やっぱりパブリックコメントとはほぼ町長の私的意見の参考にしかならないんだろうと思っているんですね。だから、こういうふうにパブリックコメントと前の方にばんと出てくると、パブリックコメントが言った人のほうが勝ちみたいな形になってくると、全体的なチームワークを乱す可能性を危惧したわけですよ。だから、パブリックコメントを参考にしながらでも書いてあれば、だけど実施というふうにここでもう切っておりますので、一番ひっかかったからあえて書きました。あえて町長の所信を、施政方針の中の基本スタンスというのを、パブリックコメントというのは、自分が判断する中の最初に起案するときにはそうかもしれませんけれども、全体を起案をするときにはパブリックコメントの中に入れてもらおうと暴走をしてしまう可能性がこれいっぱいありますので、そのための議会だと言えそれだけのものです。だけど、やっぱり議会に対しても町長が頭の中にあるときにこの問題についてはどうだか。要するにこれは審査委員会を通りました、諮問委員会を通りました、もしくはパブリ

ックコメントでこうありましたということではなくて、町長のシンクタンクの一人がある中でそれをもむんならそれもいいんですけれども、施政方針の中にこれがポンと出てきたことに、危惧を感じましたので、あえて入れさしていただきました。くだいようですが、町長の頭の中のこのまちづくり基本条例のとらまえ方、それからこの文字づらですね、との整合性というのを再度どういうふうにならったのかというのをもう一回お知らせ願います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まちづくり基本条例の中で町をつくっていくのは行政ではありませんよと。もちろん議会、そしてまた町民も参加しながら一緒になってこのまちをつくっていきましょうというのが基本的スタンスでございます。そしてそのまちづくりにどの様に町民が参加する、そういうルールづくりが今回のまちづくり条例の中にあつたところでございます。そして、そのまちづくりをする中で、もちろんその大きなパートナーとしては自治公民館がありました。そしてまた民主団体等もでございます。そういう方々の意見を聴取しながら、例えばその中のメンバー、その中のメンバーの人たちが委員会等結成する、また協議会等を結成しながら、意見を形成していくというのがまず第一段階って言いますか、基本的なスタンスであろうかと。そして、その中でまとめたものを今度は盛り込めると。あるいはまた外部委員による評価というようなこともあろうかと思いますが、そういうふうな形での参考とさせていただきたいと。

やはり、限られた委員会、協議会という一つの間がありますので、それをもっとその意見等を町民になげかけまして、十分聞きながらその意見等を、またキャッチボールをしながら、その委員会の中でもんでいく、そして、意見をはかっていって一つの方向性、そういう政策の段階での一住民の声を聞く手段としてパブリックコメントを考えているところでございます。そして、それを踏まえて今度は議会のほうへ提案をしていくという流れでございますので、ですからそこに全てを頼るというわけではございません。基本的スタンスはやはり自治公民館として、またそういう民主団体等があつて、そしてそういうところでもんだものをそういうような形での町民の一般的な声を聞いていくというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） パブリックコメントを聞くなということではないんですが、まあ参考の参考ぐらいだろうというふうにご思っているわけですね。で、パブリックコメントそのものを、ひの目をあててばっとしゃべったわけですけど、やっぱり三股町を今からどうかするかって、何かをやるか、もしくはどっちの方向に進むかというときに、やっぱりパブリックコメントは1人の人の個人的な意見なので、そういう人たちが集まって団体をつくれれば、それはパブリックコメントではありませんので、それは正式に聞かないけないだろうと思います。

で、そういうことを、国だって今度のTPP、ほとんどの自治体は反対しちよるけど、参加しますからね。多分地方自治の声を無視しましたは、多分政権与党にもなかったんだらうと思いますが、しかし、どこ吹く風じゃおかしいですが、そういうことになりかねないわけで、今から先の形としては、町長にこの点については申し添えておきたいと思います。

やっぱりそういう立派なご意見をお持ちの方であれば、公のところに出てきて、公の立場に立って正々堂々と意見を述べられるという、そういうことを模索することが必要ではないのかなって、自治公民館に立候補することも可能でしょうし、議員に立候補することも可能でしょう。

で、そういうことを踏まえて、町外の有識者の意見を聞くというのとはちょっと意味が違いますので、そこは使い分けてしてほしいと思っております。

これはお願いということで終わらせていただきます。

次の問題に入ります。PM2.5の対応についてということで、国、県や都市との連絡体制はどうなっているのか。PM2.5というと、昔であれば午後2時5分というぐらいしか意識はなかったんですが、近ごろはもの大きさをはかるPM1.0とかいろんな言葉が出てきていますが、この飛散する西風によって、多分中国大陸でしょうけども、そこから来るものについてどういうふうな形をとっておられるのか、新聞等で言うと、都城も79ですかね、最高値を出したとかいう話がありました。そういうことで、あえて本町について、どういう連絡体制にあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） PM2.5問題ですね、これについてはにわかには大気汚染、健康問題として身近な問題となりつつあるところでございます。

日本特に九州は偏西風に乗って中国の汚染が影響することから警戒の必要性を感じています。具体的に課長のほうが回答をします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） 微小粒子状物質PM2.5は大気中を漂う物質のうち直径が2.5マイクロメートルという、マイクロは100万分の1ですが、以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるススが主成分であります。吸い込めば肺の奥や血管に入り、喘息や心疾患などのリスクを高めると言われております。

宮崎県では3月7日にPM2.5の注意喚起の判断基準を示しました。それによりますと、注意喚起を行う暫定的な指針となる値は1日平均が70マイクログラム立方メートルで、注意喚起を行う判断の目安、これが午前5時、午前6時、午前7時の1時間当たりの値が平均値が85マイクログラム立方メートルを超えた場合となっております。

注意喚起の周知方法としては、県庁のホームページ、市町村へはファクシミリの送信、県政記

者室への情報提供となっております、県から本町への連絡は総務課のファックスへ送信されるとあります。

また、本県の測定局は都城高専の測定局と延岡保健所の測定局の2局ですが、2局のうちどちらか1局でも判断基準値を超えれば、県内全域に注意喚起を行うこととなっております。

なお、都城市との連絡体制は今のところはまだありません。また、町内の対応ですが、町内の対応としましては、本町では光化学オキシダント値を発令時の緊急連絡網というのがあります。その連絡網を活用する予定であります。まず、県から連絡を受けた担当課は、福祉課、教育課、総務課の担当者へ連絡いたします。その後、福祉課より各保育園等へ、教育課より各小学校等へ連絡をしまして、住民等への注意喚起は防災無線を通じて行う予定としております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） いつも不思議に思っていました。延岡がいくら、都城がいくら出てきて、宮崎は出てこなくなって思っていましたら、宮崎は24年度で買って、25年度でも1基買うんですか、そういうように聞いています。PM2.5について、都城はどこにあるんだろうかと、高専にあって、どこが測ってどうしているのかというのがさっぱりわからないような感じでありました。

で、再度お聞きしますけれども、これは県が測って、置いているのは都城高専ですから、国の施設ですね。これは県が測っているんですかね、気象庁ですかね。意味が分からんとですけど、教えてほしいんですけど。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） うちのほうも具体的な測定方法、それについてはまだ把握していないというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 黄砂は気象庁が測りますよね。ということなんです、今からさき、多分少なくなることがないのではないのかなと、中国があれだけ隣が見えないぐらいいろんなものが、昔の日本の光化学スモッグがあったあのときの時代に似ているなというふうに思っています。そういうことから言うと、もらい公害ではあるんですが、三股のそういう喘息を持っている人とか、そういう人たちにとってはゆゆしき問題、これはマスクでは無理なんだそうですよね。防毒マスクに近いような感じ。これまた吸う力が必要で、なかなか息苦しいらしいです。

微小なものですから、微小粒子状物質、こうなっていますので、でまた、花粉と結合して、花粉が破裂するとPM1.0になるんだとかいうふうになっていますので、今スギ花粉があって、次はヒノキですか、花粉症の人たちは大変なのにまたこれが出てくるということですので、再度

この問題について都城市とあえて連絡を密にしておかないと、三股町はこうしたけど都城は違うという形態ではまずいのかなというふうに思うんですね。子供さんが三股において親御さんは都城にいる人もいるでしょうし、逆の場合もあるし、高校生だったら向こうに学校に行くわけで。そういうこともあるので、やはり都城市と連絡体制を密にして、都城市と同じような歩調をとって、例えば会社等をお願いする、学校をお願いする、保育園、幼稚園出てきますよね。というのはぜひとも必要だと思うんですけど、再度答弁、こういうあれはまた続くと思うんですが、お願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（鍋倉 祐三君） この対応につきましては、外に出ないと、室外に出ないというのしかとれないのかというふうに考えているんですが、これにつきましては、健康上の問題につきましては、健康管理ですかね、具体的な対応について、今後、発令をどうするかたちで注意喚起の言葉とか検討していきたいというふうに考えておるんですが、都城市も同じような対策をとると思っているんですが、そこについてもまた確認をとりながら、歩調を合わせていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） もう一市一町になったわけで、これは首長が出ていってどうだという話には、多分事務的な話になるんだろうと思いますので、都城の高専に来たものは三股町に来ないとは限らないわけで、ぜひとも統一的な歩調をとって統一的にそういう行政からのお願いということができれば、サラリーマン、もしくは学生もいいんじゃないのかなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

最後の問題に入ります。

地方交付税削減について意見を問うというので、町長の今回の地方交付税削減についての見解についてお聞きをしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回のこの国の新年度予算の地方交付税削減、そしてまたこれを給与削減、地方交付税の給与削減とリンクさせるという形での取り扱い、これについては地方6団体が共同声明で発表していますがそのとおりだと思います。私個人としましても、やはりこの給与削減、給与、地方公務員の給与というのは人事院勧告に基づいて実施していますので、やはりそれに基づいたとこでやるべき、ただ今回、特例措置ということで、国に準じたところの取り扱いを地方公務員にも適用するというのであれば、もっともこの地方6団体との協議をすべきではなかったなと。またどっちかと言うと強制という、本当強制ですね。強制という形での取り扱いはいかがなものかというふうに、非常に遺憾に思うところでございます。



そしてまた、これが地方のことは地方で決めるというなんですかね。地方分権の流れの中で、やはり住民自治、団体自治そしてまた地方交付税は地方の固有の財源だという基本的なスタンスに対する取り扱いはいかがなものかということで、同じく遺憾に思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 地方交付税の本当の始まりは、これは東北にお金を少しでも回したいと。で、国家公務員の皆さん協力をお願いしますがまず発端だったんですよ。

これは、今趣旨が完全にかわってしまって、ラスそのものもこれで論議するのはいかがなんだろうか。特例で削ってるわけやから、本則でしないといけないはずなんですね。ラスパイレス指数そのものが職員の実態を確実にやっているとは限りません。ラスパイレス指数は国を100にしてなっていますが、全然違う話、平均年齢が違くと違う数字が出てくるし、経験年数が違くと違う数字が出てくるし、ましてや税務課の職員はこのラスの対象外になっているし、何でもかと言うたら、税務は税務職給料表というのが国にあるので、少し高いからそれを省いておいてという話ですよ。

ましてや、国は国家公務員の給料表は12級ですか、指定職は13級からある中で、けつのほうからとってきていて、自分たちは対象外という人たちが今言っているんですわけですね。11級、10級、11級、12級をもらっている人たちの話で出てきているんですよ。

そういうラスそのものが少しからおかしいのに、ましてやそのむりやり当て込んで、そして高い、安い、話を短絡的にやって、結果、今度は国がこうやったからこうせということ。

で、退職金の問題もそうですが、国に合わないのが県からも、3月からおろしたんですかね、駆け込み退職が出てくるとか。要するに、地域の実態が全然わからんで自分たちでこうやっているわけですよ。で、この問題がお金が下がっていくということは、三股町だけではない、都城もそうですし、県の職員もそうですし、国家公務員もそうなるわけですから、それに類似するようなところも全て入っていくんだろうと思うんですよ。

で、必要経費からそれが引かれるんならいいですけども、普通の職員の、自分が可処分所得ですね、使える額のところがそれだけ減るわけですから、とてもじゃないけど町内で買うんではなくて、どこかの100円均一で買ってそれで生活をしなさいみたいな感じになりかねない。

で、地域が疲弊していますよという中でこういうふうに、そういう形になるんですよ。そして、民間にもすごく影響するわけです。

この連合宮崎の情報版ですが2月の13日ですか、町にも要請があり、商工会にも要請があったと思っています。要するに、民間に働く人たちにも影響があるから連合が動くんですよ。要するに、それは地域の活性化がますます疲弊するから動いてそれをどうにかしてほしいというふうに思っているだろうと思うんですよ。

だから、この問題については、やっぱり地方6団体でこういう問題、ゆゆしき問題だというふうに出しているんですけども、しかし、それ以前にやっぱり何でだっていうのは、やっぱり首長としても声を上げるべきだというふうに思っています。

実際上の問題として地方6団体が1回共同声明を出して、その後は聞こえてないんですが、情報がわかれば教えてください。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 地方6団体の声明を受けてのそのあとの行動と言われましたけれども、各自治体、それぞれの取り組みをされているというので、聞いておりますけれども、統一した行動はおこなっていないということをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この交付税削減について三股町で論議してもあんまり大きな問題、交付税が増えるとは限らないわけで、町長の所信という形でお聞きをしたわけですが、一番危惧しているのは、これで1回甘い汁を、国に対して甘い汁を吸ったらいかんですね、これで味を占めたら、また全てがこういうことになるのではないのかと危惧しているんですよ。で、国が咳をしたら三股町もまちがいなくインフルエンザですね。寝こまなくちゃいけないですね。それぐらい国に準拠している三股町とすれば、こういうことで全てに交付税をカットしますよというふうには、こう来られたら、地方分権どころじゃないですよ。中央集権の最たるものです、これは。

そういうことをやっぱり全てにおいて声を上げていかざる、いかんとじゃないのかなというふうに思うんですよ。

先ほど、ずっとしてきた補助金の問題って全てカットの可能性になりますよ。自治体が苦しいんだから、何かを削ずらざるをえない。削ずる時の一番は先ほど言った保育料の問題ですか。扶助費に1番先に手をつけますか？もしくは農業に対する補助金を削りますかという話です。

どんどんこうやって、波及すると思っていて、この問題、国の問題だけどやっぱり地方全てにおいて声を上げて行かないとゆゆしき問題になるなということでもあります。

で、今回のこの意見、問題について再度町長に決意、もしくはこれに対する行動、地方6団体に対する、宮崎県庁総務課に対する要請等々、何かそういうつもりがあるのかどうかお聞きをします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この共同声明の中でもありますように、この地方公務員給与費にかかわる地方交付税を一方向的に削減するというような今回の措置は二度と行わないように強く求める。というふうにあります。我々自治体も3割自治、4割自治というようなことで、本当に地方交付税に頼っているわけです。地方交付税は、先ほど言いましたように、地方の固有の財源という

ことで、そしてその中に財源保障と調整というのがあるわけでありますから、そういうものを手段としてこの地方に押しつけるということはもう絶対させてはならないというふうに、そしてそういうことを強く求めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、また今回のこの地方交付税の引き下げの理屈ですが、理由ですけれども、国家公務員については東北支援ということでございました。しかし、今回のこの地方公務員の方は消費税引き上げを国民にお願いする以上、公務員から身を削ることから始めというようなことであります。そして、また一方、防災減災及び地域活性化のために元気交付金としての財源確保という2つの理由を上げておられますけど、なかなかこれも後づけみたいな理屈に感じられます。

そういう意味あいでは、やはりこの我々は町村会を中心にしながら声を上げていきます。それぞれの団体がこの地方6団体というところで、まとまって国との協議の場という形になりますので、そちらのほうに声を上げる。そのためには、まず町村会で声を上げるような努力をさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） こういう問題についても、自分は声を代表するという人たちがいらっしゃるわけですから、そういう人たちにも覚えてもらう必要があるのかなというふうに思っています。

で、言いたいことは、今回のこの地方交付税問題が全てに波及すること、ものすごく危惧しております。で、自分で、自分たちのまちを自分たちでつくと。だから、交付税をどうぞ。人をゆるやかにすべきこそあれ。これによってそれを削る。ましてや、地域活性化のために使えない。だけどそのうら打ちの補助うらが必要です。こうなっているわけですから。これもあべこべもよかとこだということだと、今思っています。

で、首長としてそこら辺をお願いをして、問題は大変なんだということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....  
○議長（山中 則夫君） ここで1時30分まで食事のために本会議を休憩いたします。

午後0時07分休憩

.....  
午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 開会前ではありますが、桑畑君より欠席の届け出が出ております。

それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順位9番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました（1）障害者の福祉政策についてと（2）地域防災計画についてお尋ねいたします。

まず、（1）を通告の要旨に従って質問をいたします。

障害者優先調達推進法が来月4月1日より施行されます。同法は、昨年6月20日に成立し、6月27日に公布されておりました。この法律は、ご存じのように、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう必要な措置を講じることを定めたものであります。

これは、障害のある人が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、その子供を支援するための仕組みを整えるとともに、経営基盤を強化させる必要があるとして設定されたものであります。

地方自治体には、受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務として課せられておりますが、この法律の趣旨を踏まえて積極的に取り組んでほしいものであります。

そこで次の4点についてまとめてお尋ねいたします。

①物品の調達目標を定めた調達方針を策定しておられるか。②その策定された方針は即刻実施できるのかどうか。③町内各課からの発注はしかりであります、社協や関係事業所の事業所団体との連携はどう考えておられるのか。④障害者就労支援施設や小規模作業所、在宅就業の障害者等への周知はどのようにされるのか。

以上4点についてお尋ねし、あとは質問席にて順次お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

[町長 木佐貫辰生君 登壇]

○町長（木佐貫辰生君） 質問にお答え申し上げます。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律、障害者優先調達推進法が平成25年4月1日から施行されますが、地方公共団体においては障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、年度終了後に実績を公表するなど推進に努めることとされております。

この法律の施行における本町の取り組みについて担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 物品の調達目標を定めた調達方針の策定を予定しているかということですが、このことについては国のほうから、昨年の10月ごろこの法律についての通知がまいっております。そのスケジュールでいきますと、本年の4月からこの方針の策定に入るということで、まだ事前の段階でございます、国のほうがまだちょっとその方針の策定が終わってないという状況もございます。

地方公共団体においても、これからそういった内容を見ながら策定していく方向でございます。

そして、県の福祉主管課のほうから、物品発注が、三股で言えば財政の用度係ですね、そのところにそういった紹介がございまして、その周辺の周知、そして周辺の事業所の製品受託作業所等の紹介ということで、県のほうの一覧がまいてあります。

そういったことで、町内の施設、近隣の施設、この内容を十分考慮しながら、今後この調達方針の策定について早期に検討していきたいというふうに考えております。

それから、その方針に即して調達できるかということでございますが、まだ方針を定めておりませんので、これらについては前向きに取り組むということで、町内の物品等の納入者等もございまして、そちらとの整合性、そういうことを図りながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、社協や関係事業団体との連携も必要であるかということですが、それぞれ社協については福祉課、福祉団体についても福祉課のほう、それから農業関係、教育関係ございますので、そういったところはそれぞれの担当課のもとで連携して進めていきたいというふうに考えております。

それから、障害者就労施設、それから小規模作業所、在宅就業の障害者等への周知の手段はということでございますが、調達の方法については、広くホームページ、広報等で周知しながら、町内の施設については必要に応じて直接連絡するなどの対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もう既に10月の時点で周知をしているということで、厚生省からこういうパンフとかは送ってきたわけですかね。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） はい、ちょっと分厚い紹介状が来ています。

○議員（10番 池田 克子君） そうですね。まだちょっともう一回書いているのがあるんですけどね。一応周知はしているということで了解しました。

で、今回の法整備は時を経て、国を挙げて各市町村にいたるまで届くべき制度であると思いません。

ということで、4月1日以降に策定されるとおっしゃいましたんですが、もう3月も既に終わろうとしていますね。しかし、これは4月から実施となると、ちょっとその辺がどういう全く計画をされてないのか。もう10月の時点で通達があったとすれば、当然もう4月1日ではもうスタートできるよというような、そういうことでよかったのではないかなと思ったりするわけですね。

これが時を稼がないととてもできないような難しいことでもないと思いますし、これが何か捉え方というのがちょっと一步遅れているような気がいたしますんですが、その4月1日に策定されるという予定であるならば、どういう形で作成しようとしているのか、どういう内容を策定しようとしているのか、そういう内容は検討されていないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほども申しましたように、国のほうも4月策定、4月以降策定ということですので、具体的なものは、そういったものを参考にしながらつくりたいというふうに思っております。

ただ、県内のそういった施設の状況というのは、先ほど申しましたように紹介がございました。その中で、三股町については3施設が上がっておりますけれども、その中でこの物品の調達を指定するように推進したいという事業所は余り少ないもんですから、その中身とそういったものを十分検討しながら、何ができるのか、そういったところを今後詰めていきたいというふうに思っております。

ですから、今でも内容ができる部分については、この方針がなくてもできるものは取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これまで障害者就労施設とか小規模の作業所等にはある程度発注されていることは存じております。しかし、この景気の低迷で民間企業からの発注は当然不安定なものであって、そして何と云っても、この就労されていても仕事の量が限られていますし、思いうような賃金はないと聞いております。このような現実をどう捉えられていらっしゃるのか、私たちが福祉、福祉と言いながら、そういう方々の立場をどのような形、どのようなことを現実としてどう捉えておられるのか。そしてまた、今回の法整備の意義をどう捉えておられるのか、これについてお尋ねします。担当課でも町長でも。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この法律は、昨年6月、そして今年の4月1日が施行ということでございます。方針の策定については担当課長が話したとおりでございます。これからという段階でありますけれども、実際町内には3カ所のそのような障害者支援施設と言いますか、授産施設でございます。そういうところを見ますと、何かできるかなとなると、大体自ずと見えてきております。そういうところは方針がなくてもできるだけそういうところの活用というような考えでいきたいなと思います。そしてまた、そういうところと連携を深めながら支援と言いますか、そういうことも図っていきたいというふうに考えておりますので、方針が策定されていないから

全くしませんよという意味ではございませんので、ひとつできることからやっていきたいと考えています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ということは、策定にかかわらずできることからやるということで、即実行していただくという結果ということでお聞きしておいていいですね。よろしく願いしておきます。

そういう答弁のある中でございますが、本年度の当初予算を見ますと、社会福祉費の中に在宅高齢者と配食サービス事業業務委託というのがございますね。これは弁当の宅配でございますが、これは発注先が都城のある業者になっております。当初予算で見ますと、364万8,000円組まれております。当町の障害者就労事業所でも弁当宅配サービス等を行っている業者も業務としている事業所もあります。これを考えますと、この法律の趣旨を考えていらっしゃるならば、当然この当初予算にするにしても、委託先を調査して実施すべきではなかったのかと思うわけでございますが、これについて担当課お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） この障害者優先調達推進法というのが6月に制定されて今年4月1日から施行されるということ自体を、福祉課がちょっと正直なところを申し上げますと把握していなかったことがございます。

今、言われている在宅へのお弁当の宅配ですけれども、都城市の業者さんにずっと頼んでいたという経緯もございまして、そのまま予算計上しているという状況でございますけれども、町内にもございます、東原ですかね、東原にございますえがおの里さんも多くのお弁当をつくられるところでございますので、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 当初予算は明日採決ということになっておりますが、ぜひ今からでも遅くないのではないかなと思いましたがときには、前向きにこれは検討していただきたいと思っておりますので、もう一度課長の答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 弁当の内容をちょっと調べさせていただかなければいけないんですけど、高齢者の方々への配食ということになりますので、減塩に注意されているとか、油ものが多くはないとか、いろいろなところを検討させて、調査させていただきまして、その町内にある業者さんがそういうのも対応できますよというふうになってくれば、この方向も難しくもないのかなと。金額的なものもございまして、そこ辺も詰めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よく調査していただいて、よろしく願いしておきます。

次に行きます。この方も再々申し上げますけれども、障害者の就労機会を増やすことで自立を促進させて賃金のアップや事業所運営の安定につなげていくんだという当然趣旨があるわけですね。

今は就労継続支援事業所も結構増えておりまして、ゆえに働く障害者の方も増えております。であればこそ、一人でも多くの方々がご協力していただいて、そういう事業所等をみんなで支え合っていくということを思うと、3番目に申し上げましたんですが、社協とか関係団体にも早急に連携をとっていただいて、協力を願うべきじゃないかと。

先ほど協力をお願いしていきたいというような答弁もありましたんですけども、この件について今一度どういう形で連携をとってくださるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど弁当の話が出ましたけれども、大変各民主団体等が、特に役場のほうで補助事業をやっている部分がたくさんございます。そういったときにこういった就労施設で取り扱っている弁当、あるいは物品等はできないものかどうかですね、その辺のところを担当課と連携をしながら、そしていろんな事情があると思います。障害者施設だけではなく、商業者もございますので、その辺の連携、あるいは協働する部分を含めてございますから、そういったのを総合的に判断しながらお願いをしていくという形になるかと思っておりますので、そういったことも含めて、それぞれの担当課と協議をさせていただいて、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） そういう方々に協力を願うからには、何が発注できるのか、当然お知らせしなければなりませんですね。そこで、どのようなものが、反対に考えますと受注できるのかと。これを各施設が、在宅の就業者の方々に回答を得まして、それを一覧表にされて、その一覧表をもとに発注をしていただくという方法もあるようでございますんですが、このような調査をされたらいかがかなと思いますが、これについてはいかがでございましょうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 先ほど、最初の答弁のところ、県の福祉主幹からの紹介というのを申しましたが、大体その中でそれぞれの事業所が取り扱っている物品等ですね、そしてそれを公に販売できるのかどうか、そういうところまで調査がなされております。

ですから、特に町内、それから三股町を中心としてそういった流通のできる部分について、再



度そういった細かい部分を確認をし、チェックをしながら、どういったものができてどういったものをこちらのほうで調達できるのか、そういうところまで検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 発注先は施設だけに限らないわけなんですよね。やはり障害者の方で自宅でいろいろな仕事をされている方もいらっしゃいます。ですから、そうなると県のほうからのそういう情報等ではなかなか全てを網羅しているとは言い切れないと思いますので、その辺はやはり我が町は我が町の状況というのがあるはずでありますので、ぜひ細かいところまで皆さんにそういう先ほど申したような受注、発注のそういう体制をとれるかということをしっかり把握しながら検討させていただきたいと思っております。よろしく願います。

まあ、これは最後の4番目になりますんですが、この障害者優先調達推進法の設定が国としてされて、4月1日から施行されますよと、これをご存じですかということである障害者の作業所にお尋ねしたところでございました。しかし、ご存じなかったということでございますので、これを周知を徹底することで、また就労の意欲も湧いてくると思います。

先ほど来、お願いしているような調査することが、そういう方々がまた周知を徹底していくというにもつながると思います。

ですから、この法は、発注と受注があって初めて成立できる法案でもありますので、ぜひともそういう両方の、両方がそれを理解していっているところまで皆さんがぜひとも配慮していただきたいと思っておりますので、しっかりと皆さん、各課と連携をとりながら、よろしく願って、思っておりますね。

この法律は、当該年度の終了後に調達の実績を公表するということにもなっております。この取り組みによって、町長のスローガンでもある「自立と協働で創る 元気な町三股」が実現できると思うわけであります。

そこで、町長のお考えは、先ほども一応おっしゃったんですけれども、取り組みの意欲と申しますか、これについてスローガンでも掲げてありますので、これと踏まえて町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この法律は昨年6月、そして4月1日に施行、どれだけ周知されているかということ、本当に言われるとおり、非常に疑問であります。そういう意味あいからやはりこの法律を理解するという意味合いでPRが非常に重要だと。そしてそのPRを含めて受注、発注受注との関係はどうなるのか、そのあたりを調査しまして、そして三股町のやはり障害者施設との連携を含めて、支援できればというふうに考えていますので、言われるような実態把握等を行いな

がら次へのステップというような形で進めさせていただきたいなど。それがこれからの障害者の、マリゼーションの社会構築につながるというふうに考えていますので、そのような方向で進めていきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） おっしゃるとおりなんです。法律ができたから実施しなければならぬとか、実施してほしいというような問題じゃないわけです。それ以前に、全ての町民の方、これ全部含めてということですから、もうその方々がもう生活の中に喜びが実感できるような、そういう施策を実行してこそ、安心と安全のまちにつながるのではないかと、究極的にはそういう方向にかえるのかなと思っておりますので、一層の努力をお願いしておきます。

次に進みます。次に、（2）の地域防災計画のそれぞれについてお尋ねいたします。

防災計画のなかに、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及、啓発、防災訓練を実施する必要があるとあります。そこで、①の住民が防災知識を得る手段として、どのような対策をとっておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 住民の防災知識を得る手段ですね、それについて回答させていただきます。

現在、各家庭の防災知識の周知としましては、まず家庭常備用として三股町防災マップを全戸配付をしているところです。これは指定避難所、風水害、土砂災害、地震発生時の行動マニュアルなど災害全般について記載したものでありまして、家庭配付以外にも地区分館などの公共施設への提示や防災訓練等にも活用しています。

また、土砂災害全国統一防災訓練を毎年開催しまして、避難訓練とあわせて土砂災害防止講座を行っておりまして、その際の地域の意見を広報みまたで防災特集として掲載しているところでございます。

そのほか、さわやか出前講座や団体からの依頼により防災に関する講座を開催しておりまして、東日本大震災を契機として南海トラフ地震の予測の公表などにより、地震災害の関心も高まっているように思うところでございます。

今後とも災害に対する情報の提供と対策に万全を期してまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 昨年の東日本大震災後、防災に対する意識は十分に高まっていると思えます。今、テレビ等でひんぱんに報道されておりますが、南海トラフとか本当にいつ来てもおかしくない状況なんだということで、私たちも戦々恐々とはしているところでございます。

が、だけど、じゃあ自分たちは、具体的な行動をとるとなると、まだまだ周知していないというのが現状ではないかと思っております。

防災計画を見ますと、全地区に自主防災組織があるように計画されております。しかし、これは夢見つつではないかという感じをいたしております。住民が防災知識を我がものとするためにも、この自主防災組織のありようをしっかりと指導していただきたい。

先ほど答弁ありましたように、それぞれと言うか、何カ所かは防災訓練をされている地区があるとは聞いております。しかし、それは前も申し上げましたけれども、全地区には及んでおりません。ですから、この防災計画に沿ったならば、全地域、全地区が本当に自分たちの自主防災でございまして、組織づくりをしっかりとやっていくという意識をぜひ指導していただきたいと思うわけですが、これについてはいかがお考えになりますか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） ただいまの町長の答弁にもございましたけれども、土砂災害としての避難訓練等を平成18年から毎年、20年度だけは口蹄疫の関係で実施しなかったんですけれども、今日まで、長田、勝岡、寺柱、梶山というところで、また長田に返ったところでございまして、言われるとおり、町内全域となると、そういう訓練等を実施してないところもございまして。

主に台風災害とか大雨災害ということで、土砂災害で危険区域等を中心に住民の参加をいただきながら取り組んできたという経緯もございましてけれども、やはり今言われるように、町内全域でそういう知識を啓発していかなければいけないというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当に他山の石としてまだまだ意識が、自分自身もそうでありましてけれども、人ごとのように考えているかなという、そういうものを本当にひしひしと感じている昨今でございまして、ぜひともこれは早急にこういう周知を徹底していただきたいと思っております。

そこで、ご存じとは思いますが、ぎょうせいですね、ぎょうせいが発行していますガバナンス、これは昨年の9月号であります、このガバナンスに小林市が掲載されておりました。見た方もいらっしゃると思うんですが、この小林市の取り組みが、防災意識を高めるためにはこの地域との協働する中でその防災意識を高めていくんだということで取り組まれたことが、職員の方、有志の方、指名じゃなくても有志の方ですので、その職員の方々から13名を地域担当員に任命されて、そしてその方々は通常業務とは別に時間外に地域の人たちとかかわっていくということで、そしてまた一方、地域にも地域支援員を12名任命して、その地域担当員の方とともにまちづくりを目指していくというのはされておるようでございます。

このような取り組みが防災意識にもつながっているということでございますので、できましたら、この小林市は近いですので、参考のためにと言うか、よかったら視察されたらいかがと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 近い小林市と言うことで、お話を聞きにいつてみようかというふう  
に思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） よろしく願いしておきます。

次行きます。次は、②の学校教育の中で、防災講習や防災訓練を実施されているのでしょうかというお尋ねでございます。答弁を求めます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 学校教育の中で、防災講習や防災訓練を実施しているかということ  
で答弁いたします。

新燃岳が2011年1月26日に爆発的、噴火を起こし、降灰や空振などで周辺地域に大きな被害をもたらしてからはや2年9カ月が経過しようとしています。2012年以降は落ち着いた状況となっておりますが、今後も小規模な噴火が発生する恐れがあるとして油断を許さない状況が続いております。

また、桜島においては昭和火口で爆発的噴火が今年1月は96回、先月は119回と噴火の数は激増し、東日本大震災におきましては3月11日に学校におきましても全員で黙とうを捧げるなど、児童生徒の防災の関心は大変高いものとなっております。

このようなことから、町内の各小中学校におきましては、防災計画を作成し、災害への対応について細かく体系化されたマニュアルに基づいた防災訓練や避難訓練を年2回以上行っております。

例えば、三股小学校におきましては、5月に風水害訓練、避難訓練として7年前の台風14号の三股町での大災害について学んだり、9月には、9月1日の関東大震災をテーマに防災の日について学習を行っています。

職員による防災訓練も防災研修も行っており、都城消防署の指導のもと、救急救命法やAEDの使い方について研修を行っています。

また、三股中学校においては年2回避難訓練を実施し、より実践的な訓練として、生徒へ予告なしの火災訓練を行っています。火災元の確認後、避難経路の確認を生徒たちで決定し、避難を行うなど、具体的な想定のもと訓練を行っています。

また、昭和44年6月30日に発生した勝岡新坂での土砂崩れで亡くなった4名の方々の追悼

集会を通して防災の大切さと命の大切さについて集会を行っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 授業中に災害がいつ起きてもおかしくないのが昨今でございますので、この小さな尊い命を守ってあげるためにも全校がぜひこれを実施していただきたいということで、さっき答弁の中で、中学校はもちろんでございますが、各小学校全校もそのような計画を立てておられて実施をされているんですかね。もう一回お尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（重信 和人君） 各小学校におきましては、大きいところの西小学校から小さいところの長田小学校までで、各校に応じた避難訓練等を行っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にこれがずっと継続の中で、子供たちにその避難訓練をさせてあげることによって、そのまた子供たちが大きくなったときに、自分たちもまた防災意識が高まっているようなそういうみんなにそれがまた波及していくということもございますので、ぜひ継続の中でよろしく願いしておきます。

次、③に行きます。職員への防災研修等は実施されているのでしょうか。またその内容についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 職員につきましては、毎年実施しております、土砂災害における全国統一防災訓練におきまして災害対策本部の設置、災害時に必要となる避難所の開設、運営に関する訓練、災害時要援護者に対応する避難訓練、県などの関係機関への連絡や広報車や防災無線を活用した住民への情報伝達などの情報伝達訓練などを実施しているところでございます。

本年度はこれとは別に災害対策本部職員及び各避難所担当職員として各職員事前に周知いたしまして、災害時の緊急連絡網を統一した形式で整備いたしまして、地震発生を想定し、全職員を対象に緊急連絡訓練を実施したところでございます。

訓練に先立ちまして、地域防災計画における職員参集基準のほか、新型インフルエンザ対策行動計画における職員の参集基準、口蹄疫と家畜防疫における職員の参集基準を作成いたしまして、全職員に周知するとともに課長補佐を対象に説明会を実施したところでございます。

今後とも訓練等を通じて職員の防災研修を行いまして防災意識の向上と災害に対する意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） これは、私が今から申し上げるのは、また小林市の実例であります。

災害時職員招集伝達訓練を実施されたときのことであります。緊急招集にもかかわらず、市役所駐車場から走って庁舎に入ってくる職員が少なかった。また女性においてはスカートやハイヒール姿でいた女性職員がいたと。そして、言うのには、地域防災計画はあっても自分たちの役割がわかっていないという職員もいたと。そういうことが分析されておりました。

いざ災害となれば、職員の方も被害者になることも大いに想定されるわけですが、まずは職員が災害対策本部としての自覚をしっかりと持っていただき、住民の安心、安全につなげていただきたいと思うわけですが、災害対策本部長は町長であられるわけですが、先ほど答弁の中に、我が町においてもそういう防災訓練ですかね、訓練をそれぞれにおいてされたという答弁をいただきましたんですが、町長はそういう訓練において職員への意識の向上についてはどのように指導されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、職員の情報伝達、要するに総務課から、そして各課長、そして職員、どのように伝達が、どの時間帯で、どのぐらいのスピードでというようなことの把握を今回やったところでございます。

今言われました小林市のような、そういうふうな庁舎まで動員すると言いますか、招集するという訓練でございますで、まだ第1歩かなというように考えます。

やはり、この南海トラフ、あるいはまたこのいろんな災害、大型災害が考えられますので、より実践的な訓練という意味あいでもっと踏み込んでいったらというふうに考えてます。

そういう意味合いでは、小林市はちょうど三股と同じように、協働のまちづくりというのを掲げておまして、やはり職員と町民、そここのところの一体的なくくり、そういうふうなことも重要ということで、そのあたりのところも町としましたらどうあるべきかというところも検討しながら、より実践的な訓練をしながら、今、言われました様ないろんな問題点等を把握して次に生かしていくというふうにいきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 何事においても練習とか訓練とか日ごろが大事かと思えます。

それを思いましたときに、一回一回ごとの訓練、そういうものをしっかりと無駄のないように実施をしていただきたいと思いますので、今後の計画の中ではぜひその辺を含めて実施をしていただきたいと思います。

次に、④に進みます。県が実施している防災士養成研修への参加を職員を含めた多くの関係各

位に啓発してはどうかということでお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 県が実施する防災士養成研修につきましては、毎年7月から10月初旬に基礎コース研修が2日間、無料で開催されます。その後、資格取得のための受験申し込み、レポート提出、1月下旬から2月上旬頃に専門コース2日間受講し、防災士資格試験を受験、3月に合格者に対して通知を行い、4月に防災士認証状が交付されることとなっております。

資格取得料といたしましては受講料が3,000円、合格後の認証登録料5,000円が必要となります。

現在では、平成20年9月末現在で703名の方が資格を取得しており、本町でも5名の方が資格を取得していらっしゃいます。

今年度の防災士養成講座の開催につきましては、町職員並びに自主防災組織を担っていただく自治公民館長に募集を行いました。受講申し込みがなかったところがございます。

防災士につきましては、災害発生時に共助の部分において重要な役割を担うことが期待されております。今後とも防災士養成研修の開催については募集の周知に取り組み、資格取得者の育成に取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 当町では5名と、なかなかこの厳しい数字ではないかと思えます。これもまた小林の件でございますが、この資格取得者が目標を100人に設定されている。それに向けて努力しているということであれば、我が町においても目標を明確にして取り組まれたらいかと思います。お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 県のほうに問い合わせをして、県内の防災士の状況ということをお聞きいたしました。一番多いのが宮崎市ということで205名、延岡市が134名ということで、あと都城市とかが続いているんですけども、町村は確かに高鍋町が14名がトップで、そのほかの町村は、いるか、いても5名程度というような状況になっておりまして、三股町も5名というところの数字で止まっているところがございます。

人口規模にすると、やっぱり都城市と比べても少ないですし、もっと積極的に取り組まなければいけないということから、確かに議員が言われるように、ある程度の目標を設定して、地域に呼びかけていく必要は確かにあると思います。

ただ、職員なんですけれども、職員は確かにこの資格を持っていたほうがもちろんいいんですけど、実際、災害が発生したとき、職員はもう本部のほうに詰めるというのが基本でございます。

ので、できる限り、地域の方々に取得を促していきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今まで自分のことを申し上げるのはいかななものかとは思いますが、私も今回防災士の資格を取得いたしました。だからというわけでもないんですけれども、勉強してみて初めてこの防災意識を自分なりに感じるということの重要性を改めて知ったところでもあります。それはもう勉強するのは、このぐらいの厚さの本でございまして……、大変は大変でした。しかし、本当に私たちが、みんなが基本的なことを知らなければならないという内容でございました。ということで、この取得者が増えれば、防災、防災という中でこの防災組織も全て万全になっていくわけですね。みんながそう知識がある人が地域ごとに増えていくわけですから、もうこれほど心強いことはないんじゃないかと思うわけです。

ということで、前都城市長も防災士の資格を持っておられました。そこで、町長も先頭に、先頭に課長さん、職員、いかがでございましょうか。この防災士資格に挑戦していただくわけにはいかないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話がありましたように、自主防災組織、そちらのほうも非常にこう実態が伴わない、山手のほうがそのような実践訓練もやっていますので、それなりの内容に伴う防災組織だと思いますけども、町全体としましてはまだまだと言う感じがあるというご指摘であります、そのとおりにかなというふうに思います。

そういう意味では、やっぱり防災士がそれぞれの地域に張りつくような形になったら、より非常に中身の濃い実態を伴うような自主防災組織になっていくだろうというふうに思います。そういう意味では、やっぱりこの防災士を増やしていく取り組みは非常に重要だろうと思います。

そういう意味合いでは、塊より始めよと言いますから、私も含めて職員の中でもやはり多くの職員、幹部の職員を含めてそういうものにチャレンジして行って、そして認識を高めて行って、また地域との連携を深めていく、また地域からもそういう防災士を増やしていく、そういうふうなことが大事だろうというふうに考えますんで、その点、今年とれるかどうかちょうど7月から10月初旬が基礎コースということですので、スケジュール等いろいろございまして、前向きには検討をしたいというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） もし来年また再度私が尋ねるようなときには、「はい私も」というようなことでご答弁いただけたらありがたいと思っておりますんで、期待いたしております。

先ほど、答弁の中にありましたように、町民の方々にもぜひとも啓発をしていただきたいと思っております。まあこれが目標を設定するという点において当然町民の方への啓発もしないといけな



いという結果にもなりますので、これ何回もやはり回覧板等で周知を徹底していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。答弁願います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 1つは、回覧板だけではなくて、開催地を誘致すべきじゃないかというふうに、係の中の話で出てきておりますので、そういうのも含めて、皆さんがとりやすい環境づくりを整備していきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） それはなかなかいいアイデアかなと思いますんで、ぜひとも県のほうにそれを、ゆさぶりをかけていただきたいと思いますんで、よろしく願いしておきます。備えあれば憂いなしとはよく言ったものですが、住民の安心と安全も万全の対策があればこそではないかと思えます。

地域防災計画が去年、私どもの手元にも届きましたんですが、こんなにそれこそ、分厚いですね。あれを読破するなんてことはどんなんでしょう。皆さん読破された方はいらっしゃいますでしょうか。とてもじゃないけれど難しいんじゃないかと。となると、これは絵に描いた餅にならないのかという気もいたしておりますので、これをぜひともそういうふうにならないように、生きた戦略としてその防災計画が生かされるように願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

ここでしばらく本会議を休憩いたします。

午後2時23分休憩

-----  
午後2時27分再開

○議長（山中 則夫君） それでは休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

-----  
午後2時27分散会

---

平成25年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第6日)

平成25年3月22日(金曜日)

---

議事日程(第6号)

平成25年3月22日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第1号から第20号、第22号から第25号、第28号から第39号及び第41号から第45号までの41議案)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第1号から第20号、第22号から第25号、第28号から第39号及び第41号から第45号までの41議案)

---

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 久寿米木和明君

書記 谷口 光君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
総務課長兼町民室長	-----	大脇 哲朗君	地域政策室長	-----	西村 尚彦君
税務財政課長	-----	渡邊 知昌君	町民保健課長	-----	山元 宏一君
福祉課長	-----	岩松 健一君	産業振興課長	-----	丸山浩一郎君
都市整備課長	-----	下沖 常美君	環境水道課長	-----	鍋倉 祐三君
教育課長	-----	重信 和人君	会計課長	-----	財部 一美君

---

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 常任委員会報告**

○議長（山中 則夫君） 日程第1、常任委員会報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第1号、2号、11号、12号、13号、14号、17号、18号、19号、22号、23号、24号、25号、29号、30号、31号、32号、39号、45号の19件です。案件ごとにご説明申し上げます。

議案第1号「三股町新型インフルエンザ等対策本部条例」。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定により、対策本部に関し、必要な事項を定めようとするものです。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第2号「三股町債権管理条例」。

本案は、町が保有する債権の統一的な処理基準で、債権管理の一層の適正化を図ることを目的として定めようとするものです。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」です。

本案は、第1次地域主権改革一括法の施行により、新たに条例で事業者の指定の基準、並びに

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

なお、本町独自のものとして、第3条地域密着型サービスの事業者の一般原則に第3項を新たに設け、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、他の地域密着型サービス事業者、または居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス、及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。及び、第4条暴力団の排除に第3号を新たに設け、三股町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、または暴力団員と密接な関係を有する者と規定しています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第12号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」。

本案は、第1次地域主権改革一括法の施行により、新たに条例で事業者の指定の基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものです。

なお、議案第11号と同様の文言が新たに記載されています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例」について説明申し上げます。

本案は、開館の開始時間が9時からを負担金を月額2,000円徴収した児童のみ、8時から利用できるようにするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を説明申し上げます。

本案は、準拠する法律の変更による改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第17号「三股町まちづくり基本条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、新たに議会の条項を新設するものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本条例は、条例の字句を現状に合わせるための改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案第18号同様に条例の字句を現状に合わせるための改正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,797万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,798万7,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、国庫負担金8,907万2,000円減額など、国庫・県共同事業交付金を確定で増減補正しようとするものです。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費3,728万3,000円の減額、共同事業拠出金3,599万1,000円の減額など、見込みによる補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,754万3,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料490万8,000円の増額補正、後期高齢者医療広域連合受託事業収入241万1,000円の減額補正です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金490万8,000円の増額補正であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ950万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,267万2,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金3,467万5,000円の増額、介護保険料653万円の増額、及び国庫負担金1,063万8,000円の減額、国庫補助金1,085万4,000円の減額、支払基金交付金2,049万8,000円の減額、県負担金873万7,000円の減額です。

歳出の主なものは、介護予防サービス等諸費650万円の減額補正です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239万1,000円と定めようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第29号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計予算」の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ31億4,528万4,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、一般被保険者国民健康保険税が医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の合計4億8,625万9,000円、退職被保険者等国民健康保険税が医療給付費後期高齢者支援金、介護納付金の合計5,809万3,000円計上され、国庫負担金4億7,733万6,000円、国庫補助金2億2,962万7,000円、療養給付費等交付金3億2,300万1,000円、前期高齢者交付金7億5,289万円、県補助金1億2,240万4,000円、共同事業交付金3億8,180万円、一般会計繰入金2億1,761万円です。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費15億1,863万6,000円、退職被保険者等療養給付費2億9,587万5,000円、高額療養費2億3,282万6,000円、後期高齢者支援金3億4,566万7,000円、介護納付金1億5,287万6,000円、共同事業拠出金3億8,247万3,000円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第30号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計」について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,672万6,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億2,764万9,000円、一般会計繰入金7,869万1,000円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,050万9,000円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第31号「平成25年度三股町介護保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億7,362万4,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料3億1,918万2,000円、国庫負担金3億2,920万4,000円、国庫補助金1億5,599万1,000円、支払い基金交付金5億4,067万9,000円、県負担金2億6,723万円、一般会計繰入金3億2,571万

1,000円です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付金7億1,754万4,000円、地域密着型介護サービス給付費1億5,035万9,000円、施設介護サービス等給付費6億2,767万6,000円、居宅サービス計画給付費7,169万5,000円、介護予防サービス給付費1億1,727万2,000円、特定入所者介護サービス費7,190万円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第32号平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,241万2,000円と定めようとするものです。

歳入の主なものは、介護予防サービス計画費収入1,208万6,000円です。

歳出の主なものは、一般管理費の委託料843万4,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第39号「指定管理者の指定について」、三股町デイサービスについてご説明申し上げます。

本案は、社会福祉協議会と平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、指定管理者として契約しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号「財産の処分」についてご説明申し上げます。

本案は、三股町蓼池字牛ケ廻2289番1ほか2筆の旧勝岡教職員住宅跡地の5,380.56平米を1,510万円で、都城市安久町6942番地株式会社藤誠建設に売却しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生常任委員会に付託された案件について報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、平成25年度第1回3月建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、15号、16号、20号、33号、34号、35号、36号、37号、38号、42号、43号、44号の計20件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第3号「三股町営住宅の整備基準に関する条例」。

概要、「三股町営住宅の整備基準に関する条例」について説明申し上げます。

本案は、第2次地域主権改革一括法による公営住宅法の改正により、条例で定めることになったために制定するものであります。

条例の概要につきましては、第1章の総則、第2章敷地の基準、第3章町営住宅及び共同施設の基準及び附則からなる条例であります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、塚原団地B棟の完成に伴い、三股町営住宅設置条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、別表中の住宅戸数について、平成24年度分41戸を追加し、総計739戸を780戸とするものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第5号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町債権管理条例の制定により、町が有する債権の統一的な処理基準を定めるに合わせて、三股町営住宅管理条例について所要の改正措置を構ずるものであります。

その主な点は、督促料徴収を削除することにあります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号「三股町道の構造の技術的基準を定める条例」。

本案は、第1次地域主権改革一括法及び第2次一括法により、各自治体において道路構造令（昭和45年政令第320号）等を参酌し、条例で定めることになったために制定するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号「三股町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」。

本案も議案第6号同様、第1次地域主権改革一括法及び第2次一括法により、各自治体において道路構造令（昭和45年政令第320号）等を参酌し、条例で定めることになったために制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号「三股町町道の道路標識の寸法を定める条例」。

本案も、前6号、7号議案同様に第1次地域主権改革一括法及び第2次一括法により、各自治体において道路構造令（昭和45年政令第320号）等を参酌し、条例で定めることになったために制定するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例」。



本案は、第2次地域主権改革一括法による都市公園法等の改正により、各自治体において公園の整備等に関する条例を定めることとなったために制定するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、道路法施行令の改正に伴い条例を改正するものであります。

その主な点は、令第7条第2号に掲げる工作物件の占用料を占用面積1平方メートルにつき年1,100円を追加するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」。

本案は、三股町債権管理条例の制定により、町が有する債権の統一的な処理基準を定めるのにあわせて、関係条例について所要の改正措置を講じるものであります。

内容については、督促手数料について「徴収する」を「徴収することができるものとする」ものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第16号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」。

本案も、前議案第15号同様、三股町債権管理条例の制定により、町が有する債権の統一的な処理基準を定めるのにあわせて、関係条例について所要の改正措置を講ずるものであります。

内容につきましては、督促手数料1通100円を削除するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号「都城盆地土地改良事業基金条例を廃止する条例」。

本案は、都城盆地畑地かんがい事業の国営事業地元負担金の償還に備えて基金を積み立て、都城盆地土地改良事業の円滑な推進を図るために平成5年度に基金条例を制定したところですが、国営都城盆地土地改良事業が平成23年3月31日に完了し、同日及び同年9月30日に三股町負担分を一括して償還し、残金については県営畑地かんがい事業の地元負担金に充てることで平成24年度をもって基金の残金がなくなり、当初の目的を達成したことから、当該基金条例を廃止しようとするものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,290万3,000円と定めるもので、対前年比0.014%、6,000円の増となっております。

歳入の主なものは、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものは、公債費2,611万

3,000円と施設管理費及び職員給与等の1,668万9,000円であります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第34号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

本案は、平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,739万6,000円と定めるものであります。対前年度比7.7%増となっています。

歳入の主なものは、一般会計繰入金2,705万7,000円と施設使用料1,033万5,000円で、歳出の主なものは公債費2,453万6,000円と施設管理費1,228万6,000円であります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号「平成25年度三股町公共下水道特別会計予算」。

本案は、平成25年度三股町公共下水道特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,158万円と定めるもので、対前年比18.1%の減となっております。これは国の平成24年度大型補正予算により24年度事業の一部を前倒しするためであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金1億1,709万4,000円、町債7,815万円、国庫支出金6,000万円であります。

歳出の主なものは、下水道管渠工事費1億3,700万円、公債費1億741万9,000円、調査研究及び実施設計委託料1,111万3,000円であります。

現在中央処理区の計画面積は564ヘクタールで、290ヘクタールが事業認可を受けており、24年度より全体計画の見直し作業に着手しております。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第36号「平成25年度三股町水道事業会計予算」。

本案は、平成25年度三股町水道事業会計予算の収益的収入及び支出について、予算における事業収益は3億8,626万1,000円を予定し、このうち収入全体の92.2%を占める水道料金を3億5,610万円とする。また、事業費用は3億5,455万2,000円を予定し、このうち主な費用は減価償却費1億2,955万7,000円及び施設の維持管理費職員給与等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は、1億5,947万9,000円を予定し、一方、支出の総額は3億9,293万3,000円と予定する。

なお、収支不足額2億3,345万4,000円は、当年度分、損益勘定留保金等の財源で補填するものであります。

25年度の業務の予定料は、給水戸数1万783戸、給水量263万8,817立方メートル、1日平均7,230立方メートルとする。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第37号「町道路線の廃止について」。

本案は、県営畑地総合整備事業に伴い15の町道路線の廃止をするものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号「町道路線の認定について」。

本案は、畑地帯総合整備事業完了に伴い14の町道路線を農道から町道へ、または、開発行為に伴う新規認定によるものでございます。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第42号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額4,476万円に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ4,896万円とするものです。

歳入については、主に県補助金を増額し、歳出については、施設管理費の委託料を増額補正するものです。

「第2表、繰越明許費」については、梶山地区農業集落排水施設機能診断調査及び最適設備構想業務について繰越明許費を設定するものです。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第43号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額を3,852万2,000円に歳入歳出それぞれ420万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,272万2,000円とするものです。

歳入については、主に県補助金を増額し、歳出については、施設管理費の委託料を増額補正するものです。

「第2表、繰越明許費」については、宮村南部地区農業集落排水施設機能診断調査及び最適整備構想業務について繰越明許費を設定するものです。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3億7,993万4,000円に歳入歳出それぞれ1億1,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,376万4,000円とするものです。

歳入については、主に国庫補助金、一般会計繰入金及び町債をそれぞれ増額し、歳出については、主に公共下水道事業費の委託料及び工事請負費をそれぞれ増額補正するものであります。

「第2表、繰越明許費」については、公共下水道事業及び公共下水道整備基金積立金について

繰越明許費を設定し、「第3表、地方債の補正」は限度額を1億5,800万円に補正するものであります。

慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、20件の審査についての報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づきご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第28号、第41号の2件であります。

議案第28号「平成25年度三股町一般会計予算」についてご報告いたします。

第1表、歳入歳出予算の概要について説明します。

平成25年度の歳入歳出予算額は92億円で、対前年度比7.2%、6億2,000万円の増となっております。

歳入のうち自主財源の割合は対前年度比1.2ポイント減、依存財源は1.2ポイント増となり、前年度より厳しい財政状況であると言えます。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費の割合が対前年度比1.9ポイント減、経常的経費の割合が対前年度比1.8ポイント減、投資的経費の割合が対前年度比3.7ポイントの増となっております。投資的経費が大きく伸びたのが特徴的なものとなっております。

次に、「第2表、継続費」については、防災行政無線同報系整備事業を平成25年度から2カ年にわたり継続して実施するものであり、総額5億800万円となっております。

次に、「第3表、債務負担行為」については、教育用パソコン導入事業中学校用ほか2件については、数年にわたり債務が発生することから、債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。

次に、「第4表、地方債」については、一般廃棄物処理事業債のほか総額で13億1,227万3,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについて説明します。

昨年度に引き続き都城地域健康医療ゾーン整備事業として、1億6,952万9,000円、クリーンセンター整備事業4億1,538万4,000円、島津紅茶園切寄線道路改良ほか道路整備として、1億1,529万2,000円、新規事業として、ふれあい中央広場整備事業2億938万5,000円、防災行政無線整備事業2億6,215万2,000円、保育園施設整備事業8,716万5,000円、防犯灯LED化事業3,096万3,000円など、総額で、16億

2,799万8,000円の投資的事業の予算となっております。

また、投資的事業以外の新規事業の主なものについて説明いたします。

総務費においては、滞納管理システム更新拡充データ連携作業業務委託料、アグレッシブタウン基本構想策定業務委託料、参議院議員選挙費が主なものであります。

民生費においては、地域福祉計画策定事業などの福祉関連計画策定事業費のほか、障害児居宅介護等事業、自立支援育成医療費給付事業、障害者相談支援事業、認知症施策総合推進事業など、新たな福祉施策の事業費を計上しております。

衛生費においては、胃がん、集団検診の復活や療育医療給付費、有機微生物群を活用した循環型社会形成推進事業費などであります。

農林水産業においては、地域・人・農地プラン推進にかかわる事業費及びものづくりフェア補助事業費などであります。

消防費においては、備蓄物資購入事業費を計上し、教育費においては、中学教育用パソコン導入事業費が主なものであります。

なお、ふれあい中央広場整備事業、五本松雨水対策事業、稗田団体外壁改修事業は国の経済対策に伴い24年度補正に前倒しで組み入れますので、6月議会において減額補正する予定となっております。

慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次、議案第41号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第6号）」であります。

本案は、国の経済対策に伴い補正を行うもので、歳入歳出予算の総額89億1,781万1,000円に、歳入歳出それぞれ6億9,472万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,253万6,000円とするものです。

まず、歳入の主なものについて説明します。

国庫支出金は、土費国庫補助金において道路、住宅、都市公園の防災安全対策として、社会資本整備総合交付金を増額し、総務費国庫補助金において都市再生整備計画に関する事業として、社会資本整備総合交付金を増額するものです。

県支出金は、農林水産業費県補助金において、震災対策農業水利施設整備事業補助金を増額補正し、繰入金は今回補正における財源不足分として、財政調整基金を繰り入れするものです。

町債は、それぞれの事業にかかわる財源不足を見込んで、起債額を増額するものです。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

総務費は、駅前広場整備事業を増額し、農林水産業費においては、震災対策農業水利施設整備事業委託料。畑地帯総合整備事業負担金、高材第2地区、また、各農業集落排水事業特別会計への繰出金の増額を計上しております。

土木費は、ふれあい中央広場整備事業事業費、上米公園遊歩道整備及び旭ヶ丘運動公園野球場整備にかかわる事業費、稗田団地外壁改修にかかわる事業費、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額補正です。

予備費については、収支を調整して減額しています。

次に、「第2表、繰越明許費」は、全ての事業で繰り越すことから総額7億760万2,000円を計上し、「第3表、地方債の補正」は、起債事業をそれぞれ追加し、限度額を2億8,140万円に補正するものです。

審査の経過で、駅前広場整備事業が3,200万円となっておりますが、その工事の中の時計塔改修費が436万8,000円となっております。余りにも高い時計塔ではないか。町民感情からして、納得を得られるようなものにするべきではないかという意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで10時55分まで本会議を休憩いたします。

午前10時42分休憩

-----  
午前10時55分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩時に引き続き本会議を再開いたします。

## 日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長の質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

## 日程第3. 討論・採決（議案第1号から第20号、第22号から第25号、第28号から第39号及び第41号から第45号までの41議案）

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第1号「三股町新型インフルエンザ等対策本部条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町債権管理条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「三股町営住宅の整備基準に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町営住宅設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町町道の構造の技術的基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準」を定める条例を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決され



ました。

議案第8号「三股町町道の道路標識の寸法を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第8号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三股町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「三股町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三股町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三股町有料放課後児童クラブ利用者負担金徴収条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第13号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「三股町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第14号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号「三股町墓地公園条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第16号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「三股町まちづくり基本条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立による採決をします。議案第17号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第18号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「都城盆地土地改良事業基金条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号「平成24年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第22号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成24年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成24年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成24年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成25年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 25年度一般会計予算案に対して、反対討論をいたします。

まず、国の予算案に対し、少し述べます。国の予算の特徴はばらまきと切り捨てです。大企業向けの大型公共事業や軍事費の増額、大企業向けの減税をやりながら、国民生活は切り捨てております。物価下落を口実にした年金削減、生活保護費の切り下げ、地方公務員の賃金削減等々、庶民の生活はますます苦しくなる予算です。また、4月からは、かつて自公政権が決めた男性の厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられ、10月には年金削減、年金保険料引き上げ、来年4月からは再度の年金削減に加えて、消費税率の8%への引き上げが計画されております。これでは、内需を一層冷え込ませ、デフレ不況をひどくすると思います。地方ほど、その影響が大きいはずですが、本町でも、社会保障費の自然増が当然見込まれるにもかかわらず、公務員賃金引き下げを前提に、地方交付税が4,000万円減額となっております。町の単独事業はそれなりに評価しますが、町債が大幅に増えていて、将来の財政を考えると不安を覚えますので、もっと慎重に考えて町政に当たってほしいと思います。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、反対討論はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから起立により採決をします。議案第28号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから起立により採決をします。議案第29号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから起立により採決をします。議案第30号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成25年度三股町介護保険特別会計予算を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから起立により採決をします。議案第31号は

総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「平成25年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「町道路線の廃止について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「指定管理者の指定について」を議題として、討論・採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「平成24年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として、討論・採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号「平成24年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号「平成24年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第43号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号「平成24年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第44号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第45号「財産の処分について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第45号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決さ

れました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付のとおりであります。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

午前11時20分休憩

.....  
〔全員協議会〕  
.....

午前11時23分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

.....  
○議長（山中 則夫君） 以上で、平成25年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分閉会  
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 池邊 美紀

署名議員 大久保義直